八丈町子ども・子育て支援計画

（第３期）

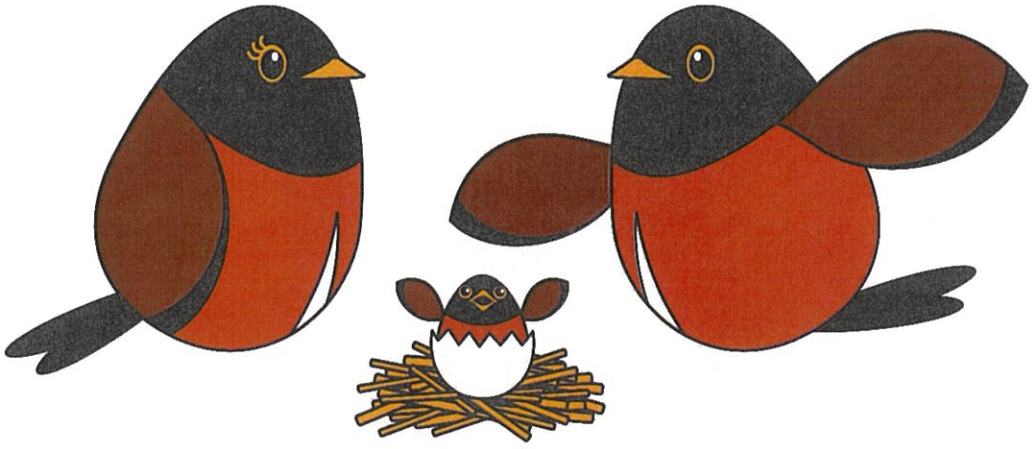

八　丈　町

令和７年３月

はじめに

八丈町では、平成２７年に「八丈町子ども・子育て支援計画」を策定し、「みんなで子育て島育て」を基本理念とし、安心して子どもを産み育て、子どもと親が一緒に成長するための環境整備を目指し、結婚・出産から子育てまでの切れ目のない支援として、家庭全体を応援する様々な事業を展開してまいりました。

令和元年度に策定した第２期では家庭と地域の子育て力の向上を目的とした「八丈町次世代育成支援行動計画（第３期）」を盛り込んだ総合的な計画として策定しました。

今回、第３期となる本計画を子ども・子育て支援事業の指針とし、子ども家庭支援センター、保育園、小学校等を中心に民間とも連携し子育て環境の様々な課題の解決を図っていきます。

最後に、策定委員の皆様、ニーズ調査にご協力いただいた子育て家庭の町民の方々には、貴重なご意見、ご提言を賜り御礼申し上げます。

八丈町長　　山下奉也

目　次

第１章
八丈町子ども・子育て支援計画作成にあたって　・・・・・・・・　１
１　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　計画の策定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章
子ども・子育てを取り巻く現状と課題　・・・・・・・・・・・・　２
１　子ども人口の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２　教育・保育施設の利用の現状　・・・・・・・・・・・・・・　４
３　前期計画の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第３章
子ども・子育て支援施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
１　子ども・子育て支援制度の内容・・・・・・・・・・・・・・　１６
２　計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
３　区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
４　事業の現状と今後の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

第４章
次世代育成支援行動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
１　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
２　施策の方向性・内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
３　新・放課後子ども総合プランに基づく取組・・・・・・・・　３３

第５章
子どもの貧困対策
１　基本目標の実現のための基本的な方向性　・・・・・・・・　３５
２　具体的な施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５

第６章
未就学児保護者・小学生保護者への調査・アンケート
１　子ども・子育て支援計画に係るニーズ調査・・・・・・・・　３９
２　放課後子ども教室アンケート・・・・・・・・・・・・・・・　３９

第１章

八丈町子ども・子育て支援計画作成にあたって

１．計画策定の趣旨

家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化、少子化の急速な進行や待機児童の増加に対応するため、平成２４年８月に「子ども・子育て関連３法」が制定されました。その後、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成２７年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行となり、令和５年４月には「こども基本法」が施行、同年１２月には「こども大綱」が策定され、これまで別々に作成・推進されていた３つの大綱を一本化し、基本方針や重要事項等を一元的に定めました。

本町においても、平成２７年３月に「八丈町子ども子育て支援計画」を策定し、「みんなで子育て島育て」を基本理念として、安心して子どもを産み育て子どもと親が一緒に成長するための環境整備及び出産から子育てまでの切れ目のない支援の推進に取り組んできました。

今回も引き続き第３期計画として、「次世代育成支援行動計画」を盛り込んだ総合計画として策定します。

２．計画の位置づけ

この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援計画」を柱として構成します。

３．計画の期間

この計画は、令和７年度から令和１１年度までの５年間を一期として策定し、令和１１年度に評価・見直しを行います。

４．計画の策定方法

【ニーズ調査の実施】

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するため、未就学児・小学生保護者に「子ども・子育て支援に関する調査」を実施、また、放課後子ども教室を利用する保護者アンケートも参考にしました。

【計画策定委員会の設置】

子育て中の保護者や様々な形で子ども・子育てに関わりのある委員から意見をいただきました。

第２章

子ども・子育てを取り巻く現状と課題

１　子ども人口の現状

１　八丈町における人口の推移

①　人口・年齢３区分別人口

八丈町の人口は年々減少が続いており、０～１４歳人口に特に減少がみられます。

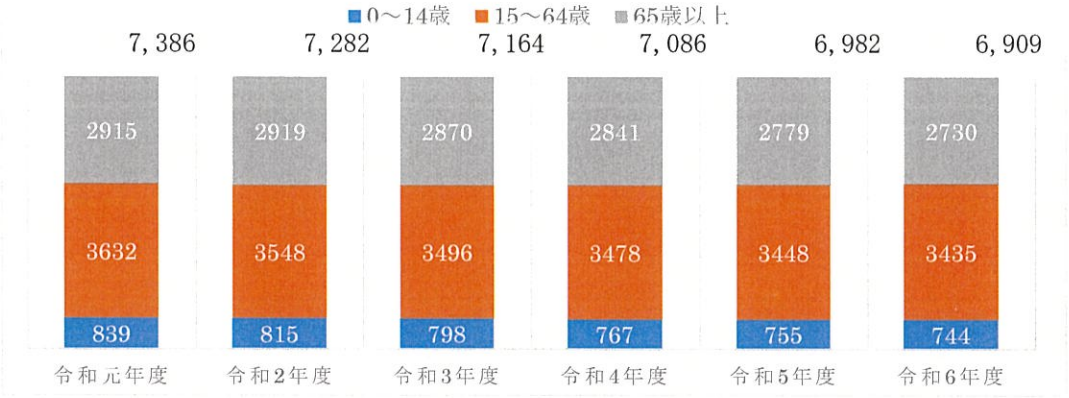

資料：住民基本台帳及び外国人登録数（各年５月１日現在）

②　年齢別児童数の推移

０～１４歳の児童数をみると、６～１１歳の小学生人口を除いて年々減少が続いています。

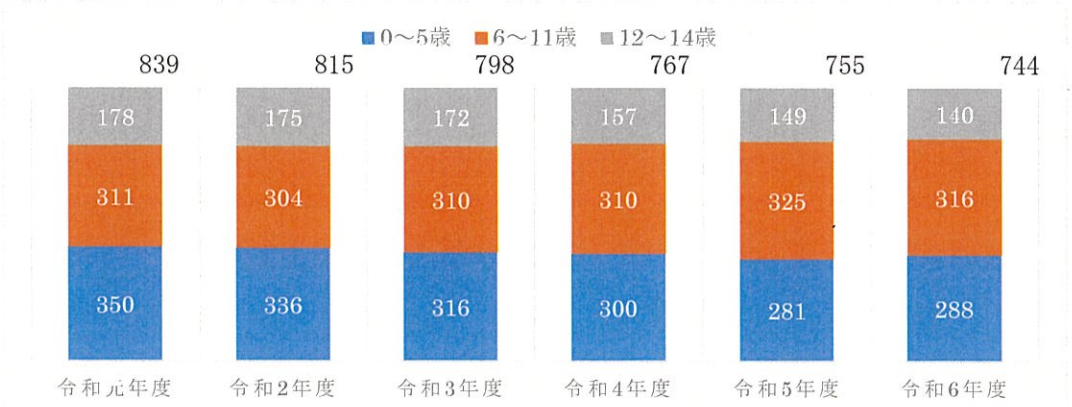

資料：住民基本台帳及び外国人登録数（各年５月１日現在）

③　出生数・出生率

出生数・出生率は平成２９年にほぼ半分まで減少し、平成３０年度には回復したものの徐々に減少傾向にあります。

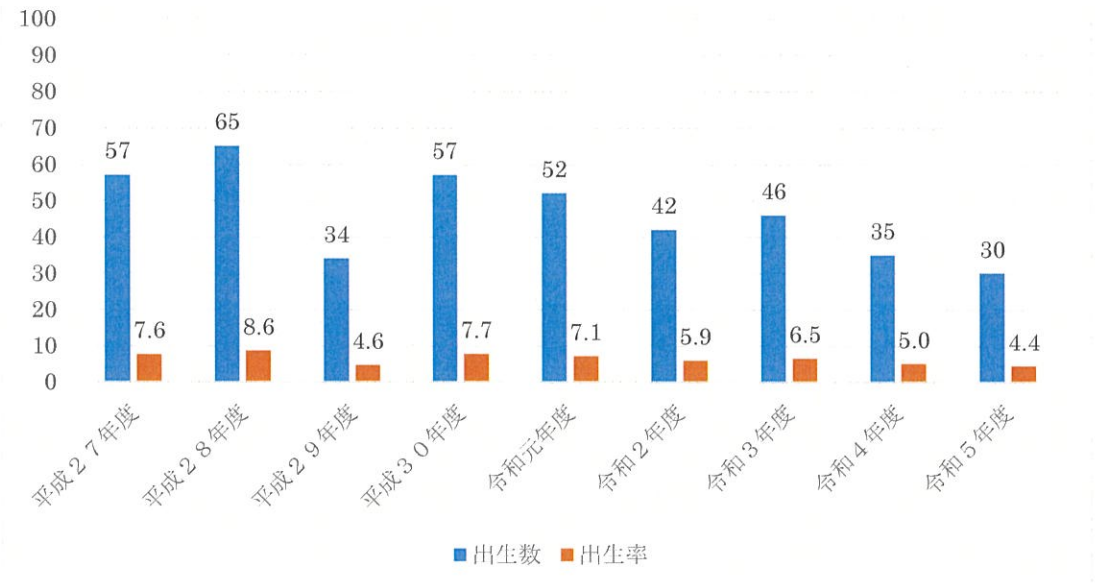

出生率：人口千人あたり　　資料：東京都人口動態統計

④　合計特殊出生率

女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数を表す合計特殊出生率の推移をみると、令和４年度以降は全国平均並みとなっています。

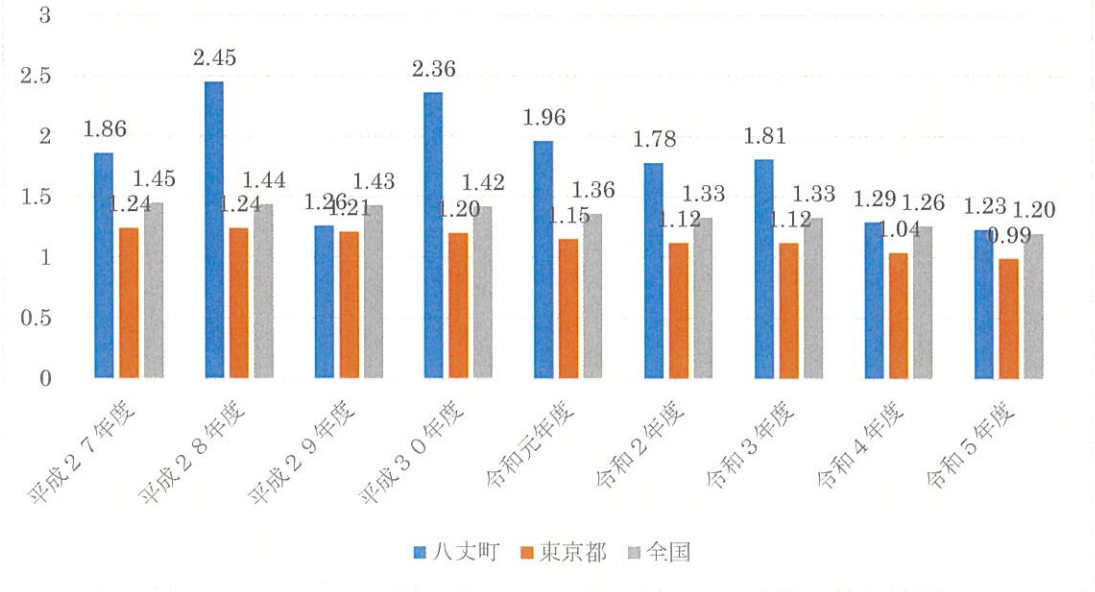

資料：東京都人口動態統計

2　教育・保育施設の利用の現状

1　八丈町における教育･保育施設の現状

※　教育・保育施設とは、公・私立幼稚園、公・私立保育園等であるが、令和元年現在の八丈町においては、八丈町立保育園４園を指します。その他のサービスとは、一時預かり保育・ファミリーサポートを指します。

①　０～５歳の未就学児童の保育園在籍者数の推移

０歳～５歳の多数の児童が、保育園に入園している現状です。むつみ保育園の休園（令和６年度に閉園）に伴い施設利用者数が減少していますが、その分待機児童が増えたため実際の人数は横ばいとなっています。

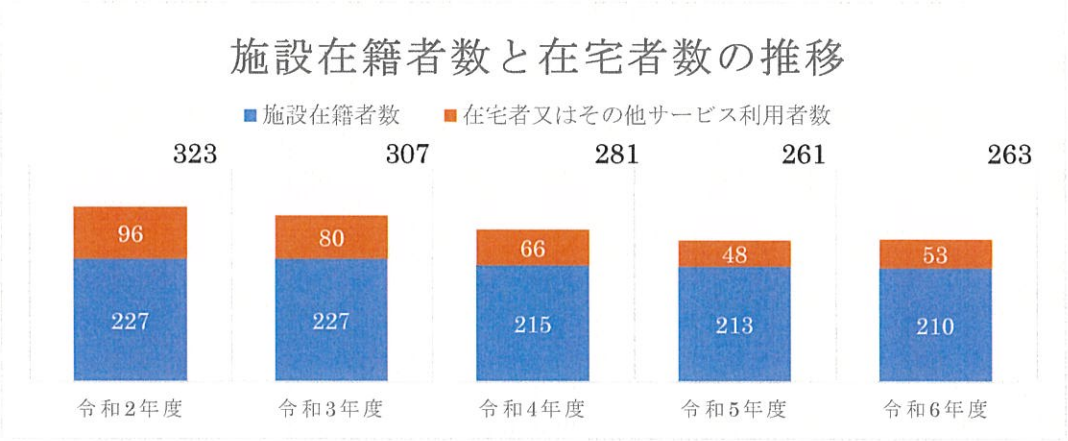

資料：八丈町資料

②　各年齢別の保育園在籍者数推移

各年４月１日現在の在籍者数となります。

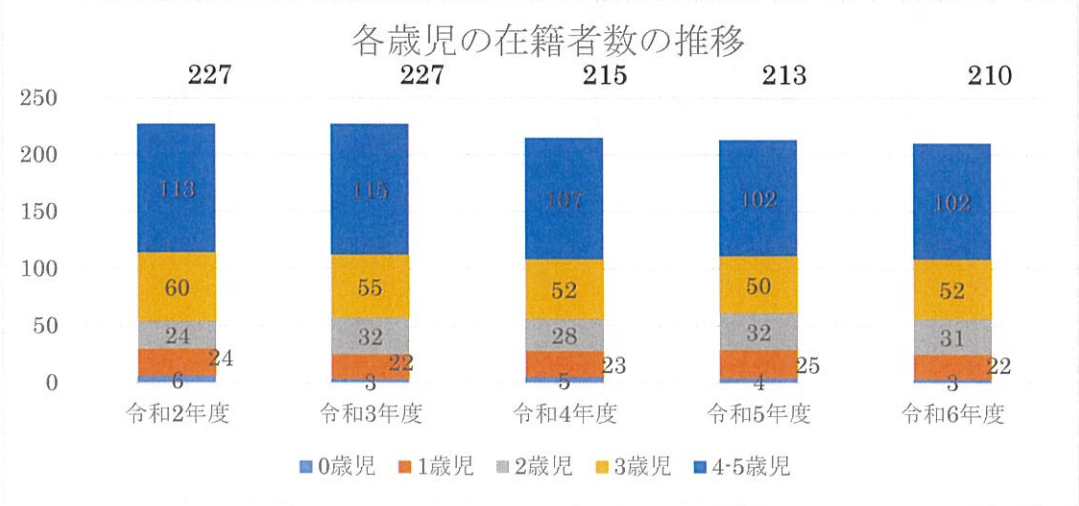

資料：八丈町資料

3　前期計画の評価

本計画の策定にあたって「八丈町子ども・子育て支援計画」及び「八丈町次世代育成支援行動計画」の実施状況について評価を行いました。

※評価の基準（達成度）
①：達成した　②：概ね達成した　③：多少取り組んだ　④：取り組まなかった

（1）「八丈町子ども・子育て支援計画」

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
保育園　認定こども園　幼稚園	坂下保育園において、零歳児保育を実施します。	むつみ第二保育園に０歳児室を作ったものの、保育士や看護師等の人材の確保が出来なかったため施設の設置までしか出来ませんでした。	③
	保育士の確保に努め、待機児童解消を図ります。	現在ＨＰ等で募集をかけているほか、令和６年度より募集動画作成を始めました。	③
	施設の老朽化にともない、今後の整備計画を検討します。	若草保育園の施設更新に向けた委員会を立ち上げました。	①
地域子育て支援事業	試験的に取り組んでいる土曜日開放を継続し、需要に応じて常態化します。	月１回第４土曜日に交流ひろばを開放を継続、常態化しています。	①
	子育てをテーマとして講習会に、高齢者や関係機関の講師を招き、異世代間交流や子育て情報の提供を充実したものにします。	ひろばの催しに民生・児童委員を招き、異世代間交流を試みました。より一層の充実を目指します。	①
妊婦健康診査	引き続き、国の動向に応じ助成を実施します。	都内市区町村共通、１～14回分の妊婦健診、超音波検査、子宮頸がん検査の一部を助成する受診票を、母子手帳発行時に配布しました。令和４年度から産婦健診受診費を助成、令和６年度から妊婦超音波検査の助成回数を１回から４回へ増加しました。	①

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
乳児全戸訪問事業	引き続き、出産祝金支給時に子ども家庭支援センター保健師による訪問を行います。	出産祝い金と同時の保健師同行は子ども家庭支援センターで継続しています。	①
	母子保健においても全戸訪問を実施しているため、この形を継続します。	母子保健の新生児・乳児の里帰り出産を含めた全戸訪問実施にて、出産子育て応援給付金と伴走型相談支援を実施しています。	①
養育支援訪問事業	子ども家庭支援センターを中心として、関係機関と連携を図り対応します。	事業自体は行っているものの、令和２年度から令和６年度の間は訪問希望や需要が無く実施しませんでした。	④
子育て援助活動支援事業	引き続き、協力のできる会員の登録者を増員する周知を行います。	ポスター、チラシ等を用いた広報活動、民生委員等への周知、直接の声掛けにて登録者数は増加しました。	①
	引き続き、援助を要する会員が利用しやすい環境整備を行います。	事前打ち合わせ（顔合わせ）の実施、利用中の電話フォローを実施。送迎サービス利用の方向けにチャイルドシートの貸し出しを実施しました。	②
一時預かり事業	子ども家庭支援センターにおいては、保護者の急な通院などによる緊急時の預かりも受け入れます。	年々利用者が増加し、需要の高さが感じられました。緊急時の受入れにも柔軟に対応しています。	①
	子ども家庭支援センター、むつみ保育園、あおぞら保育園で連携し、保育を要する保護者の需要に応じていきます。	むつみ保育園が閉園となったため、子ども家庭支援センターとあおぞら保育園で実施となりました。	②
放課後児童健全育成事業	引き続き、１年生から６年生の受け入れを行っていきます。	１年生から６年生まで受け入れを行っています。	①
	クラブに配置する支援員の資格保持者の増員を図ります。	支援員の人数は令和元年度１人でしたが、令和６年度には１０人に増員しました。	①

（２）「八丈町次世代育成支援行動計画」

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
①子どもの健やかな成長を支える	妊産婦及び新生児の健康確保 【福祉健康課】 ・妊娠された方に、健やかな出産が迎えられるよう、保健師による面談を行った上で母子健康手帳の交付を行います。 ・妊婦健康診査の受診勧奨 ・両親学級の実施 ・新生児、産婦訪問	・母子健康手帳の発行時及び妊娠 28 週から 36 週の間に面談、妊婦健康診査受診状況確認しています。 ・両親学級の年間３クール（１クール４回）実施しています。 ・里帰り出産を含む全件新生児、乳児、産婦訪問を実施しています。 ・必要に応じて個別の支援計画を立て、面談訪問感謝連絡調整を実施しています。	①
	乳幼児健康診査等の実施 【福祉健康課】 ・３～４か月児、１歳６か月児、３歳児を対象に健康診査を実施。１歳６か月児、３歳児においては臨床心理士と相談ができる体制にて、実施しています。また、未受診者にはフォローを行います。 ・５歳児を対象に健康診査を実施し、保護者の個別相談に応じます。 ・１歳児、１歳６か月児、２歳児、３歳児、４歳児を対象に歯科健康診査を実施します。	・３～４か月児産婦健診（年６回）を実施しています。 ・１歳児歯科健診（年４回）測定会実施し、その際にファーストバースデーサポートギフト配布（令和４年度より開始）しています。 ・１歳６か月児健診（年６回）、２歳児歯科健診（年４回）にてセカンドバースデーサポートギフトを配布（令和６年度より開始）しています。 ・３歳児健診（年６回）、４歳児歯科健診（年４回）、５歳児発達健診（年１回）を実施しています。 これらにより、切れ目のない支援の提供体制を構築しています。	①
	予防接種の実施 【福祉健康課】 ・お子さんが適正な回数と接種間隔にて、注射を受けられるよう、予防接種の集団予防接種を実施します。	・基本的には毎月第二、第四木曜日に集団予防接種を実施しています。0歳、1歳の予防接種が多い方には別途スケジュール表を渡し、接種漏れが発生しないようにしています。体調不良等で集団接種に来られなかった方には、個別で日程を案内しています。	①

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
①子どもの健やかな成長を支える	子育て相談・講演会 【福祉健康課】 ・お子さんの身体計測・子育てや発育に関する相談を実施します。 ・臨床心理士による心理相談、発育発達に関する相談を実施します。 ・子育てに関する講演会を実施します。	・助産師、栄養士、歯科衛生士、保健師が対応する育児相談の場「すくすく相談」、心理相談員が子どもの発達やしつけ対応全般の相談に対応する「こども心理相談」をそれぞれ各月１回実施しました。 ・子育て講演会は令和元年より実施していません。	②
	食育 【福祉健康課】 ・離乳食講習会、親子クッキング、八丈島の食材を使って手作りの食事・おやつ教室等の調理実習や講話を実施します。	・離乳食講習会は試食、講話を行っています。親子クッキングは、令和２年度～４年度については人数を制限して調理実習を行い、料理は持ち帰る形で、令和５年度からは調理実習、講話、食事を行いました。食事・おやつ教室は、子どもごはん・おやつ教室に名称を変更し、令和２年度～４年度は人数を制限して実施、令和５年度からは、調理実習・歯科衛生士の講話を行いました。	①
	島食材の学校給食への活用 【教育課】 ・郷土の良さを認識するとともに、生産者の収益確保もできる、島の食材を取り入れた安心安全な給食を提供します。	・児童・生徒が地域でとれる農水産物に関心をもってもらえるよう、定期的に郷土料理や島食材を使用した献立を提供することができました。	①
②子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり	各保育園において、園庭開放 【福祉健康課】 ・保育園において「親子と地域の交流の場」を提供します。	・土曜日に実施していましたが、人員不足のため、土曜保育を行いながら園庭開放に訪れた子どもの安全確保にまで人手が回らない等の理由から断念しました。	③

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
②子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり	小中一貫型教育推進事業・学力向上（いじめ・不登校対策） 【教育課】 ・各地域の特色にあった小中一貫型教育に取り組み、学力や道徳心の向上、郷土を愛する教育を推進します。	・学校運営協議会を随時開始し、地域住民や関係機関と一体となった学校運営に努めました。不登校対策については適応指導教室を設置するなど不登校支援に努めました。	②
	ブックスタート 【教育課】 ・読み聞かせの実施及び絵本のプレゼントにより、赤ちゃんと保護者の絵本を介した心のふれあいをもつきっかけづくりを実施します。	・新型コロナウイルス対策期間中は絵本を渡すのみとなりました。令和５年度より対面による趣旨説明と読み聞かせを再開し、心のふれあいのきっかけづくりを進めました。	②
	図書館・体育施設・公民館等施設環境整備 【教育課】 ・文化やスポーツ、読書活動、地域コミュニティの活性化、世代間交流の場となる、施設整備を推進します。	・利用者からの問い合わせや要望に対応するため、記載情報が古くなった資料の買い替えや書庫の整備を進めました。 前期に関しては感染症流行のため、施設利用、施設整備ともに縮小しましたが、後期に関しては利用が再開し活性化、施設に関しては各施設老朽化が進む中、優先順位をつけて整備を進めました。	②
	島外体験学習 【教育課】 ・島外での野外活動を中心とした団体生活を通して、法律を守り社会に貢献出来るリーダーの養成を目的に実施します。	・島内在住小学生、中学生を山梨県少年自然の家に派遣し、団体生活及び野外体験活動等を実施しました。事業終了後は、参加した子どもたちが各種活動のリーダーとして活躍できました。	②

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
②子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり	クラシックコンサートの開催 【教育課】 ・一流の音楽を通して、文化的意識の向上を図り音楽を楽しむ機会を提供します。	・八丈町の名誉町民である作曲家の團伊玖磨氏の功績や思いを、クラシック音楽を通して親しみ、継承する記念コンサートを中心に実施してきました。令和４年度は大賀郷中学校合唱部が出演し、令和５年度は合唱団として小中学校有志が出演、令和６年度はおじゃれホール初のオペラ夕鶴公演の舞台に小中学校有志が出演しました。芸術文化体験機会の提供や、芸術文化の振興を図ることができました。	①
③子どもの個性と可能性を育む	英会話教室 【教育課】 ・子どもの自主性・社会性の育成及び異文化を理解し対応出来る人材育成の機会を提供します。	・坂上地区：中之郷公民館 ・坂下地区：三根公民館・大賀郷公民館で実施しました。小学生クラスは３館で同数実施し、子どもの自主性や社会性の育成、異文化コミュニケーション能力の向上に寄与しました。また、大賀郷公民館では、乳幼児を持つ保護者も子ども同伴で受講（パパママクラス）できることから、子育て中のリフレッシュ、保護者間の交流、自主学習の場としても活用できました。	②
	放課後子どもプラン 【教育課】 ・放課後の子どもの安全な居場所づくりを行います。	・放課後の子どもの居場所として、自由な遊びや体験・交流のできる「がじゅまる広場」を提供しました。地域の大人が子どもたちの活動を見守るようにして、安全な居場所づくりを充実させました。	②

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
④生き生きと楽しい子育てを応援する	子ども家庭支援センター事業 【福祉健康課】 ・育児・児童・妊婦の相談に応じるほか、交流ひろば、催し、一時預かりなど　子育て応援拠点として情報・サービスを提供します。	・保護者のニーズに寄り添いながら日々様々な相談に応じています。 ・交流ひろばの催しは令和２年３月から令和３年６月までコロナ禍に伴い休止していましたが、その後予約制という形で再開しました。令和５年５月以降人数制限を撤廃し、現在は毎回30名近くの親子が参加しています。 ・一時預かり事業は年々利用者が増加しており、子育て応援の一翼を担っていると感じられます。	①
	赤ちゃんふらっと整備の推進 【福祉健康課】 ・外出時のおむつ交換や授乳場所の確保のため整備を推進します。 （現在：各保育園・子ども家庭支援センター・保健福祉センター）	・現在設置している授乳場所３箇所は維持しているものの、新たな整備は行っていません。	④
	子育て情報誌の発行 【福祉健康課】 ・子育てに関する様々な情報を集めた情報誌を提供します。	・令和６年度HPの更新を行ったものの、刊行物を発行しておらず周知まで至りませんでした。	③

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
⑤子育てと仕事の両立を支える	保育園運営 【福祉健康課】 ・こども一人ひとりを大切にし、地域に開かれた保育園を目指します。質の高い保育提供のための保育士研修、家庭支援に対応出来る資質向上を図ります。一時保育の給食提供など、多様な保育サービスを提供します。また、ニーズ調査を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら環境整備を進めます。 　サービスの向上に向けた取り組みを促進するため、第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を検討します。	・質の高い保育を提供するために、保育士研修を定期的に実施し、家庭支援にも対応できる資質向上を図っています。その結果、保育士たちはより専門的な知識とスキルを身につけ、より良い保育サービスを提供できるようになっています。 また、一時保育の給食提供など多様な保育サービスを充実させ、保護者のニーズに応えることができています。今後も地域の期待に応えられるよう、引き続き努力し、こどもたちとそのご家庭にとって最良の保育環境及びサービスの向上を図ります。 　第三者評価機関の評価を受けるまで至らなかったが、「利用者のサービス選択」及び「事業の透明性の確保」のため今後も検討する。	③
	とびっこクラブ （放課後児童クラブ） 【福祉健康課】 ・ひとり親や共働き家庭の児童を対象に、育児と仕事が両立できる環境を整備します。教育課の放課後子供プランと連携した体制作りを強化します。利用者のニーズに合わせ、土曜日や長期休業日も実施します。安心して子どもを預けられるよう指導員に研修等を行い、相互の意見交換ができる機会を設けます。	・ひとり親や共働き家庭の児童の居場所を提供し、安心して保護者が働ける環境の提供を行ってきました。教育課の放課後子ども教室と連携し、互いの職員が互いの人員不足に対して補い合い、一つの居場所としてとびっこ・がじゅまる教室を協力して創り上げてきました。土曜日や長期休業日も休まずに開催し、居場所の提供を行いましたが、三原小については夏休み中の指導員が足らず、大小と合同開催となることがありました。支援員資格者を１０倍に増やし、救急救命やアレルギーについての研修や、３校での合同指導員会議を行いました。	②

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
⑥子どもと親の生活基盤を支える	出産祝い金の支給 【福祉健康課】 ・出産された方に、お祝い金を支給します。	・町長もしくは副町長または管理者と、出産された方の自宅を訪問し、お祝い金の受け渡しを行いました。	①
	児童手当の支給 【福祉健康課】 ・児童手当の迅速・適正支給を行います。	・児童手当の適正な支給を行い、制度改正の際には広く周知を行いました。	①
	乳幼児医療費助成制度 【福祉健康課】 ・未就学児の医療費の自己負担分を助成します。	・未就学児の医療費助成を行い、都では所得制限になる世帯についても町として助成を行いました。	①
	義務教育就学児医療費助成制度 【福祉健康課】 ・小学生・中学生の医療費の自己負担分を助成します。	・義務教育就学児の医療費助成を行い、都では所得制限になる世帯や一回 200 円の通院費についても町として助成を行いました。	①
	ひとり親家庭等医療費助成制度 【福祉健康課】 ・ひとり親等家庭の医療費の自己負担分を助成します。	・ひとり親家庭等の保護者や児童に対し、医療費助成を行いました。	①
	児童育成手当（障がい）・児童扶養手当 【福祉健康課】 ・ひとり親家庭等への手当支給を行います。	・ひとり親家庭等へ適切に手当の支給を行いました。	①
	養育医療の給付 【福祉健康課】 ・出生時の体重が２，０００グラム以下の乳児、出生時の体重が２，０００グラム超で一定の症状を示す乳児に対して入院する養育医療費を支給します。	・対象児の給付に係わる相談対応や申請事務等を行いました。 令和２年度：受給者０名 令和３年度：受給者０名 令和４年度：受給者１名 令和５年度：受給者３名 令和６年度：受給者２名	①

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
⑥子どもと親の生活基盤を支える	自立支援医療（育成医療）の支給 【福祉健康課】 ・身体に障がいのある児童が指定医療機関において早期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費を支給します。	・当該事業を実施していますが、現時点で申請がありません。	－
	特別児童扶養手当 【福祉健康課】 ・精神・身体障がいのある児童を監護する方への手当を支給します。	・手当支給に係わる相談対応や申請事務等を行い、手当の支給につなげました。 令和２年度：受給者９名 令和３年度：受給者９名 令和４年度：受給者１２名 令和５年度：受給者１１名 令和６年度：受給者１３名	①
	就学援助 【教育課】 ・経済的等理由による対象者に、就学に必要な援助を行います。	・申請手続きを簡素化することにより保護者の申請負担の軽減を図りました。手当支給に係る相談体制や申請事務等を行い、手当の支給につなげました。	①
	特別支援養育就学奨励費補助 【教育課】 ・特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、就学に必要な経費の援助を実施します。	・手当支給に係る相談体制や申請事務等を行い、手当の支給につなげました。	①
	Ｕターン給付型奨学金制度 【教育課】 ・大学等の在学中の学費等、教育費の負担軽減を図り、八丈町へのＵターンを促進するための奨学金制度を実施します。	・これまでＵターン給付型の実績は２名（島内で就労）でした。子供たちのキャリアを支援する教育の立場としては事業そのものに疑念が残ります。	④

	令和２年度～令和６年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
⑥子どもと親の生活基盤を支える	町営住宅入居要件拡大 【建設課】 ・低所得者向け町営住宅の子育て世帯に対して、住宅使用料（家賃）の経済的負担を軽減します。	・こども未来戦略その他の国及び都による子育て世帯に対する住宅支援の強化に関連する各施策を踏まえ、裁量階層に位置付けている子育て世帯の要件を高校生まで拡大し、また、入居収入基準額を法令上限の収入分位 50%（月収 25 万 9 千円）まで引き上げました。	①
⑦子どもが安心して生活できる環境をつくる	児童虐待防止対策 【福祉健康課】 ・児童虐待の防止、早期発見に向けて相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会等をはじめ関係機関との連携を強化します。	・関係機関と密に連携を取り、適宜個別ケース検討会議などで支援方針を協議し、協力体制を構築しています。 ・保健係保健師と月 1 回連絡会を開催し、情報共有を密にしています。 ・職員のスキル向上のため研修などの機会を活用し、日々の支援に反映しています。	②
	青少年対策地域委員会 【教育課】 ・文化・スポーツ活動の健全育成事業を支援します。	・文化・スポーツ活動を通して地域ぐるみで青少年の健全育成を目指している各地区の青少年対策地域委員会に対して支援を行い、将来的に社会に役立つ青少年の育成や地域のリーダーの育成を図りました。	②

第３章

子ども・子育て支援施策

１　子ども・子育て支援制度の内容

１　子ども・子育て支援制度とは、平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための仕組みとして作られました。平成２７年４月に本格的に施行を開始しています。

子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

（１）子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の２つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています（法定代理受領制度）。

■施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

令和６年４月現在、八丈町において５歳までの児童を対象にした施設は、「八丈町立保育園」（認可保育所）のみが設置されています。

■地域型保育給付

定員が１９人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の４種類があります。

令和６年４月現在、八丈町においてこれらの事業は実施されていません。今後、ニーズの必要性に応じ事業主等からの申し出により認可許可手続きを行っていきます。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

事業	認可定員	事業主体	実施場所等
小規模保育事業	６人～１９人	市町村、民間事業者	保育者の居宅その他の場所・施設
家庭的保育事業	１人～５人以下	市町村、民間事業者	保育者の居宅その他の場所・施設
居宅訪問型保育事業	－	市町村、民間事業者	保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育事業	－	事業主	事業所従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（委託）

（２）その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で１３事業が定められています。

事業名	事業内容
地域子育て支援拠点事業	子育てに係る情報提供及び相談や助言を行い子育て親子の交流の場を提供します
妊婦健康診査	妊婦健康診査を勧奨するため、受診票を交付します
乳児家庭全戸訪問事業	保健師による乳幼児家庭への家庭訪問を行います
養育支援訪問事業	支援を要すると認められた家庭に、保健師等が、助言・指導・援助を実施します
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	育児の援助を受けたい方と協力の出来る人の相互援助を支援します

事業名	事業内容
一時預かり事業	保護者の多様なニーズで保育を要する場合、一時的な預かりを行います
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	保護者の就労等で保育を要する児童の放課後預かりを行います
利用者支援事業	子育てに係る情報提供・相談支援を行う専門的相談員を配置する事業です
子育て短期支援事業	一時的に養育困難になった子どもを乳児院等で預かります
病児・病後保育事業	病気や回復期に保育園等で預かることが出来ない場合の保育を行います
延長保育事業	通常の保育時間外に保育を行います
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者が保育園等に支払う必要な実費について、その一部を補助します
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規事業者が事業を円滑に運営できるよう、他の事業者の連携施設の斡旋などを行います

（３）保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が保育の必要性の認定をしたうえで、給付を行う仕組みです。

■認定区分

認定区分は、次のとおりです。

利用施設	要件	認定区分
幼稚園・認定こども園 ※	３歳以上の就学前子ども （保育必要性なし）	１号認定
保育園・認定こども園	３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育必要）	２号認定
保育園・認定こども園・地域型保育事業	３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育必要）	３号認定

※　八丈町では、１号認定された子どもは令和６年４月現在、幼稚園・認定こども園はないため、保育園において特別利用保育を利用します。

■認定基準

保育の必要性の認定基準を、次のとおり制定します。

事　由

①就労　②妊娠、出産　③病気、負傷又は障がい　④同居又は長期入院している親族の介護、看護　⑤災害復旧活動　⑥求職活動　⑦就学　⑧児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがある場合 ⑨その他前記に類する状態として町長が認める場合

区　分

(1)保育標準時間

フルタイム就労保護者対象の１１時間利用

(2)保育短時間

パート・アルバイト短時間就労保護者対象の８時間利用

※八丈町では、月の下限時間を６０時間に設定

(3)優先利用

①ひとり親家庭　②生活保護世帯　③虐待やＤＶのおそれがある場合その他社会的養護の必要性がある場合　④子どもが障害を有する場合　⑤産休・育児休業明け　⑥兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合または利用している場合　⑦多胎児である場合

2　計画について

1　子ども・子育て関連３法に基づき「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「認定こども園の普及」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指した子ども・子育て支援新制度において、八丈町にあった各事業の利用見込量やその確保についての方策を定めます。

3　区域の設定

1　子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は地理的条件・人口その他の状況・条件を総合的に勘案して地域の実情に応じた区域の設定をするとしています。八丈町は、大きく分けると坂下と坂上地区、さらに地域でみると、三根・大賀郷・樫立・中之郷・末吉の５つです。この５地域は、八丈町の生活環境の現状や移動可能な距離等であることからして八丈町の各事業の区域は、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を３区域とし、その他の事業を１区域とします。

4　事業の現状と今後の展開

1　教育・保育給付（施設型給付・地域型給付）

①　保育園　認定こども園　幼稚園（１区域）

八丈町においては、保育園のみ設置されており保育の必要認定を受けない子どもについても１号認定（特別利用）とし、受け入れます。

年度別量の見込と確保提供数　（人）

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込		197	197	197	197	197
1 号認定		49	49	49	49	49
2 号認定		98	98	98	98	98
3 号認定（0 歳）		7	7	7	7	7
3 号認定（1・2 歳）		43	43	43	43	43
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	269	251	251	251	251	251
1 号認定	60	75	75	75	75	75
2 号認定	150	131	150	150	150	150
3 号認定（0 歳）	3	3	3	3	3	3
3 号認定（1・2 歳）	56	42	42	42	42	42
②－①　過不足		54	54	54	54	54

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○保育士の確保に努め、待機児童解消を図ります。

○若草保育園の老朽化に伴い、施設整備計画を策定します。

○令和８年度よりはじまる「こども誰でも通園制度」に関しては、対応できるだけの保育士の確保及び実施可能な環境を整備したうえで実施します。

２　地域子ども・子育て支援事業

①　地域子育て支援事業（１区域）

子ども家庭支援センターにおいて、０歳から未就学児の子どもの親子を対象に交流の場を提供し、子育て情報の提供、相談や助言、援助を行います。

実施場所：子ども家庭支援センター　１か所

年度別量の見込と確保提供数　（延人/年）

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
②－①　過不足	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○子育てをテーマとした講習会に、高齢者や関係機関の講師を招き、異世代間交流や子育て情報の提供を充実したものにします。

②　妊婦健康診査（区域設定対象外）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

年度別量の見込と確保提供数　（延人/年）

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込	470	470	470	470	470	470
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	770	710	710	710	710	710
②－①　過不足	300	240	240	240	240	240

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○引き続き、国の動向に応じ助成を実施します。

③　乳児全戸訪問事業（１区域）

生後４か月までの乳児のいる家庭を対象に、保健師が家庭訪問をして子育てについて助言を行い相談に応じます。八丈町では出産祝金支給時に、保健師が同時実施しています。

年度別量の見込と確保提供数　(人/年)

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込	38	37	36	35	34	33
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	40	40	40	40	40	40
②－①　過不足	2	3	4	5	6	7

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○引き続き、出産祝金支給時に子ども家庭支援センター保健師による訪問を行います。

○母子保健分野においても全戸訪問を実施しているため、この形を継続します。

○R2=45 件、R3=41 件、R4=35 件、R5=26 件、R6.12 月現在 31 件
基本的に減少傾向にあるため、R6 に確保数を 50 から 40 に変更。今後も減少が見込まれています。

④　養育支援訪問事業（１区域）

養育支援が、必要であると認めた家庭へ、必要な助言・指導・援助を行います。

年度別量の見込と確保提供数　(人/年)

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込	0	0	0	0	0	0
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	0	1	1	1	1	1
②－①　過不足	0	1	1	1	1	1

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○子ども家庭支援センターを中心として、関係機関と連携を図り対応します。

⑤　子育て援助活動支援事業（１区域）

育児の援助を受けたい方と協力の出来る方は会員として登録し、育児の相互援助を支援します。

年度別量の見込と確保提供数　(人/年)

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込	38	38	38	38	38	38
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	38	38	38	38	38	38
②－①　過不足	0	0	0	0	0	0

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○引き続き、協力のできる会員の登録者を増員する周知を行います。

○引き続き、援助を要する会員が利用しやすい環境整備を行います。

⑥　一時預かり事業（１区域）

保護者の仕事、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由で一時的に保育を要する場合に、保育園や子ども家庭支援センターで一時預かりを行っています。

年度別量の見込と確保提供数　(人/年)

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込	750	750	750	750	750	750
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	1150	1150	1150	1150	1150	1150
②－①　過不足	400	400	400	400	400	400

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○子ども家庭支援センターにおいては、保護者の急な通院などによる緊急時の預かりも受入れます。

○子ども家庭支援センター、あおぞら保育園で連携し、保育を要する保護者の需要に応じていきます。

⑦　放課後児童健全育成事業（学童クラブ：とびっこ）

保護者の就労などの理由で、放課後の子供の保育を要する場合、その子どもに学校の余裕スペースで適切な遊びや生活の場を与え健全育成を図ることを目的に行っています。

年度別量の見込と確保提供数　　（人/年）

	現　状	推　計				
①	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込	98	96	94	92	90	88
②	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
確保提供数	99	104	111	111	111	111
②－①　過不足	1	3	5	5	5	5

★令和７年度～令和１１年度の方策★

○引き続き、１年生から６年生の受け入れを行っていきます。

○クラブに配置する支援員の資格保持者の増員を図ります。

○三小と大小は定員より多い応募がありますが、三原小は常に定員割れしており、それによって確保提供数の方が見込量より多くなっています。

○R6.8 月から三小の空き教室をもう一部屋使用できるようになったため、定員の拡大を行う予定です（最大 45 名）。R7 年度には大小も空き教室の確保を目指します。（現在の定員数＝三小：40、大小：38、三原小：21。教室の広さに応じて、1 人当たり 1.65 ㎡以上のスペースの確保をしています）

○ICT 化を行い、チケットの廃止・連絡帳のアプリでの運用を計画しています。

⑧　子育て短期支援事業

一時的に保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により小学校就学前子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。（原則として７日以内）

○該当施設や事業がありませんが、虐待に関する地域住民への啓発活動、虐待の早期発見、防止対策を進めていきます。

⑨　病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育を実施します。

○該当事業がありません。
○引き続きニーズ調査を定期的に実施し、需要の確保を検討します。

⑩　延長保育事業

通常の保育時間の前後（７時３０分以前、１８時３０分以降）に、一時的に保育を実施します。

○該当事業がありません。
○引き続きニーズ調査を定期的に実施し、需要の確保を検討します。

⑪　実費徴収に係る補足給付を行う事業

認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業です。

○公立のため、必要な費用は八丈町ですべて負担しており、該当しません。

⑫　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

○今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

第４章

次世代育成支援行動計画

１　基本目標

子育ては、父母その他の保護者が、第一義的責任を持ちますが、子どもは次代を担う地域の宝ものでもあります。家庭や地域の養育力が低下してきたと言われる今日、改めて家庭や地域の「子育て力」を向上させることが大切です。そのため、子どもの利益を最大限に尊重し、次の７つの目標を基本として、子育て環境の充実・推進を図っていきます。

① 子どもの健やかな成長を支える
② 子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり
③ 子どもの個性と可能性を育む
④ 生き生きと楽しい子育てを応援する
⑤ 子育てと仕事の両立を支える
⑥ 子どもと親の生活基盤を支える
⑦ 子どもが安心して生活できる環境をつくる

家庭の子育て力向上

安心して子どもを産み、健やかに育てていくには、父母その他保護者が協力し合って暖かな家庭を築くことが重要です。女性の社会進出が増加している現在でも、家事や育児は女性の役割といった意識が根強く残っており、母親が家事や育児の負担や不安を抱え込んでしまう場合も多くあります。したがって父親も家事や育児に積極的に参加する意識を高めていくことが必要です。同時に、職場や地域においても「男女の固定的な役割分業意識」を変えていくことが求められます。少子化や生活環境の変化等から、子どもや若い親世代は、体験・経験及び異世代交流の機会不足から、社会性が育ちにくいとの指摘もあります。八丈町では子どもと親とが一緒に成長できるよう、多様な情報提供、学習・交流・体験機会の充実を図っていきます。

地域の子育て力向上

核家族や共働き家族の増加により、子育ての相談や援助をしてくれる環境が減少しています。同時に、地域の結びつきが低下し、子育ての相互援助や犯罪防止機能なども低下しています。少子化により、同世代の子どもが極端に少ない地域も多く、遊び仲間が減少し遊びの質も変化しています。子ども達

を将来の地域の担い手として育てるためには、子育てを地域全体で理解し、支えていく意識づくりが大切です。子どもや子育て家庭にとって、身近な地域の中に気軽に相談できる相手や理解し支えてくれる人がいることは、大きな安心につながります。地域による子どもの見守りや育成、子育て家庭への支援等の活動に、多くの住民が参加しやすい環境を整備していきます。また、地域行事や地域活動（伝統文化、ボランティア、スポーツなど）を通して、子ども達への地域教育や地域への愛着を育む機会を増やし、関係機関と連携して子ども達の積極的な参加を促します。

2　施策の方向性、内容

目標①　子どもの健やかな成長を支える

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、保健・医療・福祉分野が連携を強化し、母子保健施策の充実を図ります。

八丈町子育て世代包括支援センター事業【福祉健康課】

・子ども及びその保護者等の身近な場所で、保健、保育、教育その他の子育て支援の情報の提供及び必要に応じた相談・助言を行います。また、必要に応じ関係機関との連絡調整を行います。

妊産婦及び新生児の健康確保【福祉健康課】

・妊娠された方に、健やかな出産が迎えられるよう、保健師による面談を行った上で母子健康手帳の交付を行います。
・妊婦健康診査の受診勧奨　・両親学級の実施　・新生児、産婦訪問
・妊婦のための支援給付（国・都）の経済的支援と妊婦２回面談など伴走型支援を一体的に実施します。

乳幼児健康診査等の実施【福祉健康課】

・３～４か月児、１歳６か月児、３歳児を対象に健康診査を実施。１歳６か月児、３歳児においては臨床心理士と相談ができる体制にて、実施します。また、未受診者にはフォローを行います。
・５歳児を対象に発達健康診査を実施し、就学に向けての保護者の個別相談に応じます。
・１歳児、１歳６か月児、２歳児、３歳児、４歳児を対象に歯科健康診査を実施します。

予防接種の実施【福祉健康課】
・お子さんが適正な回数と接種間隔にて、注射を受けられるよう、予防接種の集団予防接種を実施します。

子育て相談・講演会【福祉健康課】
・お子さんの身体計測・子育てや発育に関する相談を実施します。
・臨床心理士による心理相談、発育発達に関する相談を実施します。

食育【福祉健康課】
・離乳食講習会、親子クッキング、八丈島の食材を取り入れたごはん・おやつ教室等の調理実習や講話を実施します。

郷土料理や島食材を使用した給食提供【教育課】
・地域でとれる農水産物に関心をもち、島の気候や風土との結びつきや味付け、調理法について、理解を深める取り組みを継続します。

目標② 子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり
「豊かな心」や「健やかな体」を育成し、次代の担い手である子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、教育環境等の整備を推進します。

各保育園において、園庭開放【福祉健康課】
・保育園において「親子と地域の交流の場」を提供します。

小中一貫型教育推進事業【教育課】
・各地域の特色にあった小中一貫型教育に取り組みます。

学力向上と郷土愛の醸成【教育課】
・学力や道徳心の向上、郷土を愛する教育を推進します。

ブックスタート【教育課】
・読み聞かせの実施及び絵本のプレゼントにより、赤ちゃんと保護者の絵本を介した心のふれあいをもつきっかけづくりを実施します。

図書館・体育施設・公民館等施設環境整備【教育課】
・文化やスポーツ、読書活動、地域コミュニティの活性化、世代間交流の場となる、施設整備を推進します。

島外体験学習【教育課】

・島内では体験できない野外活動を中心とした団体生活を通して、規律を守り、自主性、協調性、社会性、創造力、忍耐力を育成します。

クラシックコンサートの開催【教育課】

・一流の音楽を通して、文化的意識の向上を図り音楽を楽しむ機会を提供します。

子どもの意見を反映した庁舎整備【建設課】

・未来に残す庁舎をつくるため、居場所や遊び、学びの場などの付加機能の整備を検討するに際し、未来を担う子どもたちの意見を聴取し、整備計画に反映します。

目標③ 子どもの個性と可能性を育む

学童期の子どもの居場所づくりや多様な体験機会の提供、英語教室等により子どもたちが未来へはばたく自信と意欲を抱ける事業を展開します。

英会話教室【教育課】

・子どもの自主性・社会性の育成及び異文化を理解し対応出来る人材育成の機会を提供します。

放課後子ども教室（がじゅまる広場）【教育課】

・放課後の子どもの安全な居場所づくりを行います。

目標④ 生き生きと楽しい子育てを応援する

子育ての不安や孤立化など様々な悩みに対応し、安心して外出できる環境づくりを推進します。

子ども家庭支援センター事業【福祉健康課】

・育児・児童・妊婦の相談に応じるほか、交流ひろば、催し、一時預かりなど子育て応援拠点として情報・サービスを提供します。

赤ちゃんふらっと等の整備の推進【福祉健康課】

・外出時のおむつ交換や授乳場所の確保のため整備を推進するとともに、二次元コードを印刷した文書を保護者に配りＨＰでも場所の確認が出来るよう周知を行います。

（現在：各保育園・子ども家庭支援センター・保健福祉センター）

子育て情報の発信【福祉健康課】

・子育てに関する様々な情報を集めた情報を提供するとともに、二次元コードを印刷した文書を保護者に配りＨＰでも閲覧できるよう周知を行います。

目標⑤ 子育てと仕事の両立を支える

ひとり親や共働き家庭の子育てと仕事の両立の調和を実現するため、安心して子どもを預けられる環境づくりを整備します。

保育園運営【福祉健康課】

・こども一人ひとりを大切にし、地域に開かれた保育園を目指します。質の高い保育提供のための保育士研修、家庭支援に対応出来る資質向上を図ります。一時保育の給食提供など、多様な保育サービスを提供します。また、ニーズ調査を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら環境整備を進めます。

サービスの向上に向けた取り組みを促進するため、第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を検討します。

放課後児童クラブ（とびっこクラブ）【福祉健康課】

・ひとり親や共働き家庭の児童を対象に、育児と仕事が両立できる環境を整備します。教育課の放課後子供プランと連携した体制作りを強化します。利用者のニーズに合わせ、土曜日や長期休業日も実施します。安心して子どもを預けられるよう指導員に研修等を行い、相互の意見交換ができる機会を設けます。

目標⑥ 子どもと親の生活基盤を支える

家計に占める子育ての経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てていくことのできるよう子育て家庭を応援します。

保育料無償化【福祉健康課】

・東京都の第２子の０～２歳の保育料無償化を八丈町でも実施しています。すでに３～５歳までの保育料は無償化されていますが、今後も国や東京都の動向を踏まえ拡大を検討します。

出産祝い金の支給【福祉健康課】

・出産された方に、お祝い金を支給します。

児童手当の支給【福祉健康課】

・児童手当の迅速・適正支給を行います。

乳幼児医療費助成制度【福祉健康課】
・未就学児の医療費の自己負担分を助成します。

義務教育就学児医療費助成制度【福祉健康課】
・小学生・中学生の医療費の自己負担分を助成します。

高校生等医療費助成制度【福祉健康課】
・高校生等の医療費の自己負担分を助成します。

ひとり親家庭等医療費助成制度【福祉健康課】
・ひとり親等家庭の医療費の自己負担分を助成します。

児童育成手当（障害）・児童扶養手当【福祉健康課】
・ひとり親家庭等への手当支給を行います。

養育医療の給付【福祉健康課】
・出生時の体重が２，０００グラム以下の乳児、出生時の体重が２，０００グラム超で一定の症状を示す乳児に対して入院する養育医療費を支給します。

自立支援医療（育成医療）【福祉健康課】
・身体障害者手帳に記載されている障がいについて、指定医療機関において、その障がいを除去・軽減するための手術や治療を行うことで、その効果が確実に期待できる場合、医療費を一部助成します。

小児精神障害者入院医療費助成【福祉健康課】
・精神疾患のため入院治療を必要とする場合の入院医療費の自己負担分を助成します（食事療養費は除きます）。

小児慢性特定疾病医療費助成【福祉健康課】
・小児慢性特定疾病の医療にかかる診療・投薬など受けたときに支払った医療費を一部助成します。

特別児童扶養手当【福祉健康課】
・精神・身体障がいのある児童を監護する方への手当を支給します。

就学援助【教育課】
・非課税世帯やそれに準ずる家庭の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の援助を行います。

特別支援教育就学奨励費補助【教育課】
・特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、就学に必要な費用の援助を実施します。

給食費補助【教育課】
・町立小・中学校の全ての児童・生徒の給食費を補助（無償）します。

子育て世帯等への住宅支援の拡充、親子で利用しやすい庁舎整備【建設課】
・国及び東京都等による各種の子育て支援施策を踏まえ、子育て世帯及び若年世帯の町営住宅への入居要件の見直し等に適宜取り組みます。
・子育て支援に関する相談等のために、子ども連れで来庁しやすい庁舎環境の整備を目指します。

目標⑦ 子どもが安心して生活できる環境をつくる

子どもたちが地域で安心して健やかに暮らせるように、健全育成に向けた各種事業を支援します。また、虐待や子どもに関わる犯罪の防止に努め、関係機関との連携を強化していきます。

児童虐待防止対策【福祉健康課・子ども家庭支援センター】
・児童虐待の防止、早期発見に向けて相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会等をはじめ関係機関との連携を強化します。

ヤングケアラー支援【福祉健康課】
・認知度の向上を図るほか、実態調査などを行い早期発見・把握に繋げます。

青少年対策地域委員会【教育課】
・文化・スポーツ活動の健全育成事業を支援します。

３　新・放課後子ども総合プランに基づく取組

保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。従って、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

八丈町内には、３つの小学校区ごとに学童保育所があり、いずれも小学校内で活動しています。国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、次のとおり取り組みます。

① 学童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

・第３章の４の２の⑦「放課後児童健全育成事業（学童クラブ：とびっこ）」２４ページに記載

②一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の令和１１年度に達成されるべき目標事業量

・現在、八丈町では全小学校（３区）において、学童クラブ及び放課後子供教室の実質「一体型」としての活動を実施しており、今後も引き続きプログラムの充実を図り「一体型」として実施していくよう努めます。

③放課後子供教室の令和１１年度までの整備計画

・全小学校（３区）において、放課後子ども教室を実施していますが、今後も引き続き児童の放課後の安全・安心な居場所・活動場所の確保に努めます。

④学童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

・現在も学童クラブ及び放課後子供教室を同一の小学校内にて一体的に実施しており、引き続き実施できるよう努めます。

⑤小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

・現在も学童クラブ及び放課後子供教室を同一の小学校内にて一体的に実施しており、引き続き実施できるよう努めます。

⑥学童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

・学童クラブ及び放課後子供教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

・児童の安全・安心を第１に、配慮を要する児童への対応を含めた支援方法などに関する研修や受入れの体制確保に努めます。

⑧地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組等

・今後ニーズ調査等によって開所日や開所時間の延長が必要な場合には運営委員会で協議し、地域に応じた体制づくりに取り組みます。

⑨学童クラブの役割を更に向上させていくための方策

・子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性及び創造性の向上等を図り、子どもの健全育成と環境づくりを進めていきます。

⑩学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

・ホームページ等による周知を推進し、関係機関等と継続的に情報共有できる体制づくりに努めます。

第５章

子どもの貧困対策

令和４年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は令和３年時点で１１．５％と発表されました。過去最悪だった平成２４年の調査での１６．３％から４．８ポイント改善されています。

国では平成２５年６月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）」が成立し、平成２６年１月に施行されました。その後同年８月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいく姿勢が示されました。

また、令和元年６月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年９月に施行されました。

全国的に子どもの貧困対策の気運が高まっている状況の中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、本町の実態に応じた対策を総合的に推進します。

１　基本目標の実現のための基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の４つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

２　具体的な施策

(1) 相談支援体制の取り組み

子どもの貧困対策を行う上で効果的に進めていくためには、相談対応がすべての出発点になります。貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、その声を受け止め、そして早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
生活困窮に関する相談	生活困窮には、活用可能な社会保障制度の情報提供を行います。	八丈支庁総務課
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子・父子等に対し、各種手当等をはじめとする制度説明を行い、適切な援助を実施します。	八丈支庁総務課
子ども家庭支援センター事業	子育て応援拠点として、情報提供、総合相談を実施します。	福祉健康課
要保護児童対策地域協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。	福祉健康課
教育相談・適応指導	八丈町専属の教育相談員が、お子さんの教育の心配ごとに対し保護者の方の相談にお応えしながらお子さんに対しても必要に応じた助言を行い、不登校等の状態にある児童・生徒の学校復帰を支援します。	教育課

(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てる、また子どもたちの居場所づくりの整備に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
放課後健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います。	福祉健康課 教育課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動を行います。	福祉健康課
一時預かり	冠婚葬祭や保護者の病院受診、リフレッシュなど一時的に保育が必要な場合に、一時的に預かる事業を行います。	福祉健康課

(3) 教育支援の取り組み

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われており、国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるため、重視されているのが教育支援です。すべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めてまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
就学援助	経済的等理由による対象者に、就学に必要な費用の援助を行います。	教育課
特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、就学に必要な費用の援助を実施します。	教育課
給食費補助	町立小・中学校の全児童・生徒の給食費について、補助（無償化）します。	教育課

(4) 経済的支援の取り組み

各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を検討してまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
児童手当の支給	児童手当の迅速・適正支給を行います。	福祉健康課
乳幼児医療費助成制度	未就学児の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
義務教育就学児医療費助成制度	小学生・中学生の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
高校生等医療費助成制度	高校生等の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親等家庭の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
育成手当（障害）・児童扶養手当	ひとり親家庭への手当支給を行います。	福祉健康課
事業の名称	事業内容	担当課
養育医療の給付	出生時の体重が２，０００グラム以下の乳児、出生時の体重が２，０００グラム超で一定の症状を示す乳児に対して入院する養育医療費を支給します。	福祉健康課

自立支援医療（育成医療）	身体障害者手帳に記載されている障がいについて、指定医療機関において、その障がいを除去・軽減するための手術や治療を行うことで、その効果が確実に期待できる場合、医療費を一部助成します。	福祉健康課
小児精神障害者入院医療費助成	精神疾患のため入院治療を必要とする場合の入院医療費の自己負担分を助成します（食事療養費は除きます）。	
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病の医療にかかる診療・投薬など受けたときに支払った医療費を一部助成します。	
特別児童扶養手当	精神・身体障がいのある児童を監護する方への手当を支給します。	福祉健康課
子育て世帯等への住宅支援の拡充	国及び東京都等による各種の子育て支援施策を踏まえ、子育て世帯及び若年世帯の町営住宅への入居要件の見直し等に適宜取り組みます。	建設課

(5) その他の取り組み

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者世帯等の子どもに対する学習及び生活習慣の習得の支援を行い、生活困窮者等の自立促進と尊厳の確保を図ってまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
子どもの学習・生活支援業務	生活困窮者世帯等の子どもに対する学習、生活習慣の習得の支援、居場所づくりを行います。	八丈支庁

第６章

子ども・子育て支援計画に係るニーズ調査

（１）調査の目的

この調査は「第３期八丈町子ども・子育て支援計画」を策定するにあたり、町内の子育て中の家庭の現状及びニーズを把握するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

（２）調査の対象

保育園在園児童及び小学校在校児童の保護者

（３）調査期間

令和６年１０月１５日（火）から令和６年１０月３１日（木）

（４）調査方法　アンケート回答二次元コードを印刷した文書を配布、保護者がWEB 上で回答する方法で実施。

（５）回答結果（兄弟姉妹が園、小学校で複数人いるご家庭は末子のみ回答）

例：５歳児組１名、３歳児組１名　→１世帯として末子

未就学児数：１８０世帯、回答数：４５名、回答率２５％

小学校児童数：２４７世帯、回答数：２６名、回答率１０．５２％

（６）調査結果詳細

別冊、「八丈町子ども・子育て支援計画（第３期）　資料編」に記載

放課後子ども教室アンケート

（１）調査の目的

「がじゅまる広場」のさらなる充実を図ることを目指し、児童の保護者を対象に「現在の利用状況」・「満足度」・「運営についてのご意見・ご要望」等を把握するため

（２）調査の対象

三根小学校、大賀郷小学校、三原小学校の全児童保護者

令和６年１０月１日現在　在籍児童数：３２０名

（３）調査期間

文書配布：令和６年１０月１日（火）

回答締切：令和６年１０月３１日（木）

※期間後も回答されたものは集計をした。

（４）調査方法

アンケート回答二次元コードを印刷した文書を児童に配布し、保護者がWEB 上で回答する方法で実施。

（５）回答結果

回答数：55 名、回答率：17.18%

（６）調査結果詳細

別冊、「アンケート結果　放課後子ども教室がじゅまる広場」に記載

みんなで子育て島育て

八丈町子ども・子育て支援計画（第3期）

資　料　編

資料1　八丈町子ども・子育て支援計画及び次世代育成支援行動計画策定委員会・・・・・・・・・　1
資料2　未就学児保護者用ニーズ調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
資料3　小学生保護者用ニーズ調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

資料1　八丈町子ども・子育て支援計画及び次世代育成支援行動計画策定委員会

（1）委員名簿

区　分	氏　名
八丈町に住所を有する子どもの保護者	魚　谷　孝　之
	平　井　一　弘
八丈町の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	魚　谷　　萌
	小　黒　真　吾
	土　屋　洋　子
	内　山　智　温
教育関係者	川　畑　伊　豆　海
	東　　達　康
民生・児童委員	梅　田　龍　示
	磯　崎　光　宏
	沖　山　紀　子
児童福祉に理解があり地域の実情を知る者	山　下　芙美子
八丈町職員	奥　山　和　恵
	田　村　久　美
	小　野　高　志

（2）関係機関との連携

本計画は、児童福祉事業の運営主幹である福祉健康課厚生係のほか、関連する部門との密接な連携を図りながら策定しています。

資料2　未就学児保護者用ニーズ調査結果

（再掲）

1　対象者	むつみ第二保育園、若草保育園、あおぞら保育園の全園児の保護者
2　対象者数	218人
3　調査方法	アンケート回答二次元コードを印刷した文書を配布、保護者が WEB 上で回答する方法で実施
4　調査期間	令和6年10月15日（火）～令和6年10月31日（木）

調査対象者	回答者数	有効回答率
218人	45人	20．64％

　世帯の状況や、緊急時の子どもの預け先の有無など31問の調査項目を設定しました。
園児の保護者を対象として、WEB 上でのアンケートを実施しました。
集計結果は確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みの算出や質の状況を把握するために役立っています。

■お住まいの地域について

　三根在住が 47%、大賀郷 36%、樫立 2%、中之郷 11%、末吉 4%となっています。

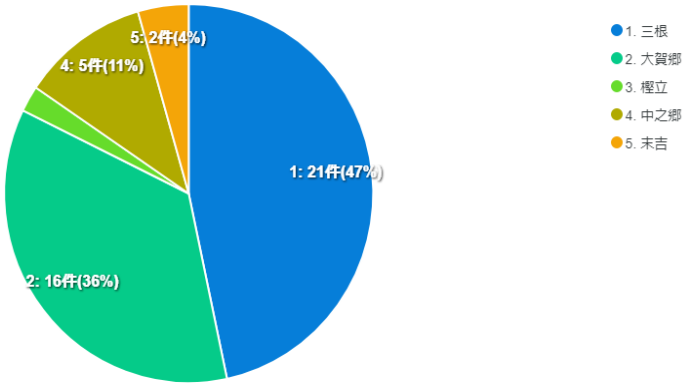

■この調査票にご回答いただいた方について

未就学児世帯は母親の回答が 91%、父親の回答が 9%となっています。

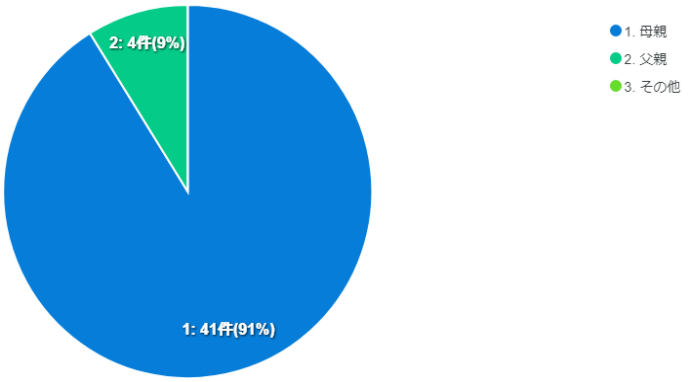

■この調査票にご回答いただいている方の配偶関係について

配偶者がいるが 96%、配偶者はいないが 4%となっています。

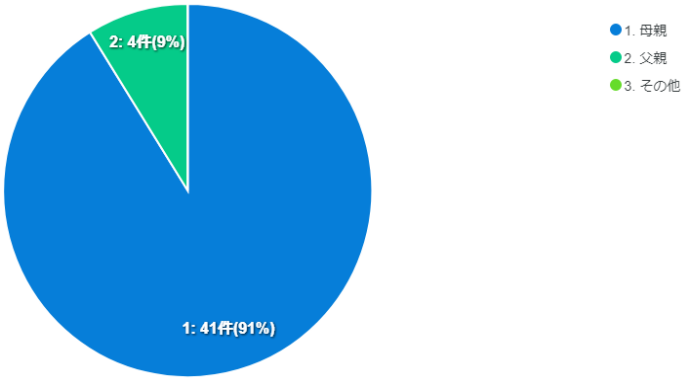

■この調査票にご回答いただいている方の配偶関係について

配偶者がいるが 96%、配偶者はいないが 4%となっています。

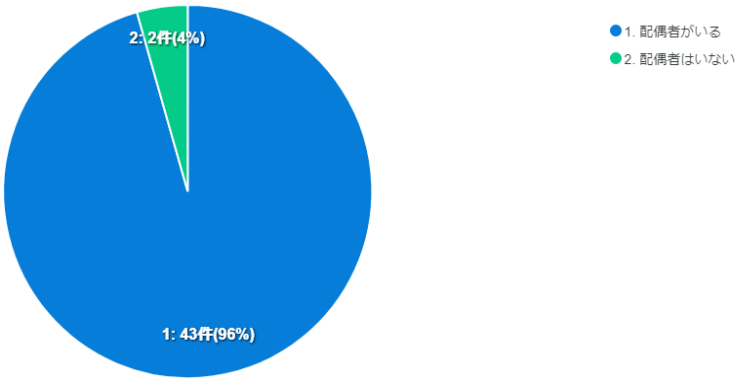

■子育て（教育を含む）を主に行っている人について
「父母ともに」が 80%、「主に母親」が 20%となっています。

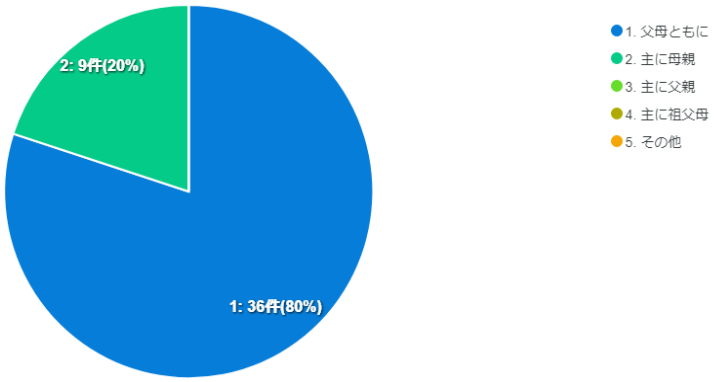

■子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方、または施設について当てはまるものすべて
「父母ともに」が 82%、「母親」が 18%、祖父母 7%、保育所 22%となっています。

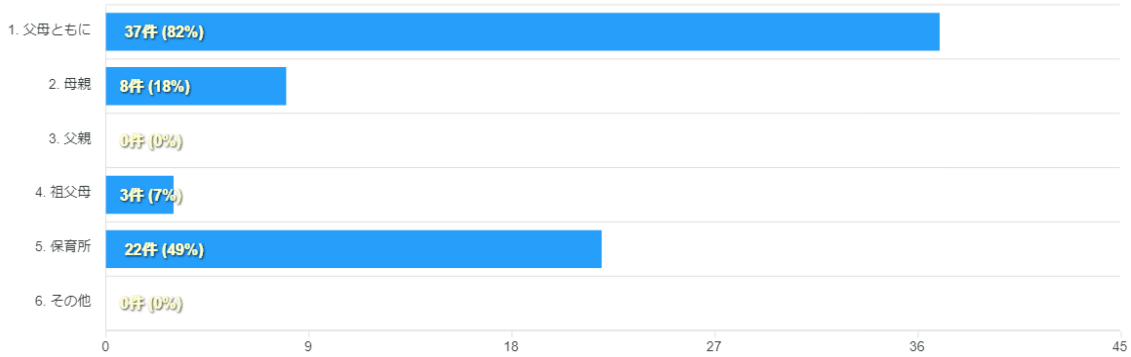

■子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境について、当てはまるもの全て
「家庭」が 91%、「地域」が 2%、「保育所」が 7%でした。

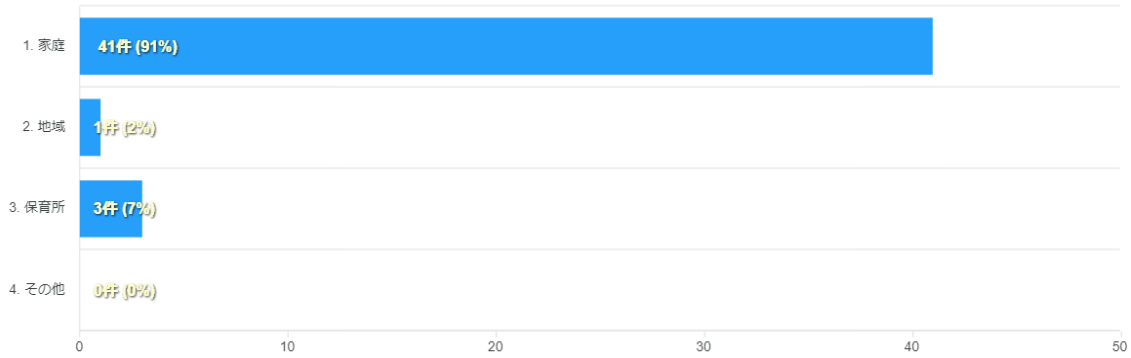

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 11%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 31%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 29%、「いずれもいない」が 40%となっています。

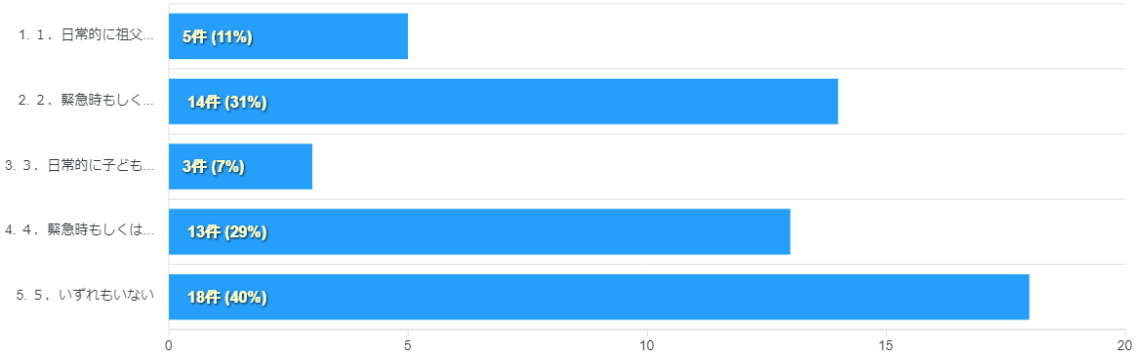

■祖父母等に子どもをみてもらっている状況について

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 63%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が 32%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が 21%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 21%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」が 0%、「その他」が 0%となっています。

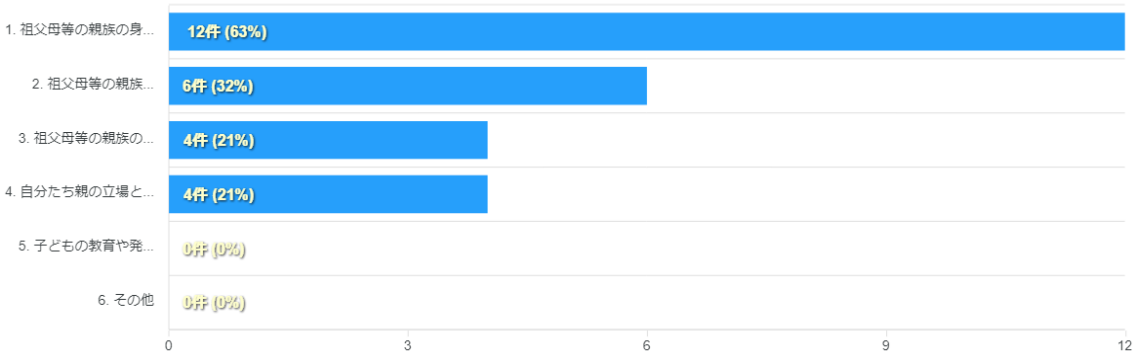

■友人・知人に子どもをみてもらっている状況について

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 31%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」が 6%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が 31%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 50%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」が 0%、「その他」が 13%となっています。

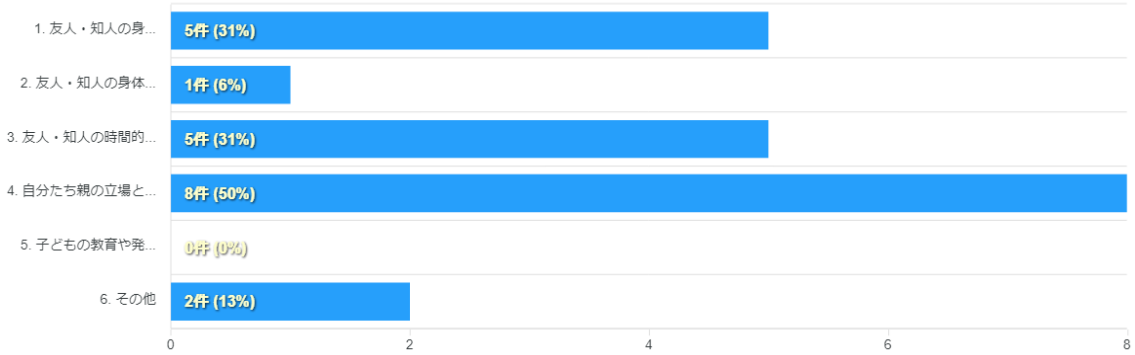

■子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談する人の有無について

いる/ある」が 93%、「ない」が 7%となっています。

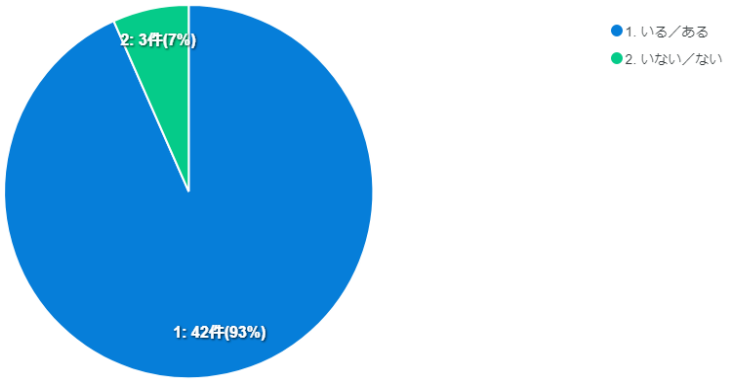

■気軽に相談できる人・施設について（当てはまるものすべてに回答）

「配偶者」が 71%、「祖父母などの親族」が 62%、「友人や知人」が 67%、「近所の人」が 14%、「子ども家庭支援センター」が 17%、「保育士」が 36%、「学校の先生」が 5%、「その他」が 2%となっています。

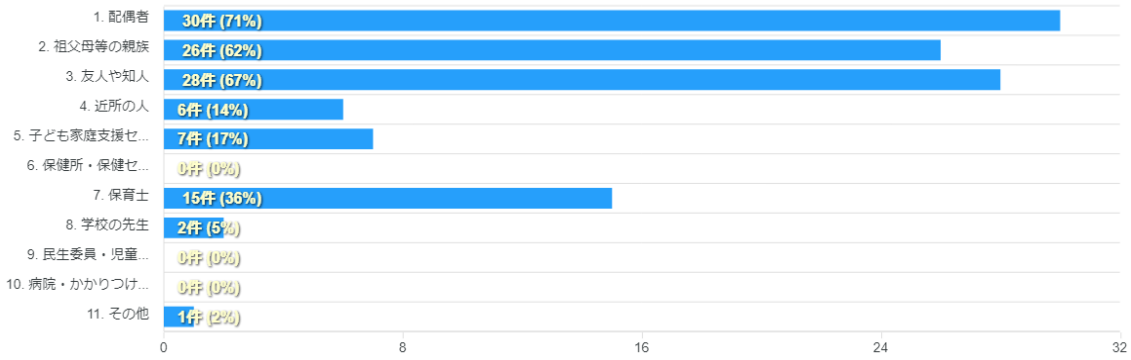

■「児童虐待」の通告先について（知っている者すべてに回答）

「児童相談所」が 96%、「警察」が 76%、「知らない」が 2%、「その他」が 7%となっています。

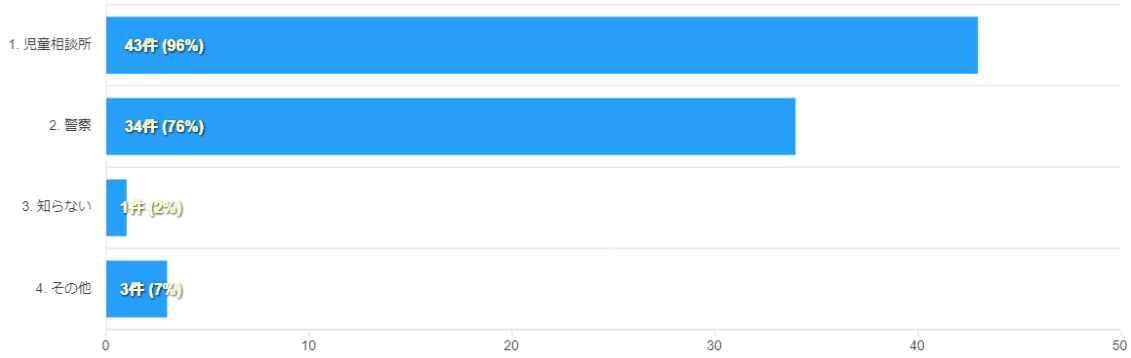

■「児童虐待」の通告は「虐待の疑いがあると思う」場合でも、連絡できることを知っていたかどうか。

「知っている」が 82%、「知らなかった」が 18%となっています。

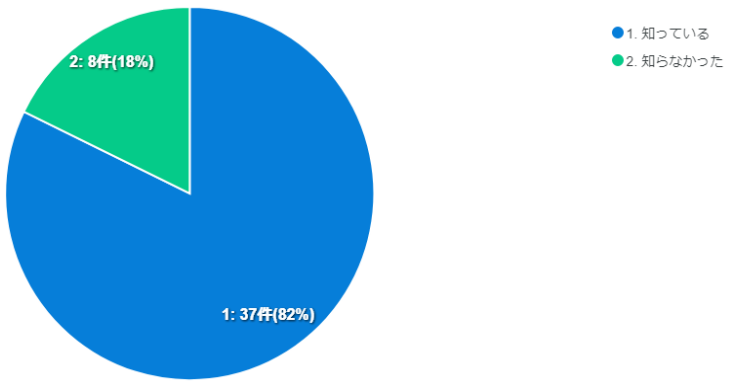

■通告しても通告者が特定されないように配慮されることを知っていたかどうか。
「知っている」が 73%、「知らなかった」が 27%となっています。

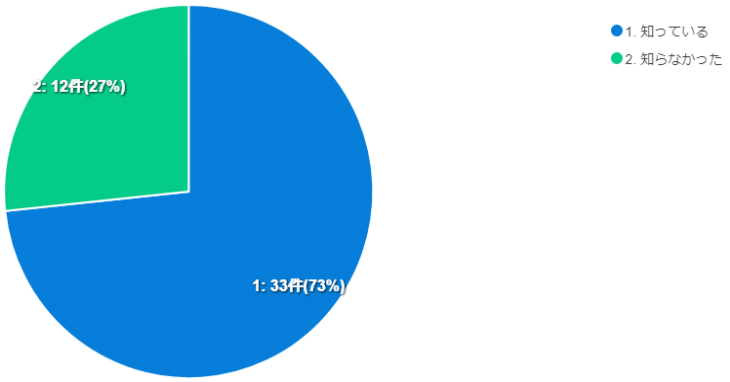

■「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるかどうか。
聞いたことがあり、内容もよく知っている」が 69%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 18%、「聞いたことがない」が 13%となっています。

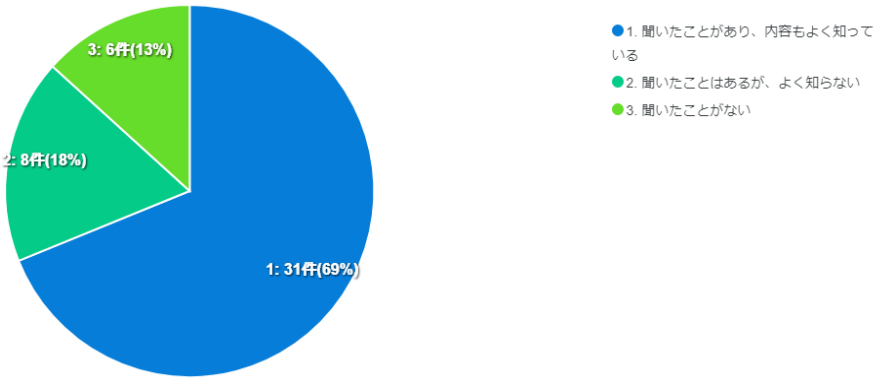

■保護者の就労状況について（母親）

「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が 40%、「フルタイムで就労しており休業中である」が 4%、「パート・アルバイト等で就労しており、休業中ではない」が 36%、「パート・アルバイト等で就労しており、休業中である」が 2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 16%、「これまで就労したことがない」が 2%となっています。

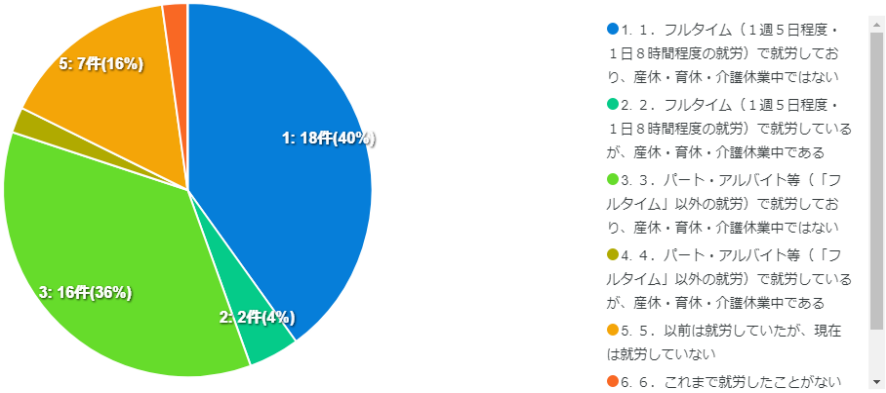

■保護者の就労状況について（父親）

「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が 96%、「これまで就労したことがない」が 4%となっています。

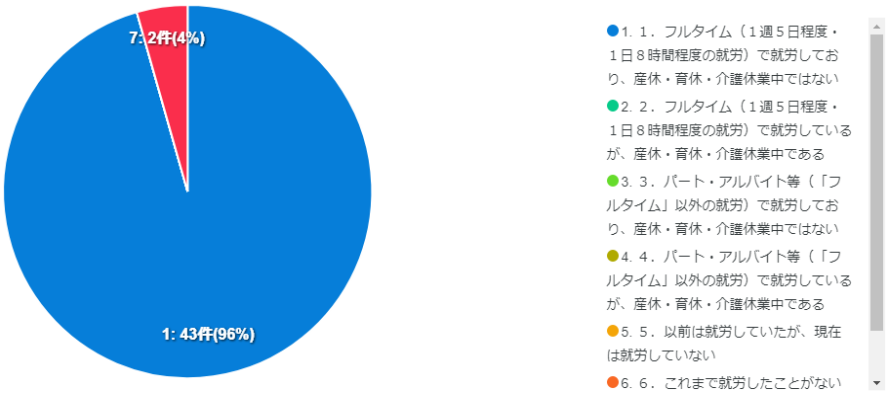

■就労希望の有無について（母親）

「1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったころに就労したい」が 75%、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 25%となっています。

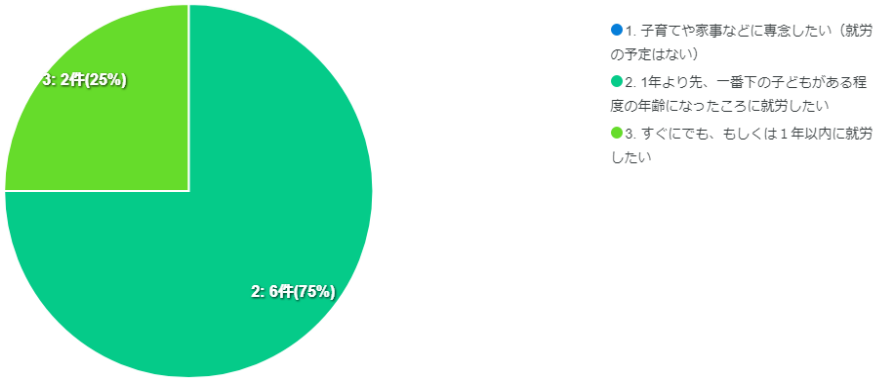

■フルタイムへの転換希望の有無について（母親）

「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込はない」が 29%、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 65%、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」が 6%となっています。

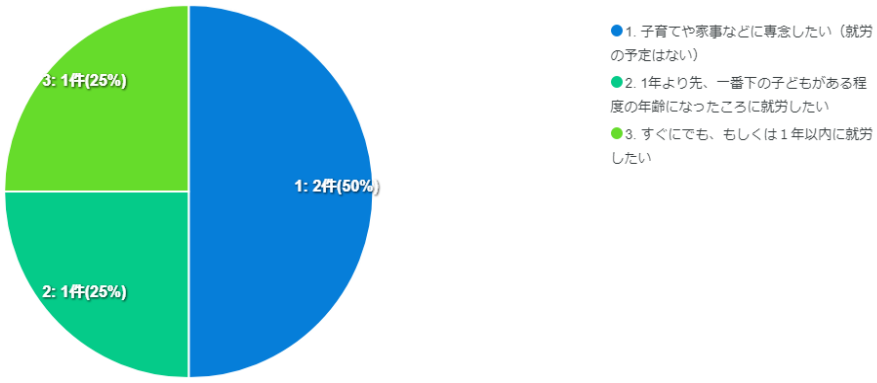

■希望する就労形態について（母親）

「フルタイム」が 50%、「パート・アルバイト等」が 50%

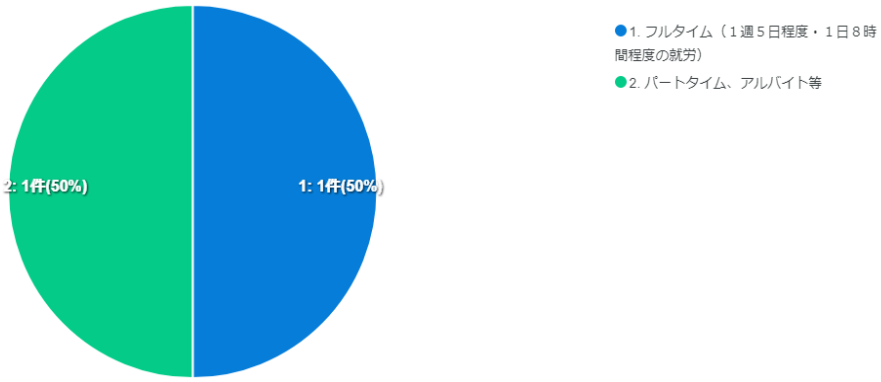

■保育所などの「定期的な保育事業」の利用について
「利用している」が 100%となっています。

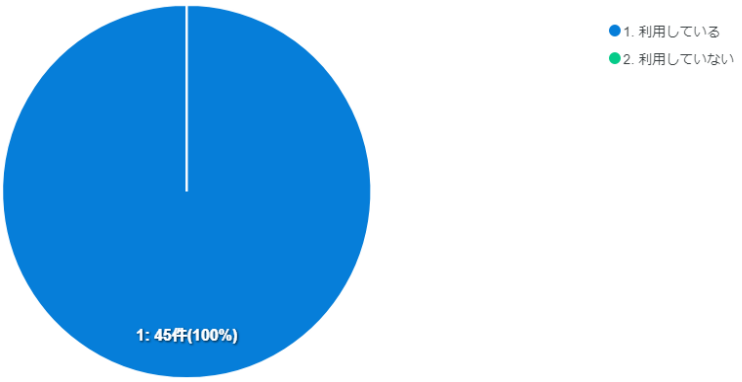

■利用している保育事業について、「定期的」に利用しているものすべて
「町立保育園」が 100%、「子ども家庭支援センター」が 2%となっています。

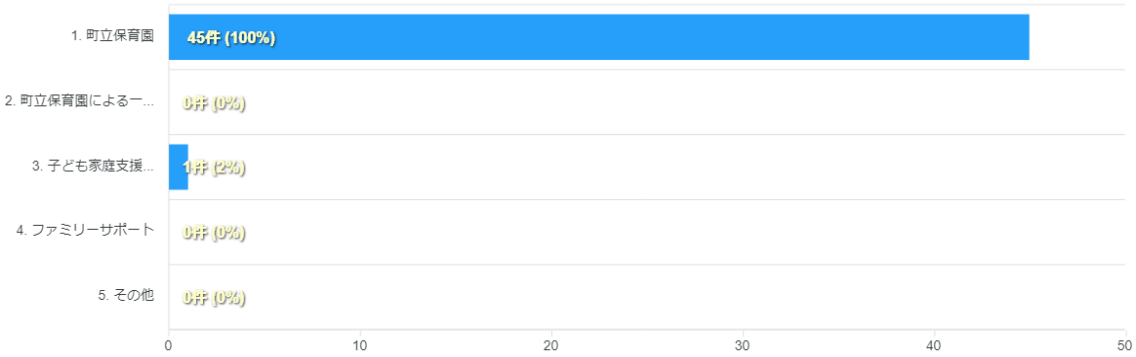

■現在、利用している保育事業の実施場所について
「居住している地域内」が 67%、「他地域」が 33%となっています。

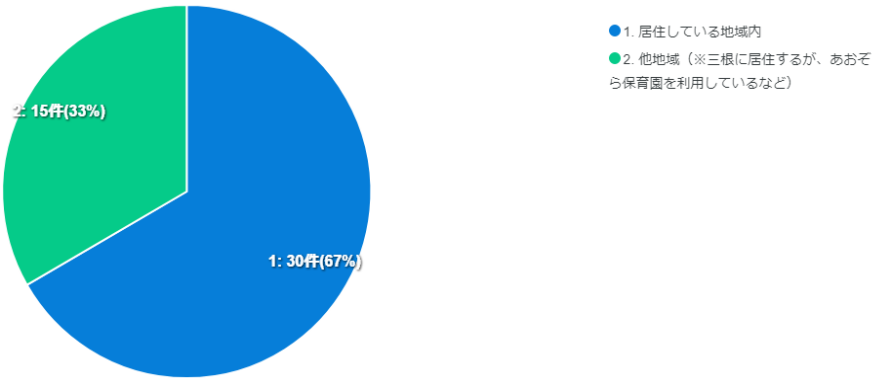

■平日に定期的に保育事業を利用されている理由について、当てはまるものすべて
「こどもの発達のため」が 67%、「子育てをしている方が現在就労している」が 76%、「子育てをしている方が就労予定がある/求職中である」が 2%、「子育てをしている方が病気や障害がある」が 2%、「子育てをしている方が学生である」が 2%、「その他」が 7%となっています。

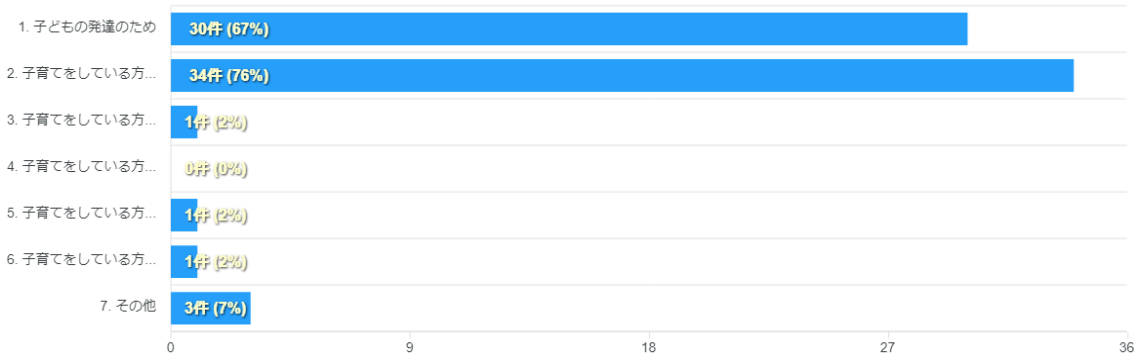

■平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業すべて（未実施を含む）
「幼稚園」が 42%、「幼稚園の預かり保育」が 22%、「認可保育所」が 42%、「認定こども園」が 33%、「小規模な保育施設」が 11%、「家庭的保育」が 11%、「事業所内保育施設」が 16%、「自治体の認証・認定保育施設」が 9%、その他の認可外の保育施設が 7%、「居宅訪問型保育」が 22%、「ファミリー・サポート・センター」が 24%、「その他」が 7%となっています。

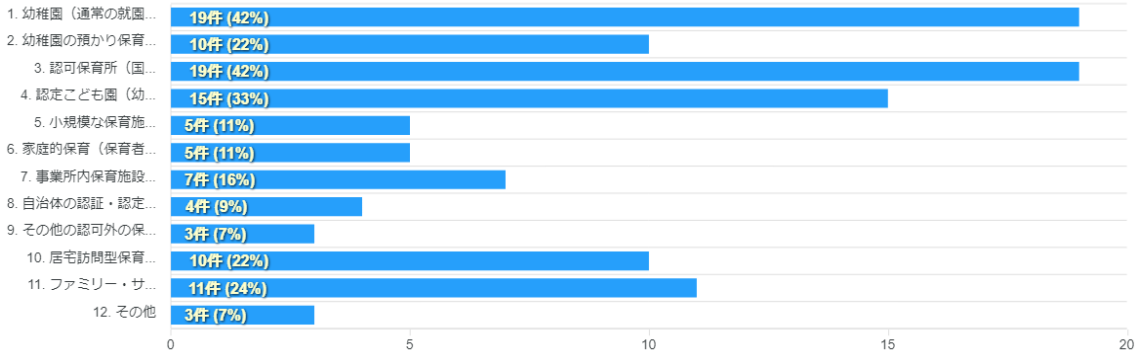

■地域子育て支援事業（こどもひろば）の利用について

「利用している」が 18%、「利用していない」が 82%となっています。

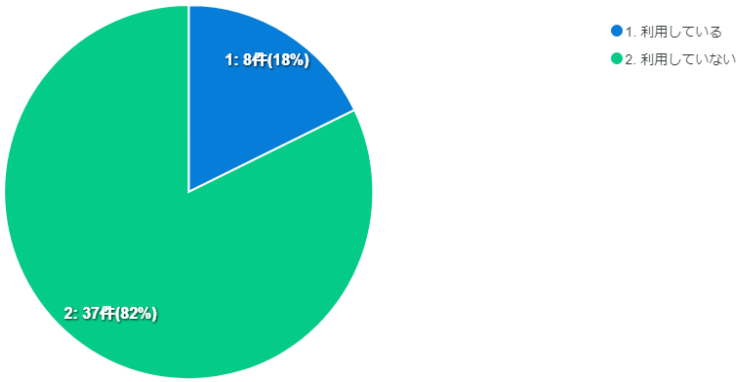

■地域子育て支援事業（こどもひろば）の今後の利用希望について

「利用していないが、今後利用したい」が 29%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 9%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 62%となっています。

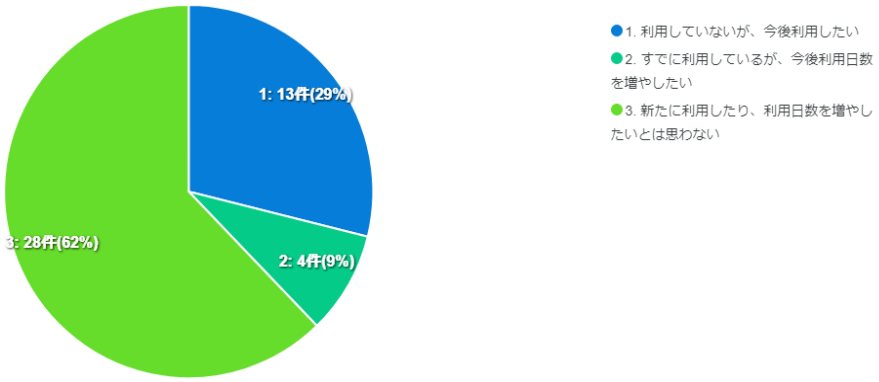

■「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」について知っている（未実施含む）

「はい」が 89%、「いいえ」が 11%となっています。

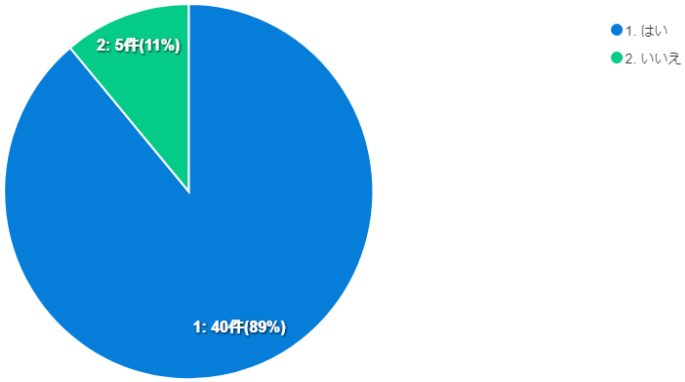

■「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」を利用したことがある（未実施含む）
「はい」が 69%、「いいえ」が 31%となっています。

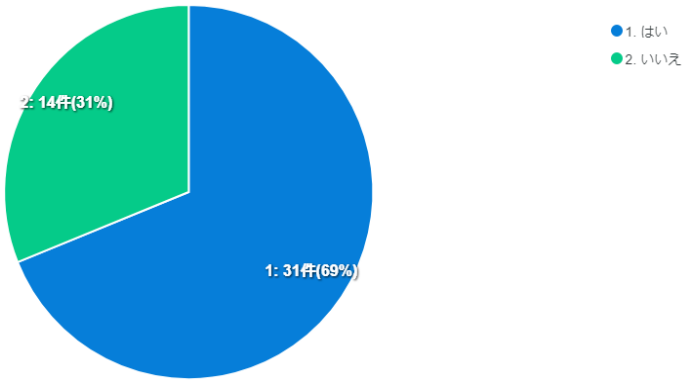

■下記事業で知っているもの、利用したことがあるもの、今後利用したいものについて（未実施含む）
①「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」を今後利用したい。
「はい」が 42%、「いいえ」が 58%となっています。

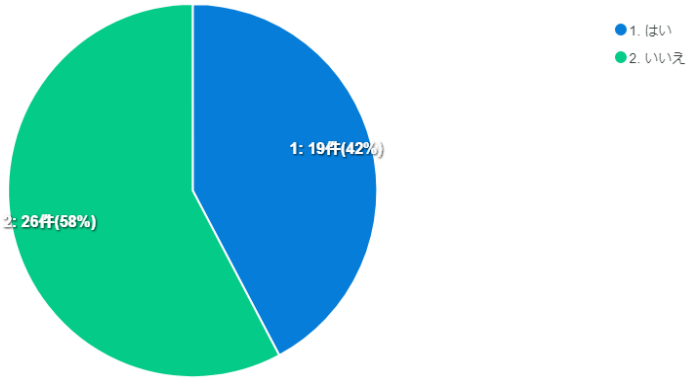

②「町役場（保健センター含む）の情報・相談事業」を知っている。
「はい」が 82%、「いいえ」が 18%となっています。

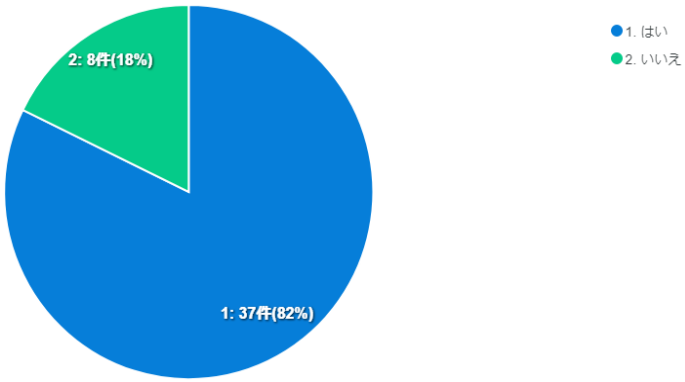

②「町役場（保健センター含む）の情報・相談事業」をこれまでに利用した。
「はい」が 44%、「いいえ」が 56%となっています。

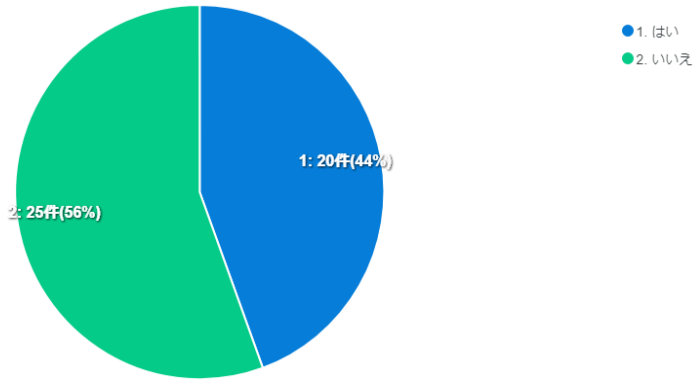

②「町役場（保健センター含む）の情報・相談事業」をこれまでに利用した。
「はい」が 44%、「いいえ」が 56%となっています。

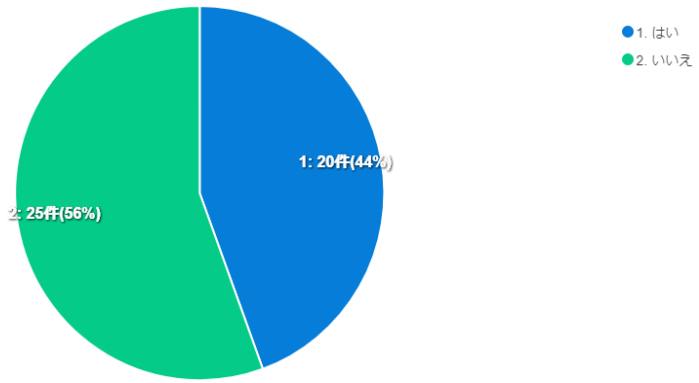

②「町役場（保健センター含む）の情報・相談事業」を今後利用したい。
「はい」が 51%、「いいえ」が 49%となっています。

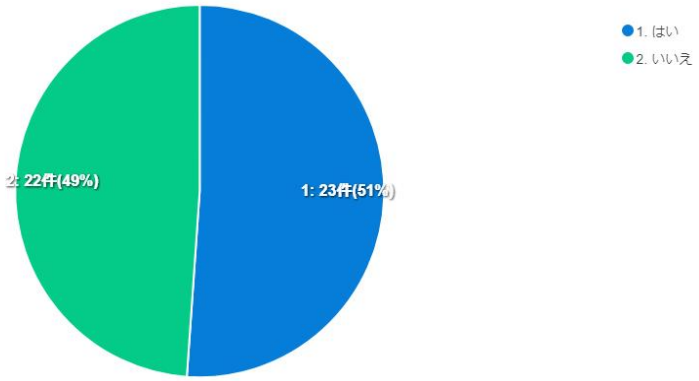

③「家庭教育に関する学級・講座」を知っている。
「はい」が 31%、「いいえ」が 69%となっています。

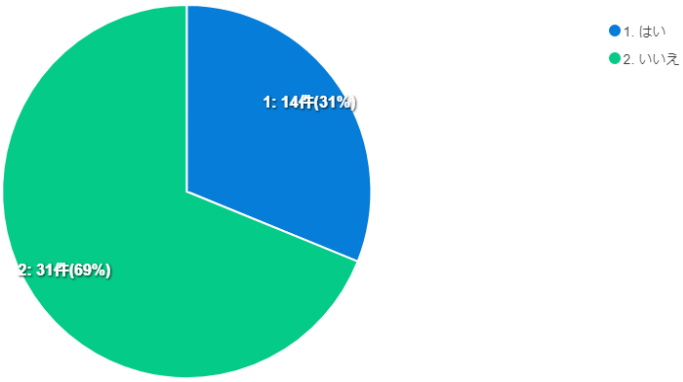

③「家庭教育に関する学級・講座」をこれまでに利用したことがある。
「はい」が 11%、「いいえ」が 89%となっています。

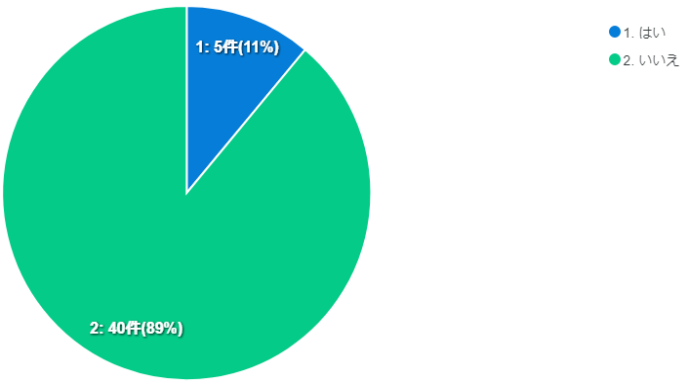

③「家庭教育に関する学級・講座」を今後利用したい。
「はい」が 51%、「いいえ」が 49%となっています。

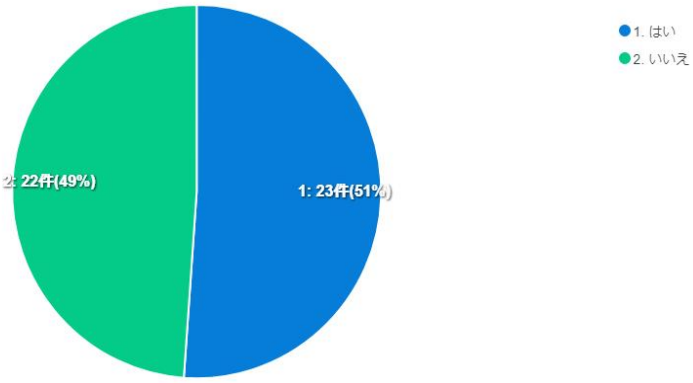

④「教育相談センター・教育相談室」を知っている。
「はい」が 42%、「いいえ」が 58%

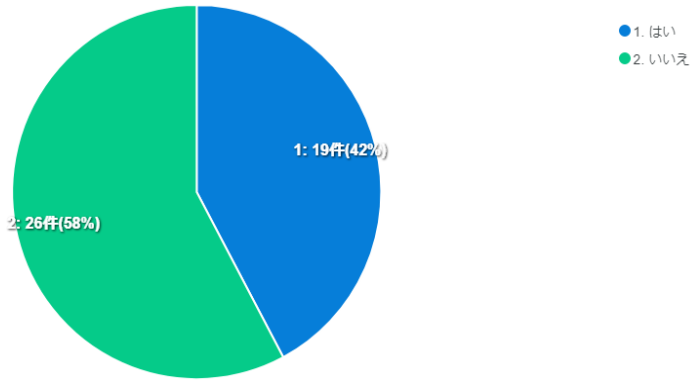

④「教育相談センター・教育相談室」を利用したことがある。
「はい」が 9%、「いいえ」が 91%となっています。

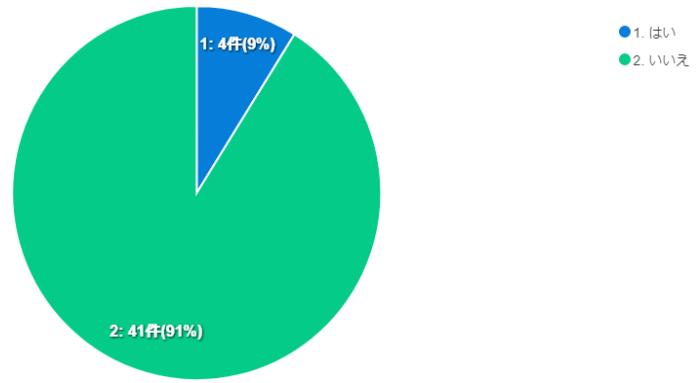

④「教育相談センター・教育相談室」今後利用したい。
「はい」が 56%、「いいえ」が 44%となっています。

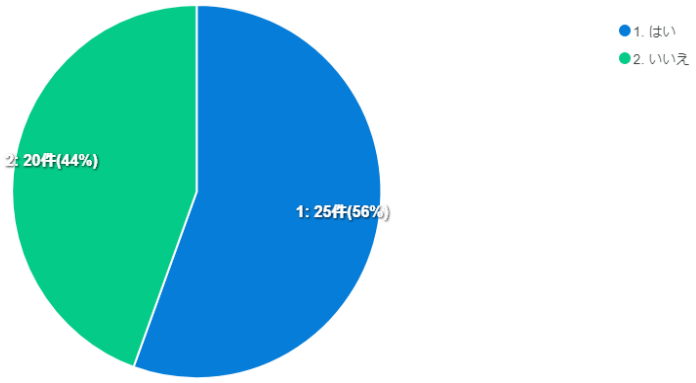

⑤「保育所の園庭・保育室等の開放（こどもひろば）」を知っている。
「はい」が 67%、「いいえ」が 33%

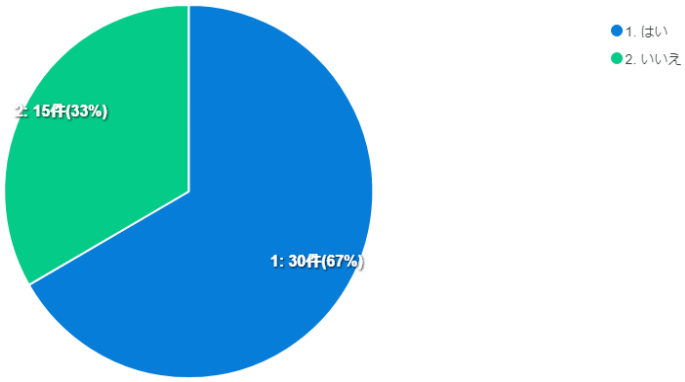

⑤「保育所の園庭・保育室等の開放（こどもひろば）」を利用したことがある。
「はい」が 12%、「いいえ」が 73%

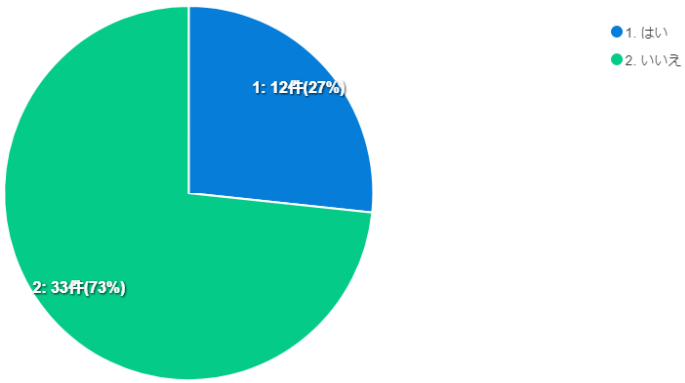

⑤「保育所の園庭・保育室等の開放（こどもひろば）」を今後利用したい。
「はい」が 76%、「いいえ」が 24%

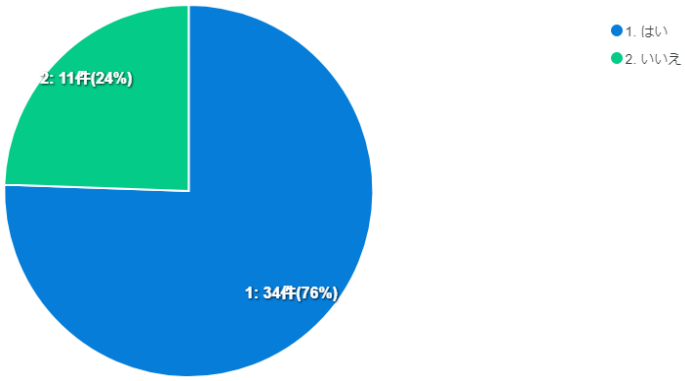

⑥「子ども家庭支援センター」を知っている。
「はい」が 100%となっています。

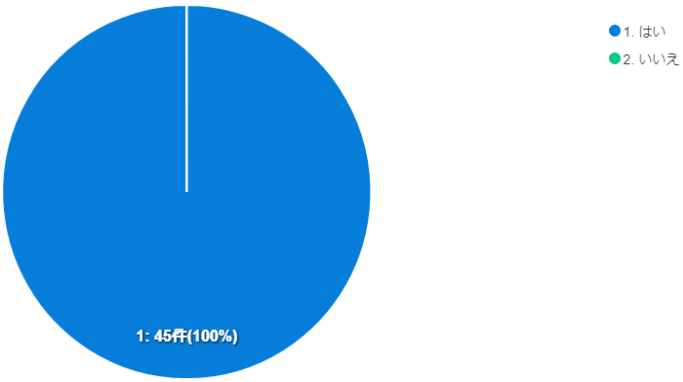

⑥「子ども家庭支援センター」をこれまでに利用したことがある。
「はい」が 91%、「いいえ」が 9%となっています。

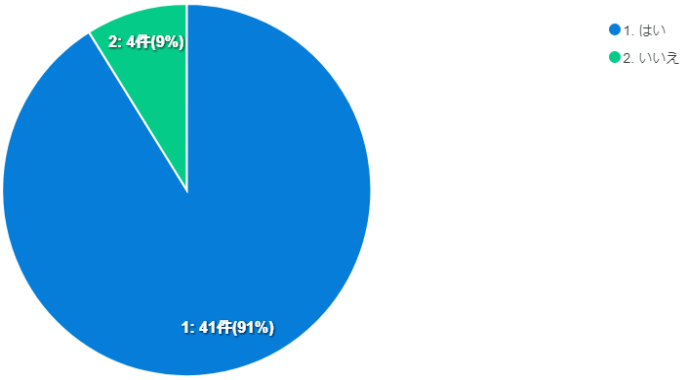

⑥「子ども家庭支援センター」を今後利用したい。
「はい」が 71%、「いいえ」が 29%となっています。

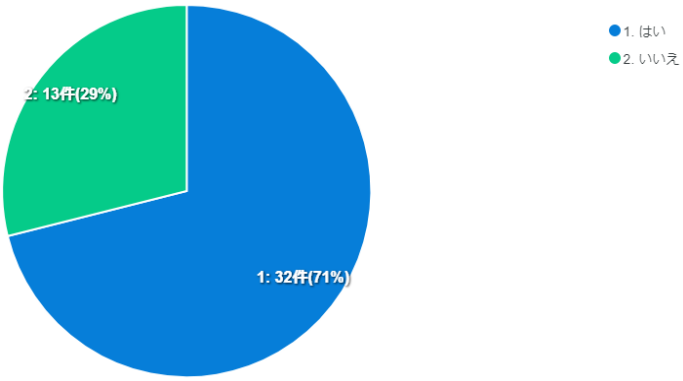

⑦「ファミリー・サポート・センター」を知っている。
「はい」が 91%、「いいえ」が 9%となっています。

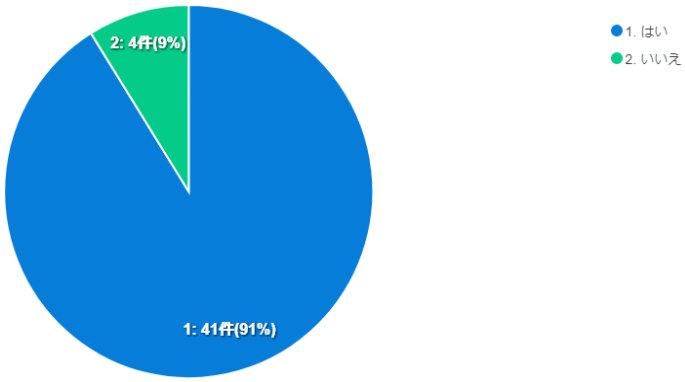

⑦「ファミリー・サポート・センター」をこれまでに利用したことがある。
「はい」が 20%、「いいえ」が 80%となっています。

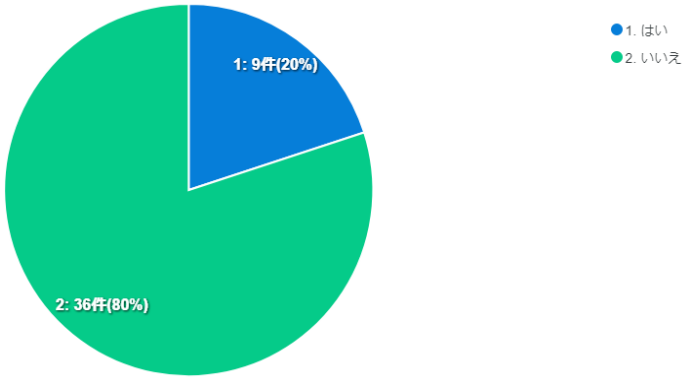

⑦「ファミリー・サポート・センター」をこれまでに利用したことがある。
「はい」が 38%、「いいえ」が 62%となっています。

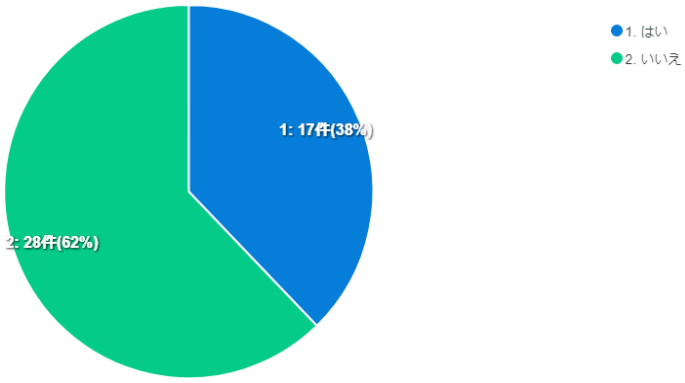

⑧「子育て支援情報誌」を知っている。
「はい」が 24%、「いいえ」が 76%となっています。

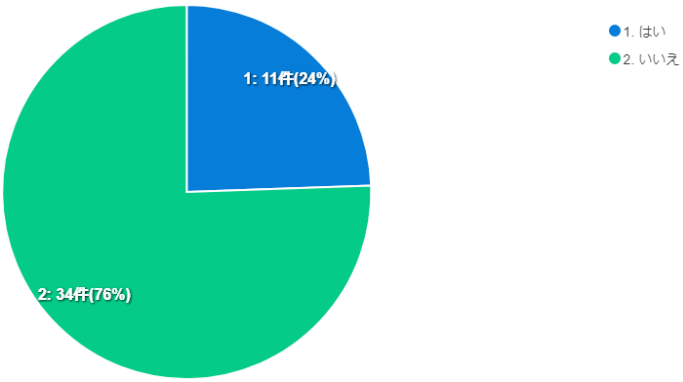

⑧「子育て支援情報誌」をこれまでに利用したことがある。
「はい」が 11%、「いいえ」が 89%となっています。

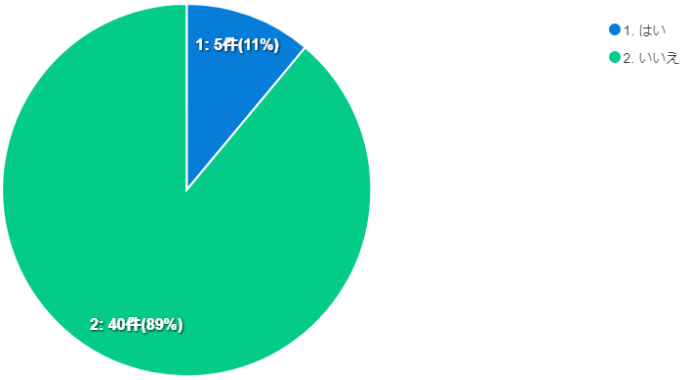

⑧「子育て支援情報誌」を今後利用したい。
「はい」が 62%、「いいえ」が 38%となっています。

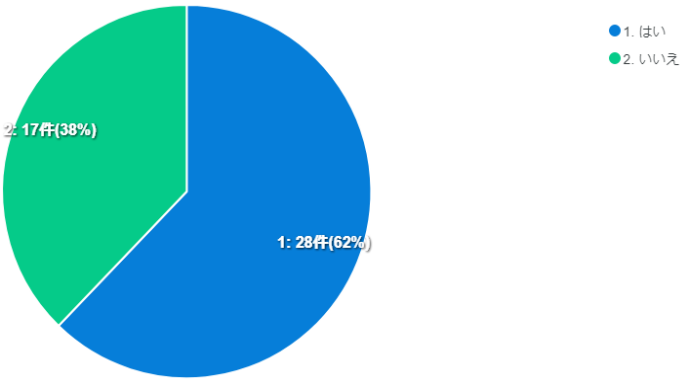

⑨「その他」を知っている。

「はい」が 2%、「いいえ」が 98%となっています。

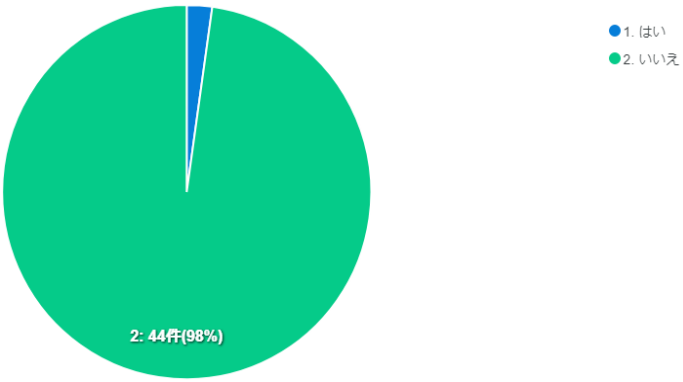

⑨「その他」を利用したことがある。

「はい」が 2%、「いいえ」が 98%となっています。

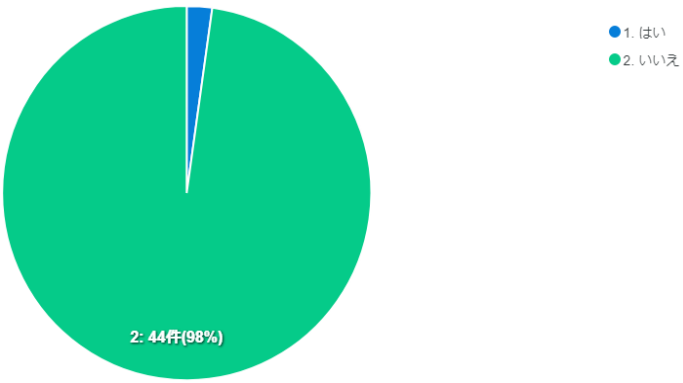

⑨「その他」を今後利用したい。

「はい」が 9%、「いいえ」が 91%となっています。

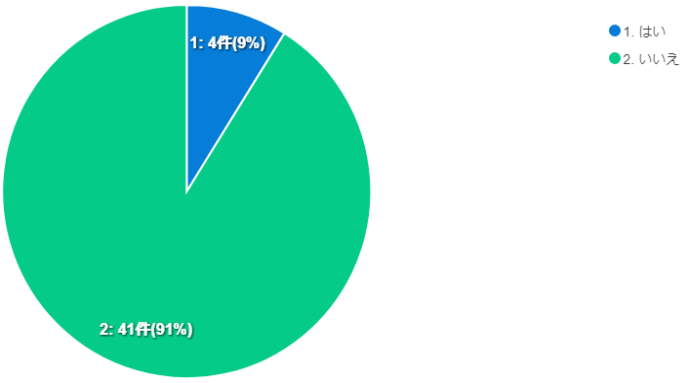

■土・日・祝日に定期的な保育事業の利用希望の有無

①土曜日：「利用する必要はない」が 64%、「ほぼ毎週利用したい」が 18%、「月に 1～2 回は利用したい」が 18%となっています。

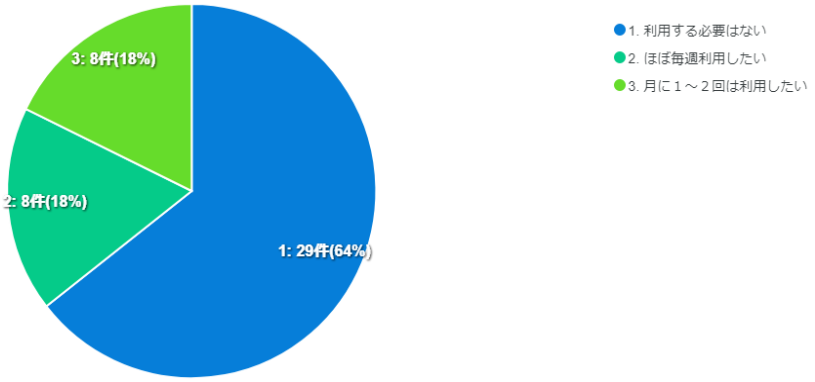

②日曜・祝日：「利用する必要はない」が 82%、「ほぼ毎週利用したい」が 2%、「月に 1～2 回は利用したい」が 16%となっています。

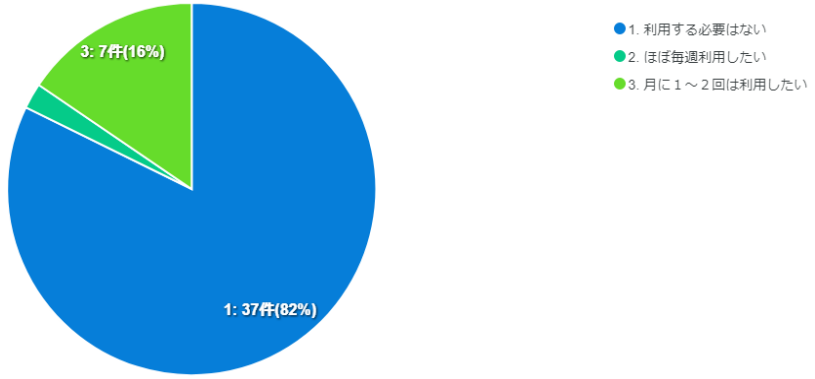

「月に 1～2 回は利用したい」を選んだ理由について

「月に数回仕事が入るため」が 80%、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が 20%、となっています。

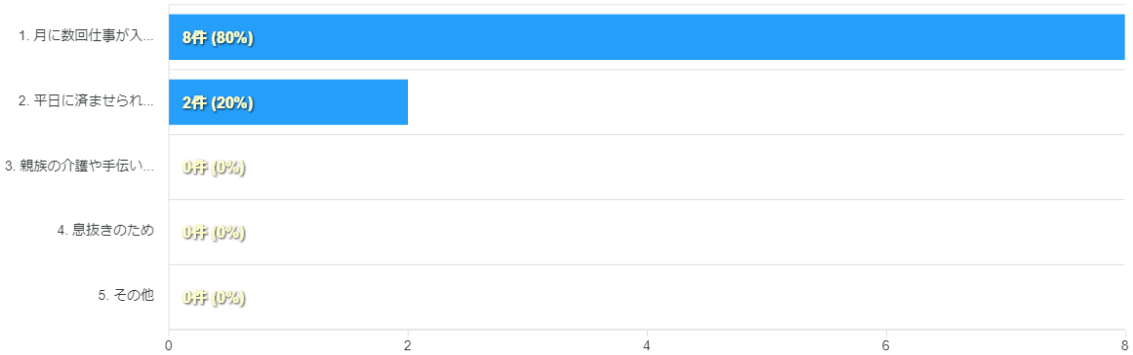

■子どもが病気やケガで保育園に行けなかったことがあるかどうか。
「あった」が 84%、「なかった」が 16%

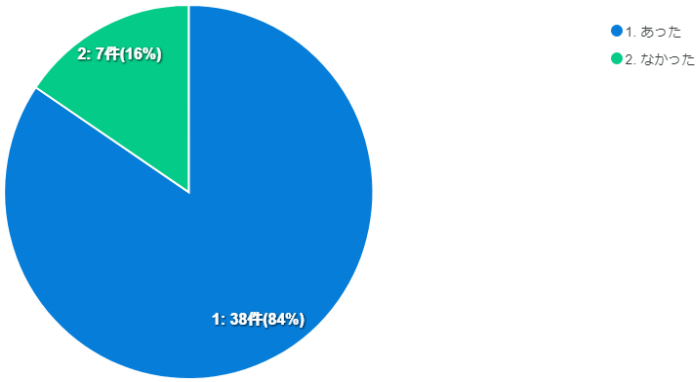

■子どもが病気やケガで休んだ時の対処方法について（当てはまるものすべて）
「父親が休んだ」が 47%、「母親が休んだ」が 74%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が 24%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 16%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が 3%、「その他」が 11%となっています。

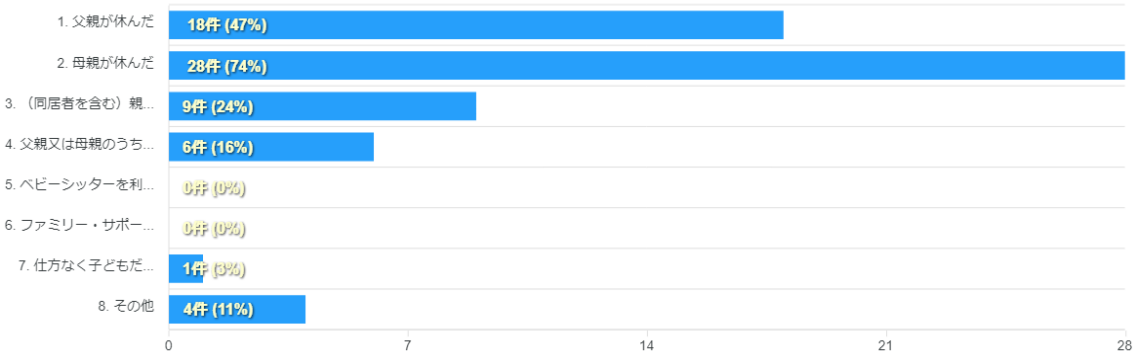

■できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思うか（現在、八丈町では事業なし）
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 71%、「利用したいとは思わない」が 29%となっています。

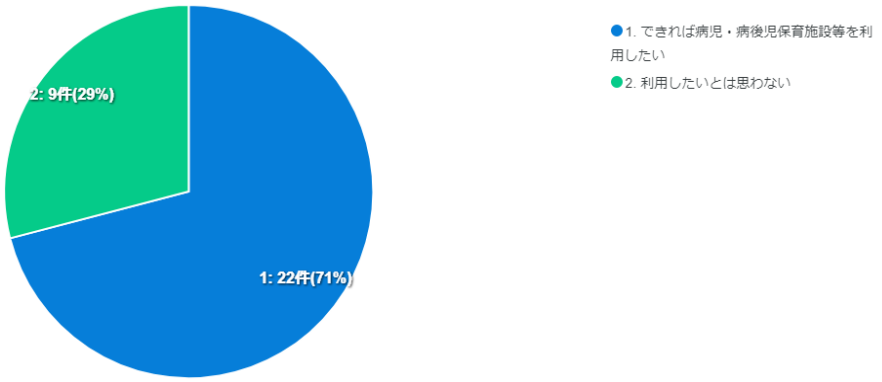

「利用したい」場合、どのような形態がよいか

「保育所に併設した施設で子どもを保育する事業」が 55%、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 82%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」が 36%、「その他」が 5%となっています。

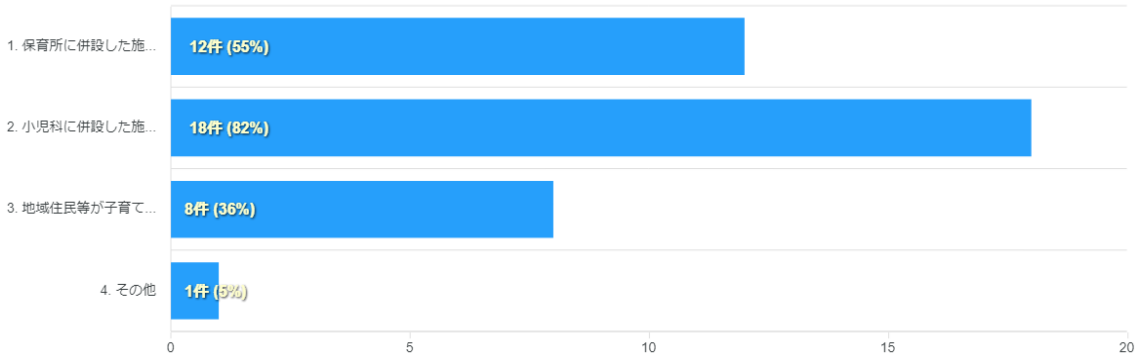

「利用したいと思わない」を選択した理由について

「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 44%、「利用料がかかるなら利用したくない」が 11%、「親が仕事を休んで対応する」が 56%、「その他」が 33%となっています。

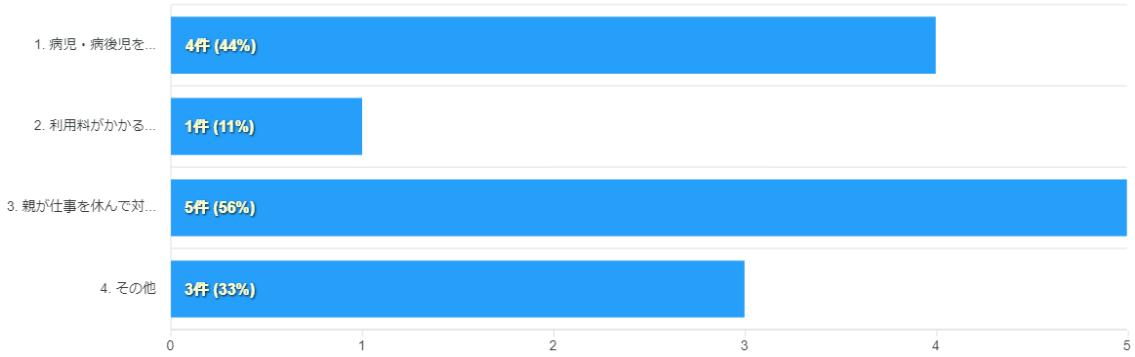

■できれば父母のいずれかが仕事を休んで子どもを看たいか。

「できれば仕事を休んで看たい」が 57%、「休んで看ることは非常に難しい」が 43%となっています。

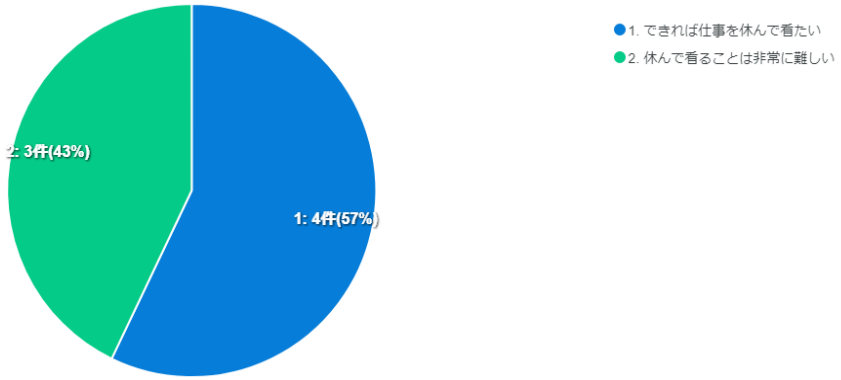

■仕事を休んで看ることは難しいと思う理由について

「子どもの看護を理由に休みがとれない」が 33%、「自営業なので休めない」が 67%となっています。

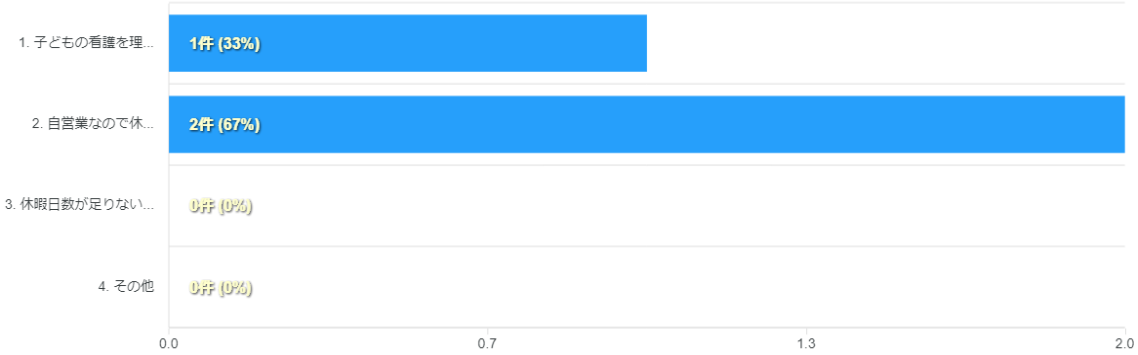

■日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業について

「一時預かり・一時保育」が 13%、「ファミリー・サポート・センター」が 2%、「利用していない」が 87%となっています。

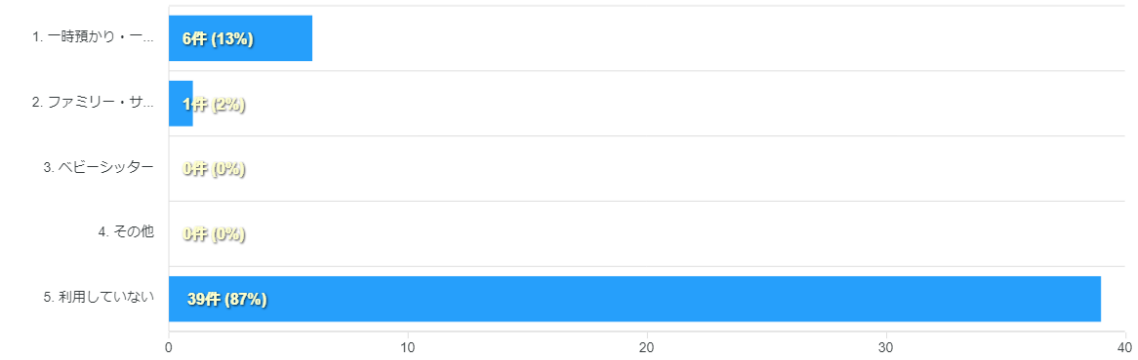

■「利用していない」理由について

「特に利用する必要がない」が 67%、「利用したい事業が地域にない」が 28%、「事業の質に不安がある」が 3%、「事業の利便性がよくない」が 15%、「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」が 8%、事業の利用方法がわからないが 5%、「その他」が 10%となっています。

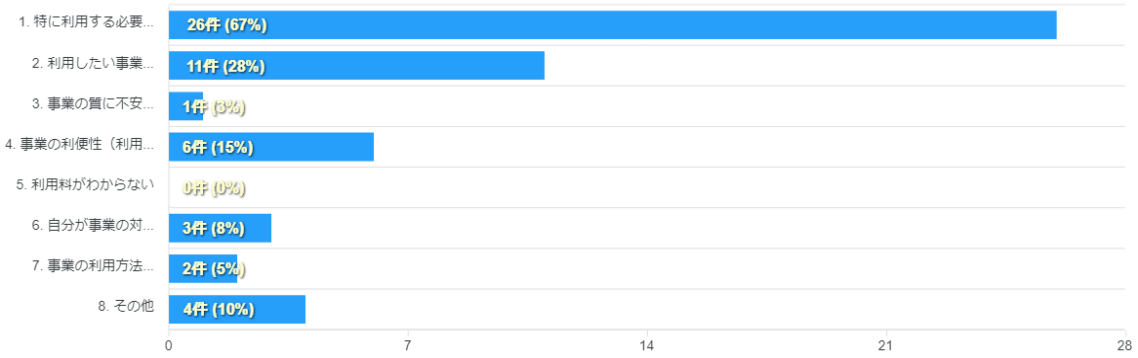

■望ましいと思う事業形態について、当てはまるものすべて

「大規模施設で子どもを保育する事業（例：保育所等）」が 84%、「小規模施設で子どもを保育する事業（例：子ども家庭支援センター等）」が 68%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）が 32%となっています。

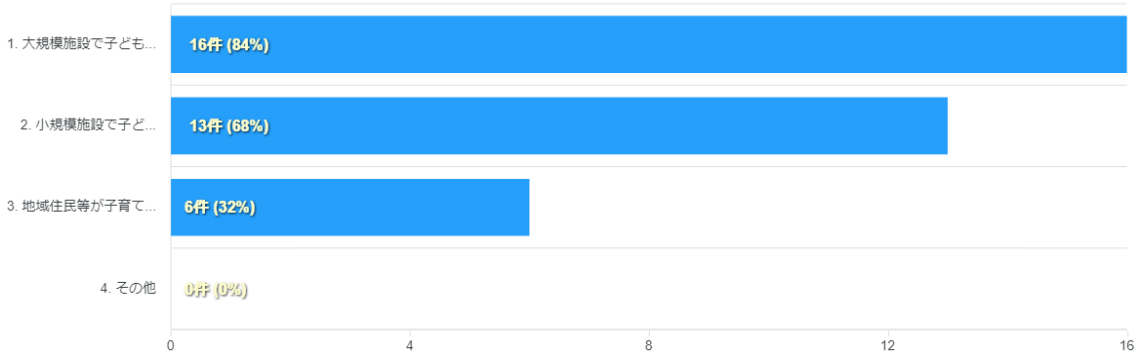

■この 1 年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったか。

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が 11%、「仕方なく子どもを同行させた」が 18%、「その他」が 2%、「該当なし」が 67%、「未回答」が 7%となっています。

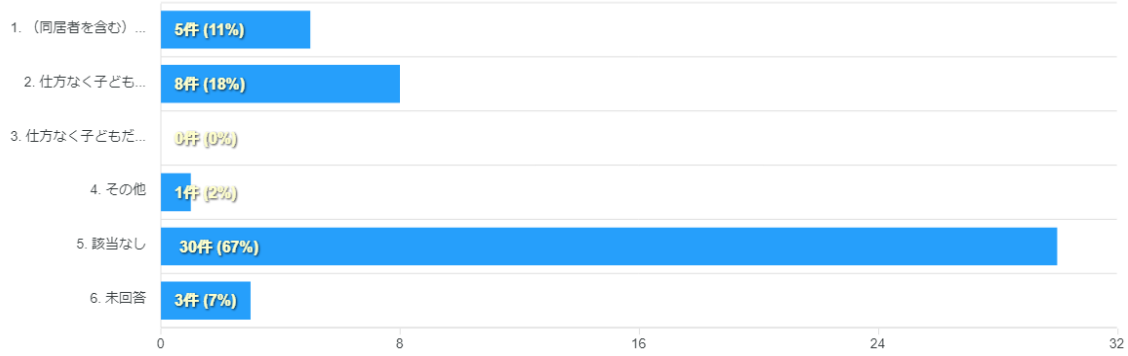

■その場合の困難の度合いについて

「どちらかというと困難」が 40%、「特に困難ではない」が 40%、「未回答」が 20%となっています。

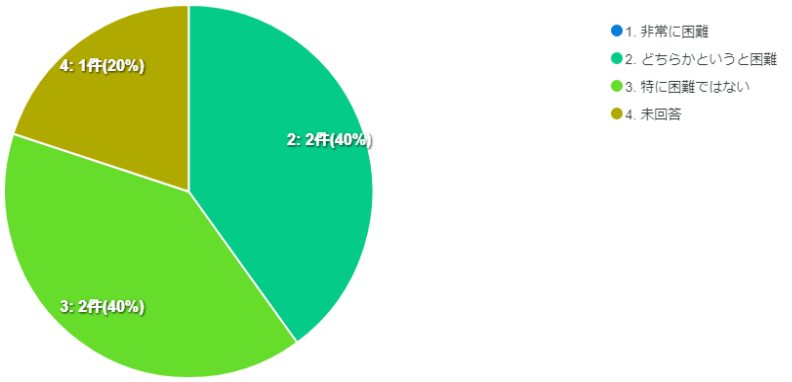

■子どもが生まれたとき父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したか（母親）

「働いていなかった」が 33%、「取得した（取得中である）」が 51%、「取得していない」が 16%となっています。

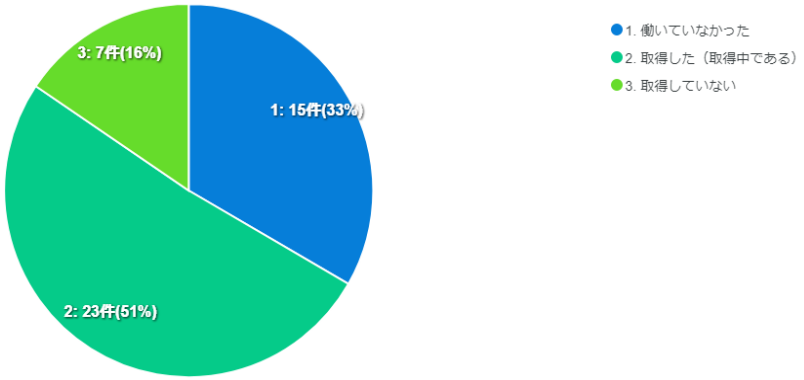

■育児休業を取得していない理由についてすべて（母親）

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 14%、「仕事が忙しかった」が 29%、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」が 29%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 29%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 14%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 29%、「産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した」が 14%、「その他」が 57%となっています。

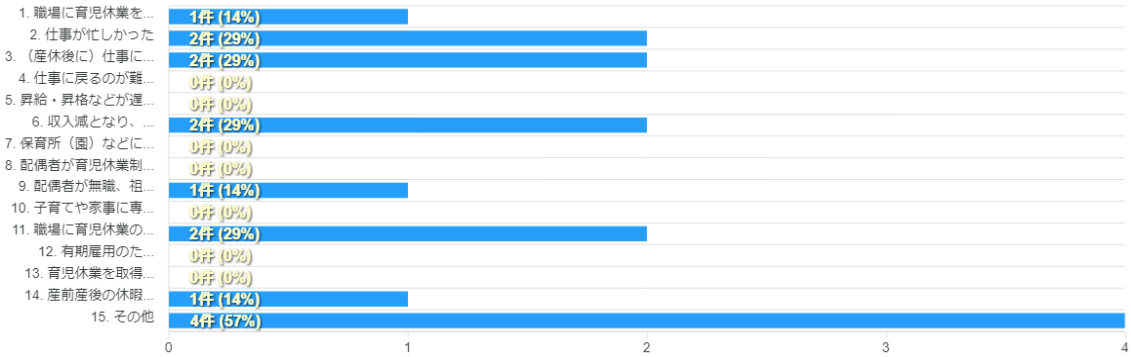

■子どもが生まれたとき父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したか（父親）

「働いていなかった」が 2%、「取得した（取得中である）」が 20%、「取得していない」が 78%となっています。

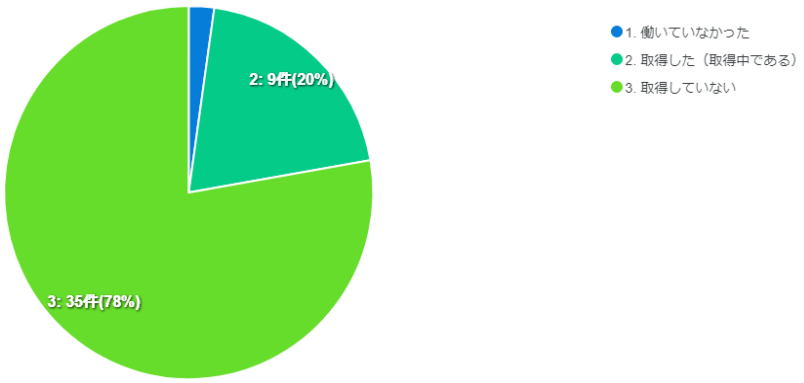

■育児休業を取得していない理由についてすべて（父親）

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 31%、「仕事が忙しかった」が 51%、「昇給・昇格等が遅れそうだった」が 6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 23%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 11%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 6%、「子育てや家事に専念するために退職した」が 3%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 11%、「育児休業を取得できることを知らなかった」が 6%、「その他」が 34%

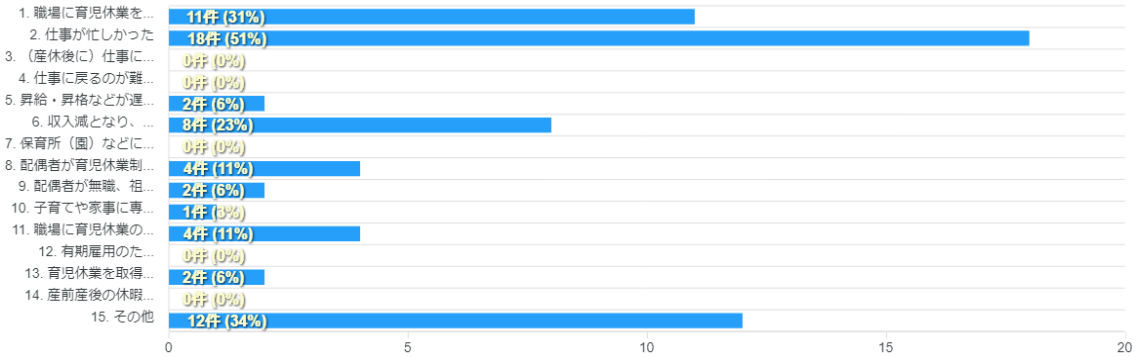

■子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は2歳）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまえの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みを知っているか。

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 64%、「育児休業給付のみ知っていた」が 9%、「保険料免除のみ知っていた」が 3%、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が 24%となっています。

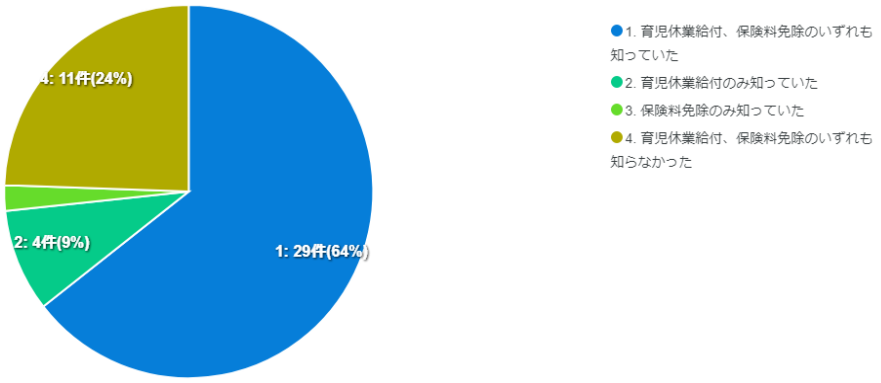

■育児休業後に職場復帰したか

〇母親:「育児休業後、職場に復帰した」が 87%、「現在も育児休業中である」が 4%、「育児休業中に離職した」が 9%となっています。

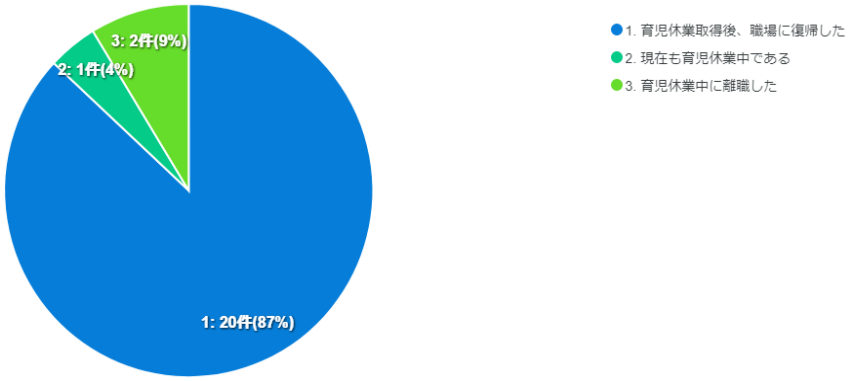

〇父親:「育児休業後、職場に復帰した」が 100%となっています。

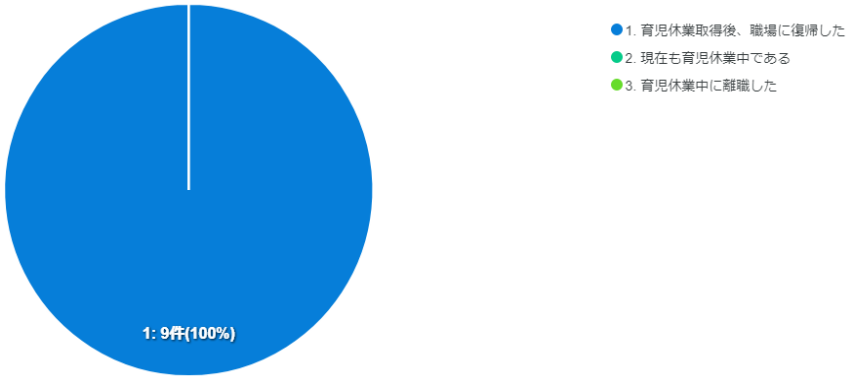

■育児休業から復帰したのは、年度初めの保育園入所に合わせたタイミングか否か

〇母親:「年度初めの入所に合わせたタイミング」が 75%、「それ以外」が 25%となっています。

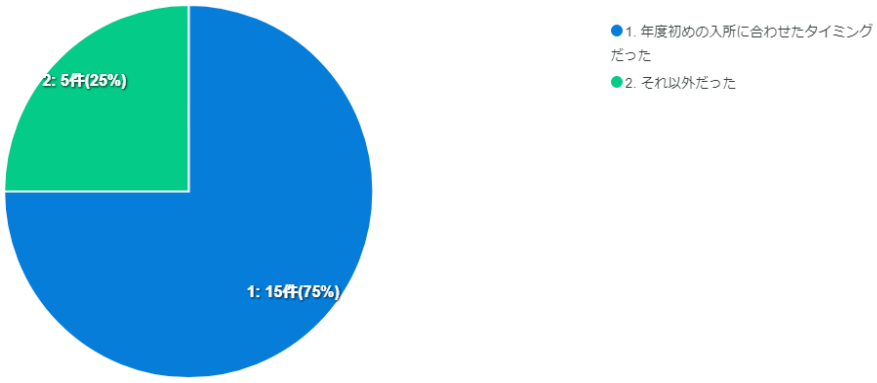

〇父親:「年度初めの入所に合わせたタイミング」が 10%、「それ以外」が 90%となっています。

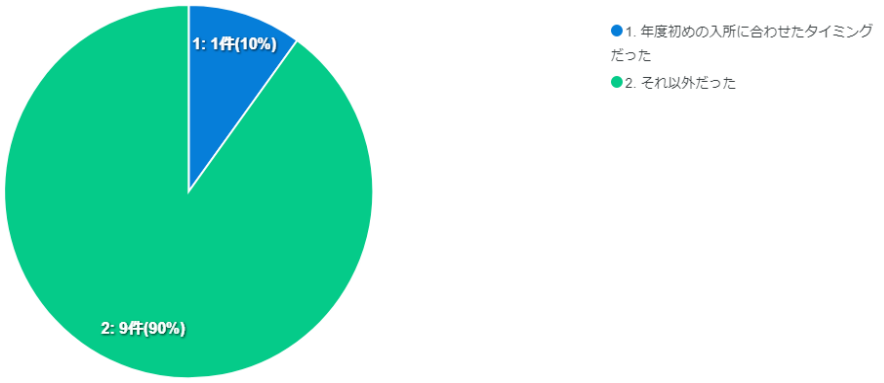

■希望の時期より早く職場復帰した理由について

〇母親:「希望する保育所に入るため」が 60%、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が 20%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 20%、「その他」が 5%、「未回答」が 25%となっています。

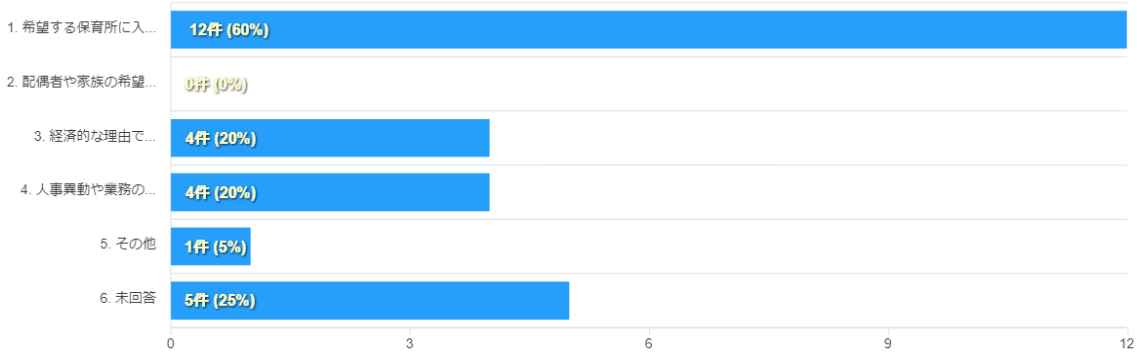

〇父親:「希望する保育所に入るため」が 10%、「配偶者や家族の希望があったため」が 10%、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が 20%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 20%、「その他」が 20%、「未回答」が 30%となっています。

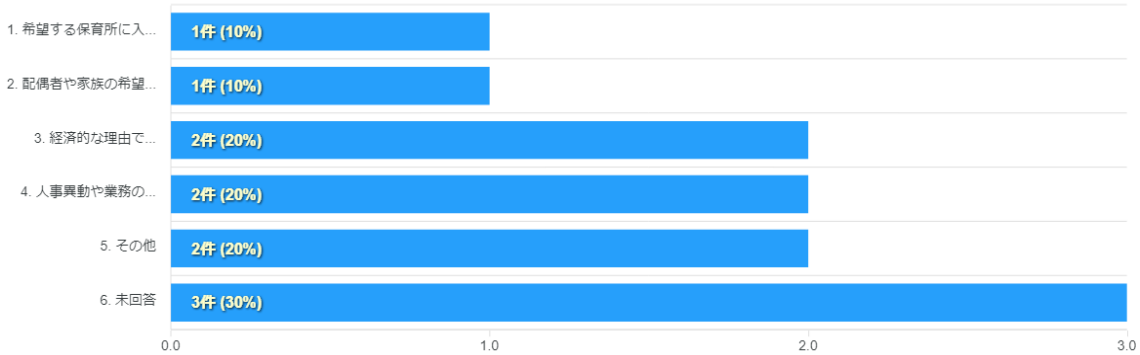

■希望の時期より遅く職場復帰した理由について

○母親:「希望する保育所に入れなかったため」が 15%、「自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため」が 5%、「子どもをみてくれる人がいなかったため」が 5%、「その他」が 5%、「未回答」が 80%となっています。

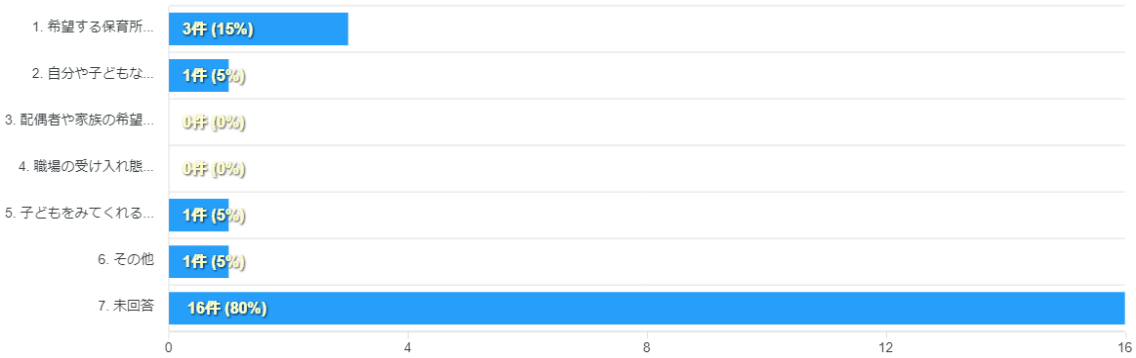

○父親:「希望する保育所に入れなかったため」が 10%、「未回答」が 90%となっています。

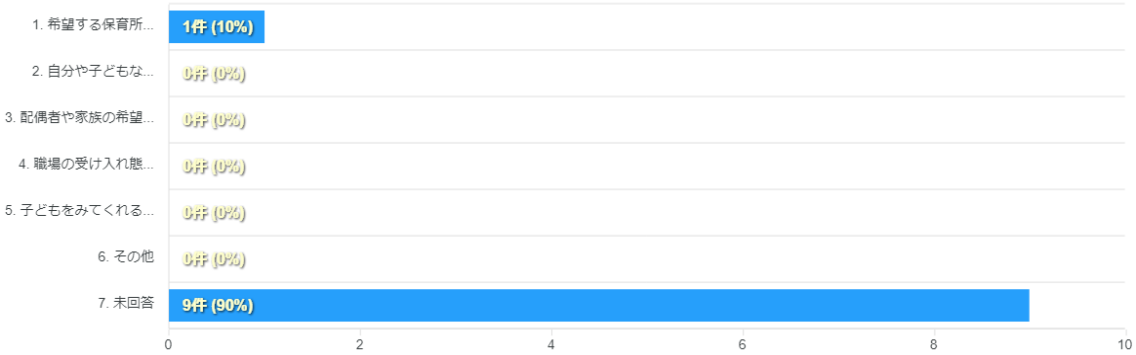

■育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用したか

○母親:「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)」が 25%、「利用した」が 50%、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が 25%となっています。

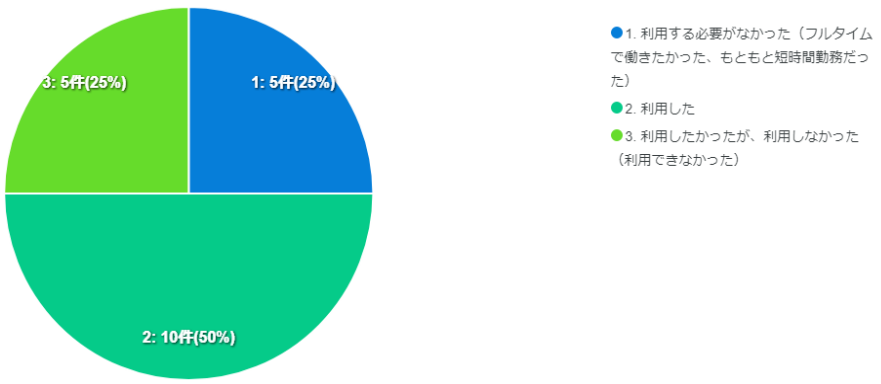

○父親

「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」が 60%、「利用した」が 10%、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が 30%となっています。

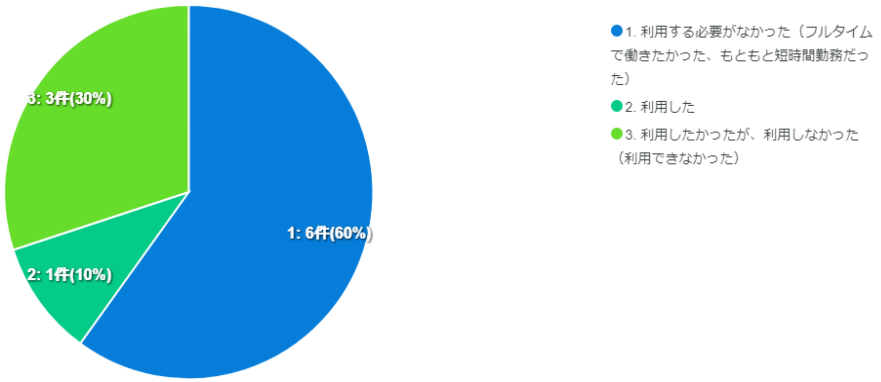

■短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由について

○母親：「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が 40%、「短時間勤務にすると給与が減額される」が 80%、「短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる」が 20%、「短時間勤務制度を利用できることを知らなかった」が 40%

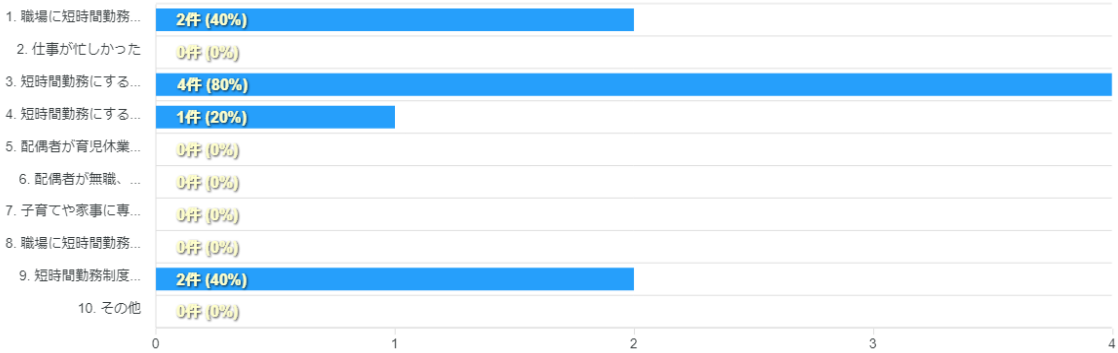

〇父親:「仕事が忙しかった」が 67%、「職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が 33%となっています。

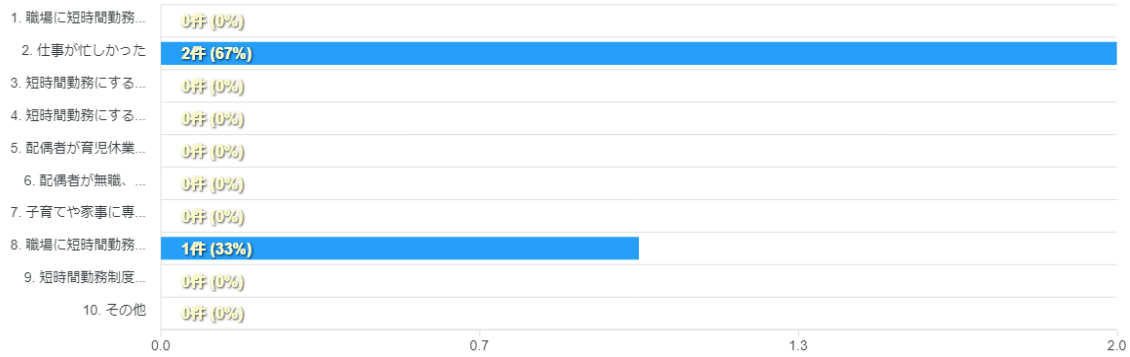

■子どもが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得するか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰するか。

〇母親:「1歳になるまで育児休業を取得したい」が 100%となっています。

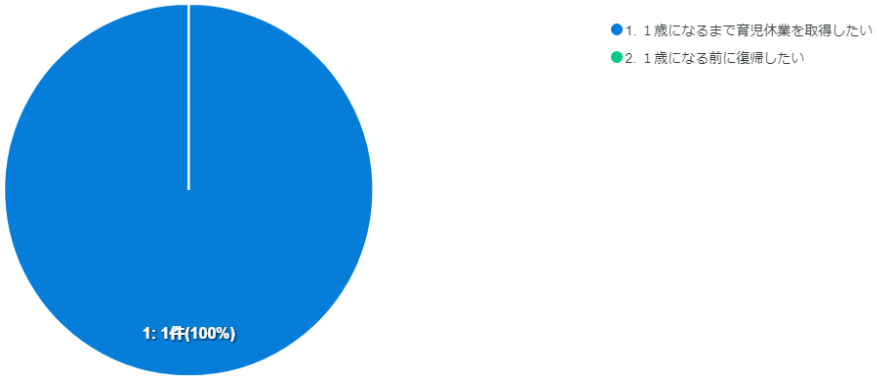

〇父親(※未回答 100%のため記載なし)

■子どもが、小学校（1～3年生）のうちは放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
「自宅」が 40%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 7%、「学習塾や習い事」が 22%、「学童保育」が 44%、「ファミリー・サポート・センター」が 2%、「その他（公園など）」が 16%、「未回答」が 42%となっています。

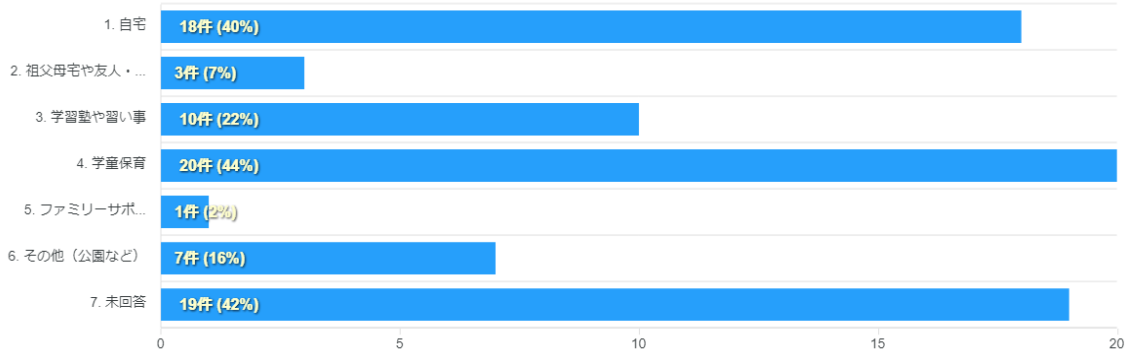

■子どもが、小学校（4～6年生）になったら放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
「自宅」が 42%、「祖父母や友人・知人宅」が 11%、「学習塾や習い事」が 42%、「学童保育」が 33%、「ファミリー・サポート・センター」が 4%、「その他（公園など）」が 13%、「未回答」が 40%となっています。

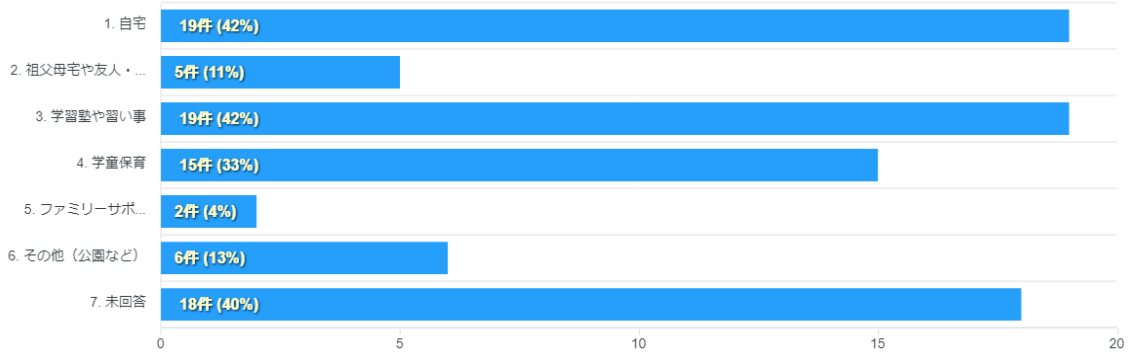

■八丈町における子育て支援の満足度について5段階評価でどこか。

「1」16%、「2」13%「3」36%「4」22%「5」13%

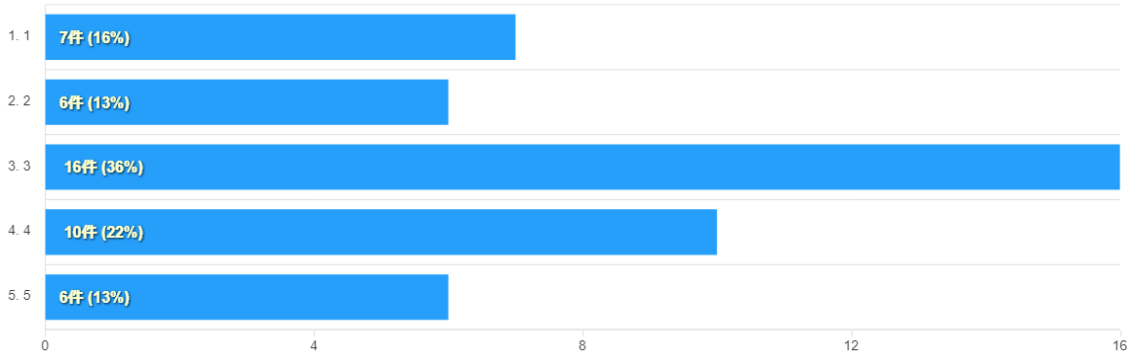

■子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいか（自由意見）

1	希望する日時に子どもを預けられる場所がほしい。（現状、保育園や子ども家庭支援センターでは預ける枠、人数が少なすぎて希望する日に子どもを預ける事ができない。支援センターに緊急枠があるのはありがたい。） 島民のお悩み相談や町への質問を誰もが見えるように閲覧スペースを設けて欲しい。（インターネット上で）その質問に対しての回答も同様に誰もが閲覧できるシステムをつくっていただきたい。
2	行政担当者が移住者かつ現役で子育て世代だと、サポートの対応が変わってくると思う。町として他の地域よりも秀でている教育コンセプト（シュタイナー、バカロレア、イエナなど）を持った上での種々のサポートが欲しい。現状は保育士や行政担当者の個人的裁量が大きく、マイナスな差を感じる時がある。上述したコンセプトがあると、全てはそこへ回帰し、修正がかけやすくなると考える。
3	八丈での子育て情報を網羅した冊子があれば良いと思う。（保育園、小学校生活、習い事、公園、子が参加できるイベント年間予定、預け先、医療情報等）
4	病児保育
5	相談先
6	保育園が満員で入れないので、保育士や保育園を増やしてほしい。
7	やはり金銭面でのサポートが一番助かる。 検診時に頂いた薬局の商品券は大変助かった。逆に納得いかないのは、育児手当が 3 歳になった途端に減額されるのに、保育料は 3 歳になった時点では無料にならず 3 歳児クラスの開始年度から無料になるところ。 保育園についても、潜在保育士は居るのに保育園では働かないところを考えると保育士の待遇改善が求められる。八丈は子連れ移住者も多く、自営業も多いので保育園は必須。

8	これからも幅広い知識やケーススタディを活用していただき、点と点を結ぶサポートをしていただきたいです。
9	睡眠時間の確保
10	0歳から預けられる施設 子連れ ok な美容室 エステ
11	病児保育、支援センターで気軽な相談(現在入っても事務所から出てこない、一時預かり優先。電話で事前に電話することでもなかったり、迷惑かけると行こうと問い合わせまではできない。 常時話しかけてくれたり 1 人広場にいたら遊びに来る人も増えると思う)
12	病児保育
13	半年に一回でも、島外のカウンセラーの方に 1 時間程度相談できる時間があれば嬉しいです。島内にもれないよう配慮しつつも、そのときの悩みに対応できるシステムや管轄を紹介してもらえたりできれば、子育てする親の助けになるかと思います。
14	食事作りを含めた家事支援、家事代行サービス
15	行政サポートとして病児保育、病後児保育、子供家庭支援センターの一時預かり拡充、内地の先進自治体が行なっていることを進んで実施していく姿勢を対外的にもアピールしないと子育て世代の獲得に繋がらないと思います。
16	病児保育、療育
17	気軽に預かったり、遠慮せず頼ってくれる関係の人がいたら、精神的にも体力的にも楽になる。
18	話を聞いてくれる。通院時の預かり。

■教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して（自由意見）

1	子育てをする環境を整えて欲しい。（保育士不足で待機児童が出る、子ども家庭支援センター職員不足、施設の子どもを 1 時間に預けられる人数が元々3 人と少ない事で希望が通らない事、産前産後のサービスが全員平等に受けられない事など） 公共施設のトイレ整備をしてほしい。（病院、公民館には早急におむつ替えシートやベビーチェアをつけてほしい。） 雨の日に遊べる施設をつくって欲しい。（体育館や公民館の無料開放や室内遊具の設置） 八丈島独自の子育て支援サービスを作って欲しい。（八丈島のお店で使える子育て割引きや特典、子ども向けの音楽や食、遊べるイベントの企画運営など） 赤ちゃんと一緒に入れる温泉を作ってほしい。（オムツを着用したまた入れるベビーバスやスイムオムツの使用を許可、全施設でなくても、毎日じゃなくてもいいので、赤ちゃん優先施設、曜日を設けてほしい。） 災害時に親子向けの情報や災害マニュアルが欲しい。

2	保小中高を貫く教育の軸となるコンセプトやビジョンの策定をしていただきたいし、その点を考えていく住民会議のような場を設けていただきたい。これからの教育の形はこれまでよりも多様化していくと考えているので、保育士や教師側の現状に合わせたバージョンアップを図っていただきたい。数年に一度の振り返りではなく、毎年の振り返りをリアル世代で当たり前のことにしたい。そして八丈島における教育・保育が他の地域とは大きく異なり、差異のあるものにし、八丈島といえば先進的かつ地域に根ざした教育といわれるようなレベルにまでしていきたい。そのための長期的な組織（委員会）を立ち上げていただきたい。
3	いつもありがとうございます。
4	我々は夫婦で自営業者のため、出産、育児など多くの部分で負担が大きかったです。 改善を期待する点は、産前産後保育の制度と日曜日の保育です。 3 歳未満の子供と新生児の 2 人家で育児をしながら自宅で仕事をすることは困難を極めました。 そんなときに、島独自の保育制度で預けられたならとても助かりました。 当時は、陳情書を提出して、なんとか 2 歳の子供だけを預かっていただきなんとか生きてこられました。育児休業制度もない自営業者にとっては常に気を張り詰める毎日でした。 そろそろ八丈町独自の保育入園審査方式を導入しても良いのでは。 日曜日の保育についても、真剣に検討頂きたい点です。 八丈町では多くの自営業者が活躍されています。自営業者によって島の観光コンテンツが造成されている部分もあるかと思います。 今後も多様な自営業者が八丈町で活躍していただくためにも上記 2 点を強く推し進めて頂きますと幸いです。
5	・希望する児童全員が学童を利用できるようにしてほしい。子の安全を守るために。 ・児童館がほしい。雨の日の休日に、子が体を動かして遊べる場所がないのはきつい。 ・図書館に自習室があればいいと思う。 ・１８歳以下の子を持つ親が時短勤務できる制度を整えてほしい。
6	いつもありがとうございます。
7	現在子供が3人いますが経済的余裕があればもう 1 人子供が欲しかったです。 子供が体調を崩していましたが仕事があったので休めず無理して保育園に行かせたこともあり子供が大事なのか仕事が大事なのか考えさせれた状況の時もありました。 その時は休める環境がほしいと思いました。 保育料無償化になったことはとても助かっています。
8	もっと子どもを産み育てたいとは思うが、金銭面的に収支を考えると共働きで保育園に預ける時間が長すぎるのが現状。金銭面のサポートの例としては町営住宅への入居ができればありがたい。（空室があるのであれば入居条件を低所得者のみにしない。）

	収入を減らさないために、病児保育やシッターが利用できれば良いと回答したが、本来ならば家庭で保育したい。国の制度なので仕方ないが育児休業給付金が原則一歳までは短すぎる。 早生まれの我が子は育児休業給付金が終了する前に確実に保育園に入園させるために1歳2ヶ月で入園したが、家庭で食べていないような食事ばかりで（食事の形態や、甘いお菓子等）葛藤が大きかった。 また、実家が島外（羽田以降乗り継ぎ）であるため人数が増えると帰省のための費用も莫大になるため、産み控えてしまう。（アイきっぷ利用でも高すぎる）島外通院の補助も帰省と同時に済ますには利用できず改善してほしい。
9	子供家庭支援センターの一時利用の申込み手続きがオンラインでできるようにして欲しい。
10	室内で遊べる施設が欲しい、 広くて走り回れる場所です。 雨や強風で外出できなく、つまらないので。
11	保育園が満員のクラスがあるので、保育園や保育士さんが増える環境を整えて欲しい。
12	未就園児の遊び場が少ないので、小さい公園にも滑り台1つでもあると助かる。 雨の日対策で、ある程度の広さがあり、室内遊具(三輪車や車とか)が利用できる施設があると有難い。 月1でもいいので、年少クラス前のプレ事業があるといいと思う。 幼稚園かこども園が1つくらいあってもいいと思う。
13	いつもありがとうございます。 保育園では様々なことに挑戦させて頂き、行きたくないと子どもが言っていても降園時には笑顔で帰して頂き本当に感謝しております。 未満児用の一時保育では4時間なので、最大の時間をもう少し長く取って頂けると有り難いです。ご検討の程、よろしくお願いいたします。
14	育児休業を取得していても、上の子（未満児）を保育園で預かって欲しかった。
15	毎年退職する保育士が若い人ばかりな気がして心配です。上の人ばかり残って若い人が育たず、どんどん減っていく一方ではないかと思います。周りに潜在保育士が何人もいますが、職場環境が不安で島では働きたくないという声をよく聞きます。内地から保育士(園長レベル)を呼んで園の運営を一新する、内地の園に数日間研修に行かせる等、最新の保育に関する考え方や運営方法を導入することはできませんか？上層部が変わらなければ新しい保育士は定着しないと思います。
16	保健師さんや保育士さん、看護師さんがが子供の名前をきちんと覚えていてくださり、気にかけてくださっていることがとてもありがたいです。いつもありがとうございます。
17	車ありきの島社会。車を持たないことによる弊害は承知の上、不便を受け入れ生活していますが、車登園の環境を前提とされすぎて様々弊害を感じています。仕事抱えて子育ては

	地域関係なく大変なことであり、各自治体等で工夫されていることがたくさんあると思います。東京都全体の教育保育環境と比較していただき、アップデートできることがあれば是非お願いします。（布団毎週持ち帰りは暴風雨バス利用は極めて困難→コット利用、パジャマの必要性→着替えで事足りる等） 月 5 千円くらいで登園に限定したバスやタクシーがあれば利用したい。現在自宅から循環バスと町営バスを乗り継いで登園してます。循環 1 便→町営末吉行 2 便は乗り継ぎ出来ず 8 時半登園不可能、町営末吉行 3 便が裁判所終点のため 9 時登園不可能、循環 2 便→町営 4 便で 10 時登園できるが、登園後に坂下戻るためには 1 時間バス待ちの現状です。登園～坂下戻るまで計 2 時間半かかります。
18	公園の草刈りやトイレの管理などもっと頻繁に行って欲しい。南原スポーツ公園のトイレが非常に汚かった。 子家センは小学生以上は入れないので休日雨天時に遊べる施設が欲しい。 八丈の子供達の学力が心配。小学生以上子供がいる家庭が八丈で教育を受けさせたいと思うようなカリキュラムや進学実績を作るべきでは？無料の英会話教室ももっと効果的な講習をしてほしい。
19	0 歳を連れて行って楽しめるおもちゃが支援センターに少ないので増やして欲しい
20	室内で体を動かして遊べる施設があると助かります。雨の日や真夏の過ごし方に苦労しています。
21	0才児受け入れ場所
22	一時預かり、0 歳～2 歳児クラスの枠が少ない 観光業で町で盛り上げてるにもかかわらず土日が対応していないまたは、満員で預けてない。 登園時目を離さないようにというが、月金は布団が負担で難しい。兄弟いる場合が尚更一度持って経験してください。 島の湿度や天気も配慮すると布団はカビやすく、遊んだ後の部屋で寝るなら都内の区立保育園で導入されている 「コット」の導入を希望 そうすれば駐車場に車の渋滞のヘリ子供と手を繋いで登園できる むつみ保育園の一部解放 支援センターでは幼子が多く危険なため 2，3 歳児以降の子供が安心して天気を気にせず遊べる場所は欲しい また、東京都の離島モデル保育園として 都の職員を執行し小規模保育を復活して欲しい

	一時預かりが減て困る 町の移住者パンフレットは良いことばかりで 住んで幻滅したので改善を希望
23	まずこのアンケートが親の目線に立っているように感じないです。 行政にはこれまでの慣例などに縛られず、本当の住民のニーズをキャッチして実行する力をつけて欲しいです。 島民が減るのをみているだけでなく、既存の住民そして移住者がこぞって住みたくなるような魅力的な街作り、子育て環境作りをお願いしたいです。
24	雨の日でも思いっきり遊べる施設があると嬉しい。子どもへの指導目的では無料で借りれる公民館も、遊ばせる目的では有料になることが理解できない。遊ぶ場所はとても大事です。
25	天候不良時でも行ける屋内の遊び場が欲しい。授乳や食事をしても良いスペース、こどもトイレなどがある屋内の遊び場。
26	◯病児保育、病後児保育、一時預かりの拡充 ◯質問数や質問文の文字数が多く、答えづらく感じました。（まさか 31 問もあるとは…回答者数に影響しないかな、と思いました。）予備調査はされましたでしょうか？ ◯子育て支援対策につきましては今後ともよろしくお願いいたします。
27	病児保育を整えてほしい。発熱後 24 時間、保育園の登園??というルールを作っているのだから、共働きでも負担なくそのルールに則れる仕組みを整えてほしい。 就学前の障害の疑いがある子が支援を受けられるような療育先を作るべき。早期発見、早期対応、早期療育が、小児期の障害のある子には必要なのに、全くカバーされていないことが心配。
28	保育園しかなく幼稚園を選べないのは移住に躊躇する。保育園も働きたくてもうちは 1 年間待機で、とても辛かった。じっとしていられない子はコカセンやひよこの集まりはとても行きづらく、利用できなかった。
29	保育従事者に対する手当の拡充、働きやすい職場環境作りを行い、保育に従事する人の人員確保、従事する人の心身健康を目指していただきたい。

資料3　小学生保護者用ニーズ調査結果

（再掲）

1　対象者	三根小学校、大賀郷小学校、三原小学校の全校生徒の保護者
2　対象者数	320人
3　調査方法	アンケート回答二次元コードを印刷した文書を配布、保護者が WEB 上で回答する方法で実施
4　調査期間	令和6年10月15日（火）～令和6年10月31日（木）

調査対象者	回答者数	有効回答率
320人	26人	8．12%

　世帯の状況や、緊急時の子どもの預け先の有無など24問の調査項目を設定しました。
小学校の保護者を対象として、WEB 上でのアンケートを実施しました。
集計結果は確保を図るべき教育・子育て支援の量の見込みの算出や質の状況を把握するために役立っています。

■お住まいの地域について
小学生世帯は三根 35%、大賀郷 35%、樫立 7%、中之郷 23%、末吉 0%となっています。

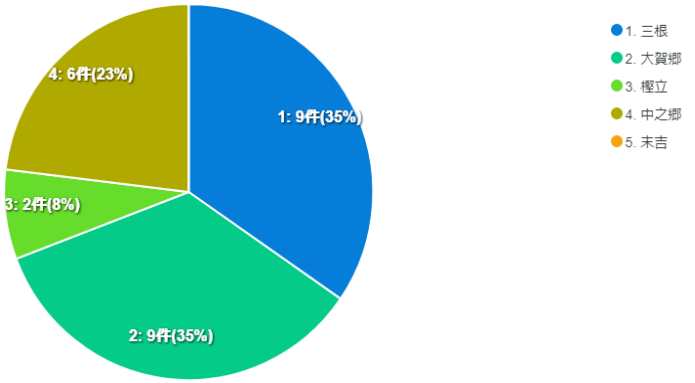

■この調査票にご回答いただいた方について

母親が回答 88%、父親が回答 12%となっています。

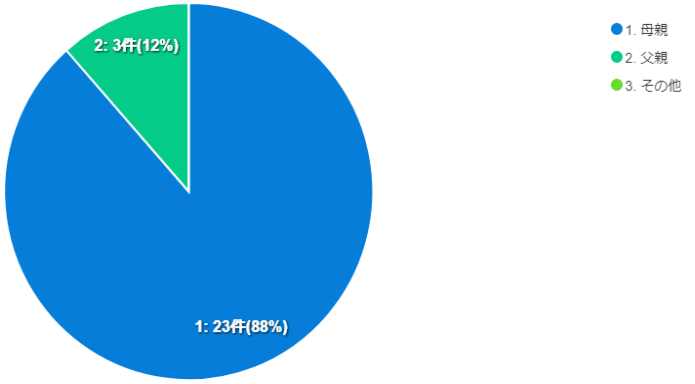

■この調査票にご回答いただいている方の配偶関係について

配偶者がいるが 100%となっています。

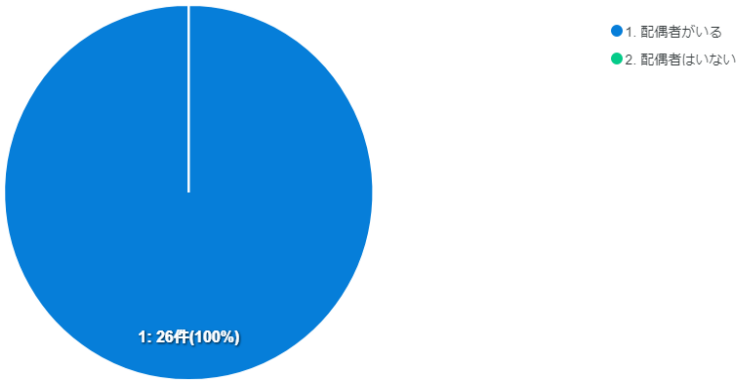

■子育て(教育を含む)を主に行っている人について

「父母ともに」が 69%、「主に母親」が 27%、「主に父親」が 4%となっています。

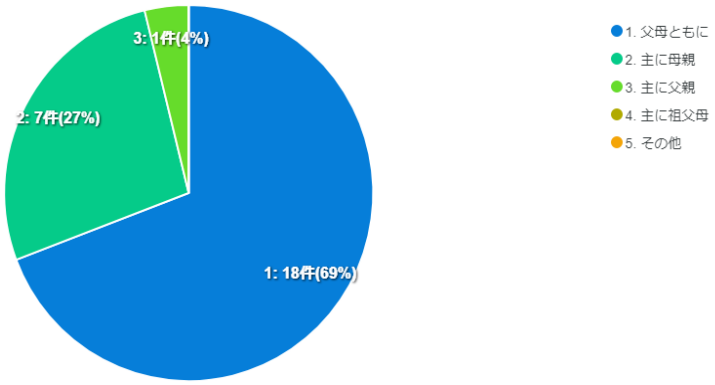

■子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方、または施設について当てはまるものすべて「父母ともに」が 81%、「母親」が 19%、祖父母 15%、小学校 58%、保育所 12%、その他 2%となっています。

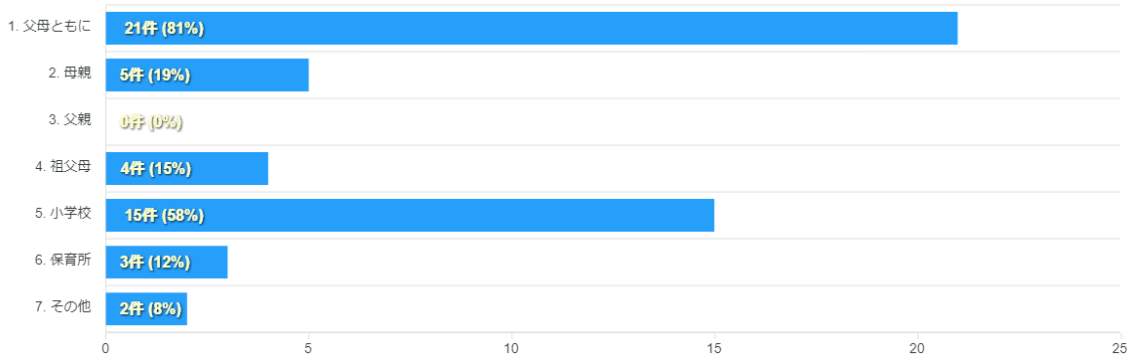

■子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境について、当てはまるもの全て「家庭」が 96%、「地域」が 23%、「小学校」が 69%、「保育所」が 31%、「その他」が 1%となっています。

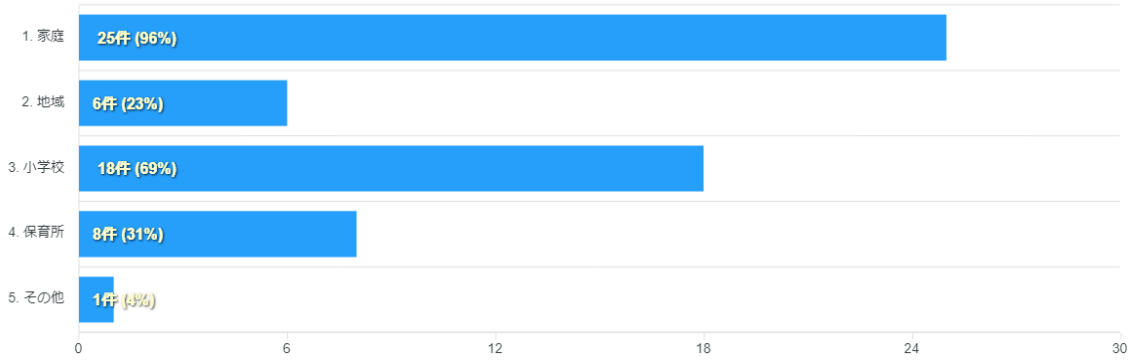

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 19%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 19%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 31%、「いずれもいない」が 42%となっています。

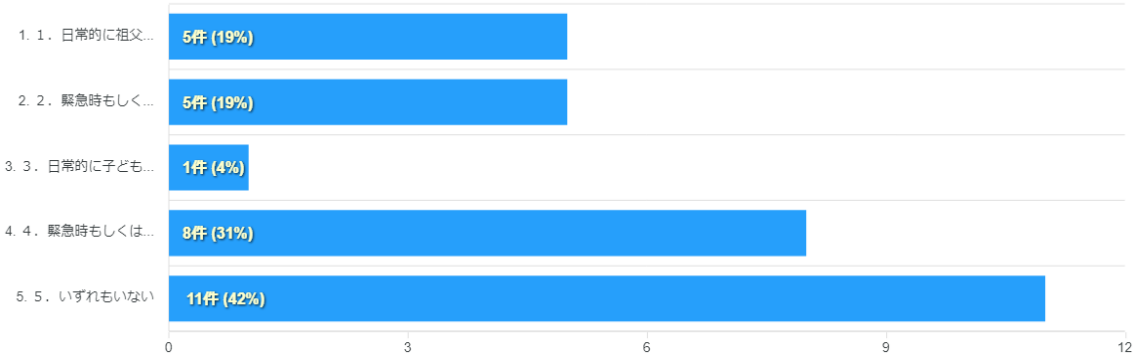

■祖父母等に子どもをみてもらっている状況について

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 40%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が 20%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が 40%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 40%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」が 10%、「その他」が 10%となっています。

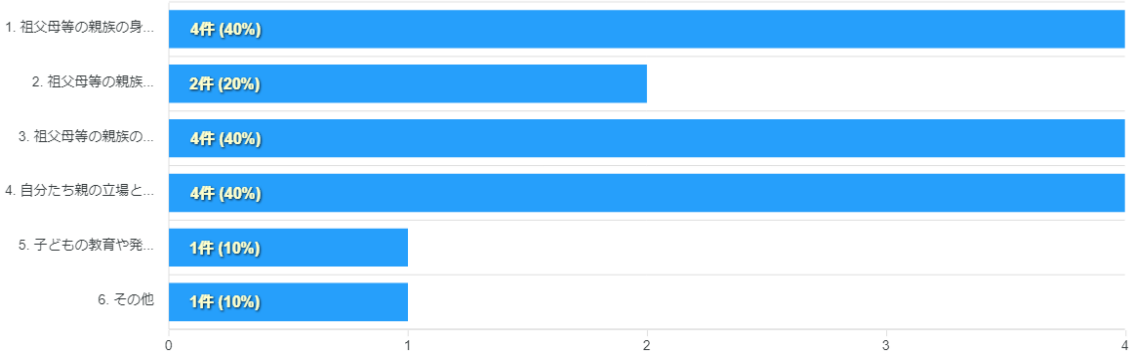

■友人・知人に子どもをみてもらっている状況について

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 33%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」が 11%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が 33%、「自分たちの親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 44%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」が 0%、「その他」が 11%となっています。

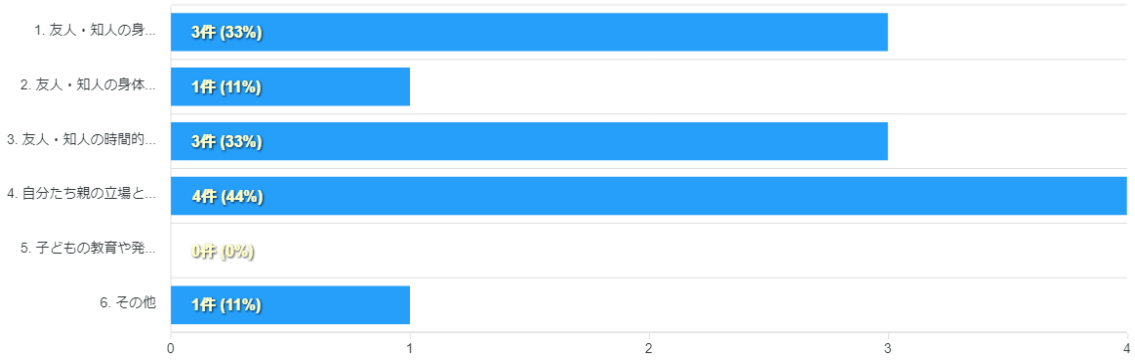

■子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談する人の有無について

「いる/ある」が 77%、「ない」が 23%となっています。

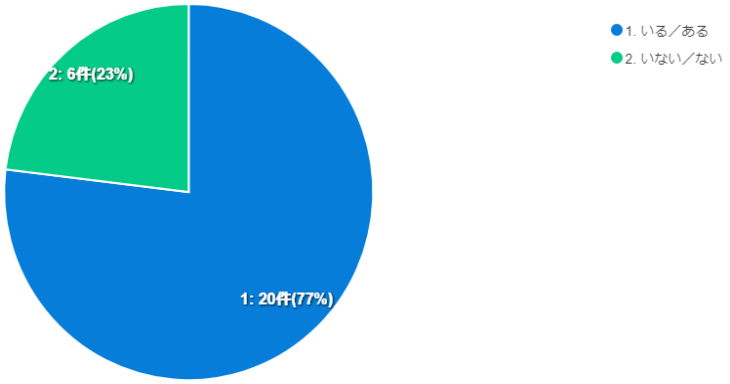

■気軽に相談できる人・施設について、当てはまるものすべて

「配偶者」が 80%、「祖父母などの親族」が 60%、「友人や知人」が 75%、「近所の人」が 10%、「子ども家庭支援センター」が 10%、「学校の先生」が 45%、「その他」が 5%となっています。

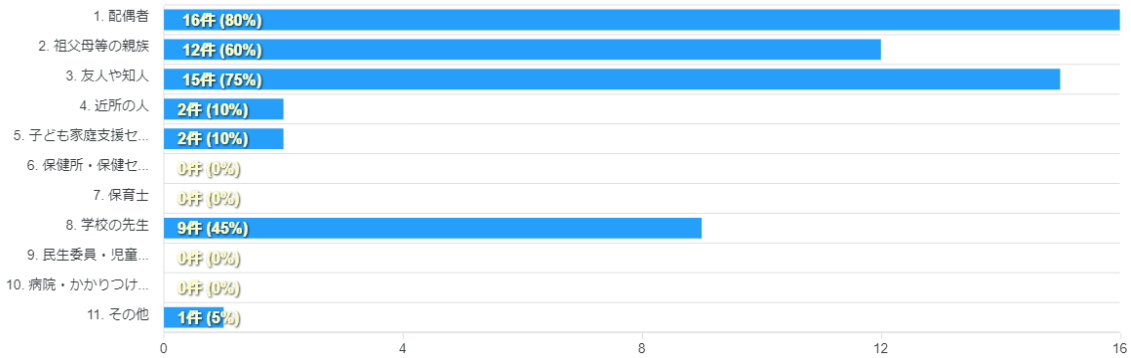

■「児童虐待」の通告先について、知っているものすべて

「児童相談所」が 88%、「警察」が 81%、「知らない」が 12%、「その他」が 27%となっています。

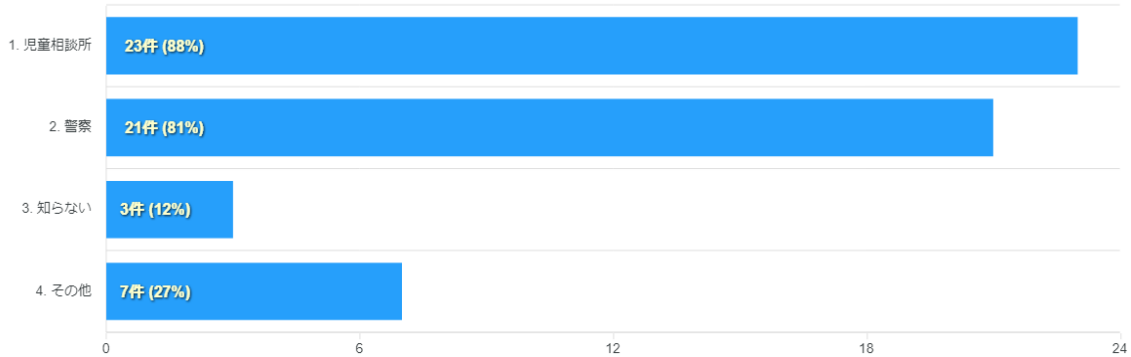

■「児童虐待」の通告は「虐待の疑いがあると思う」場合でも、連絡できることを知っていたか。

「知っている」が 88%、「知らなかった」が 12%となっています。

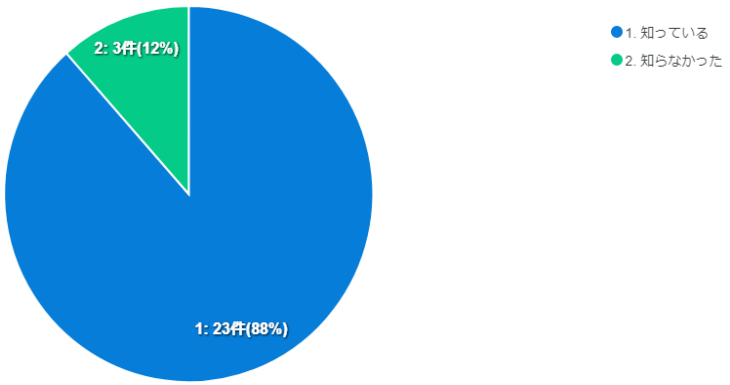

■通告しても通告者が特定されないように配慮されることを知っていたか。
「知っている」が 85%、「知らなかった」が 15%となっています。

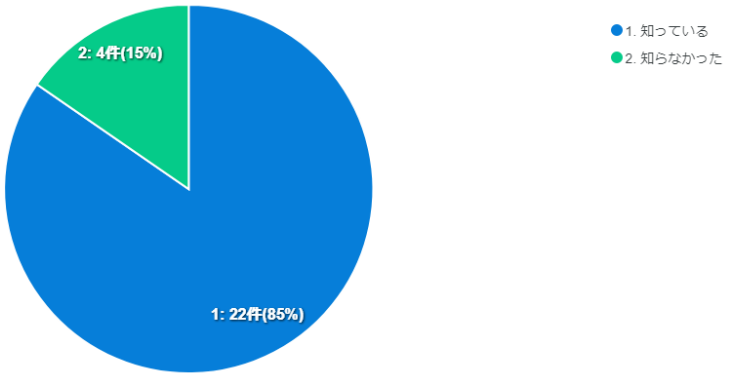

■「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか。
「聞いたことがあり、内容もよく知っている」が 81%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 12%、「聞いたことがない」が 8%となっています。

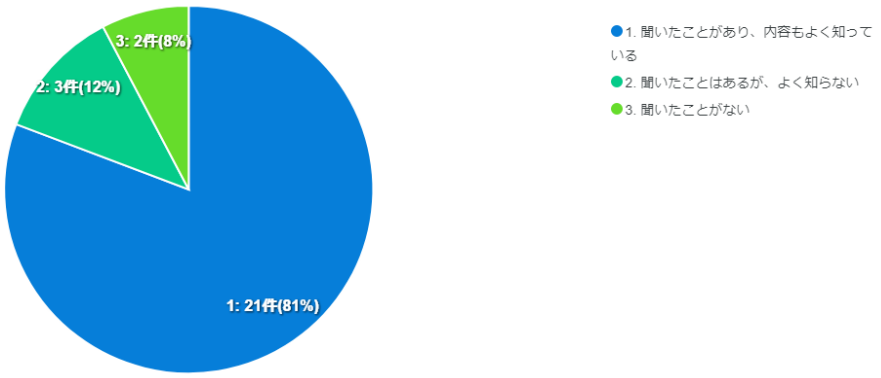

■保護者の就労状況について（母親）

「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が 50%、「フルタイムで就労しており、休業中である」が 4%、「パート・アルバイト等で就労しており、休業中ではない」が 31%、「パート・アルバイト等で就労しており、休業中である」が 0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 12%、「これまで就労したことがない」が 4%となっています。

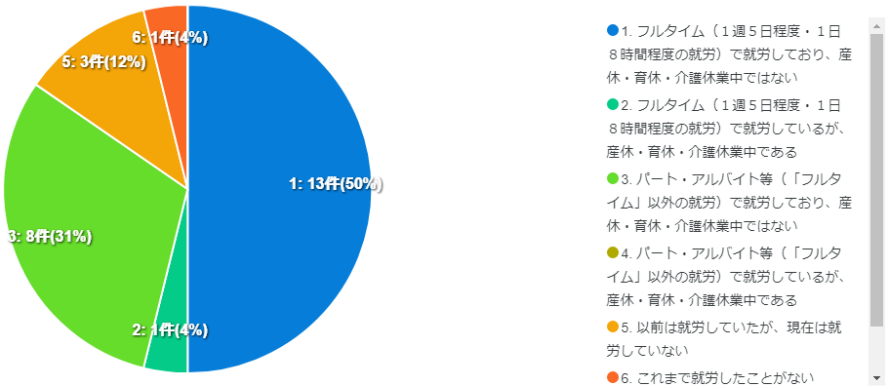

■保護者の就労状況について（父親）

「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が 96%、「パート・アルバイト等で就労しており、休業中ではない」が 4%となっています。

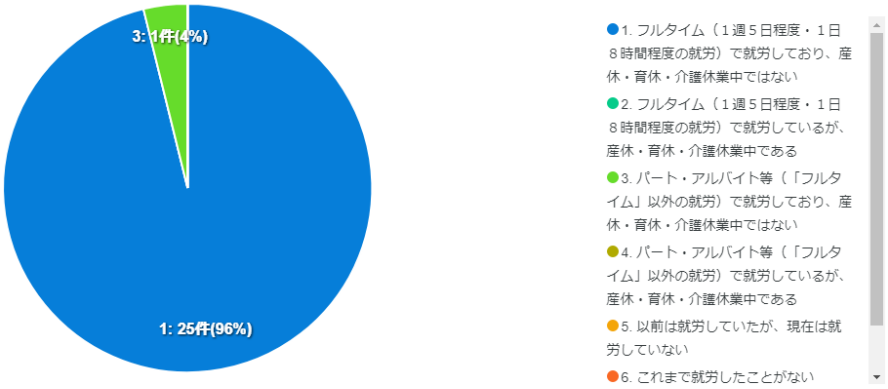

■就労希望の有無について（母親）

「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」が 50%、「1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったころに就労したい」が 25%、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 25%となっています。

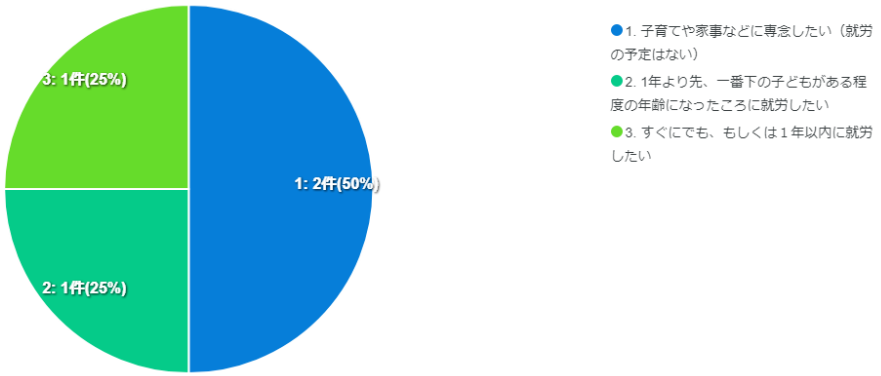

■希望する就労形態について（母親）

「フルタイム」が 0%、「パート・アルバイト等」が 100%となっています。

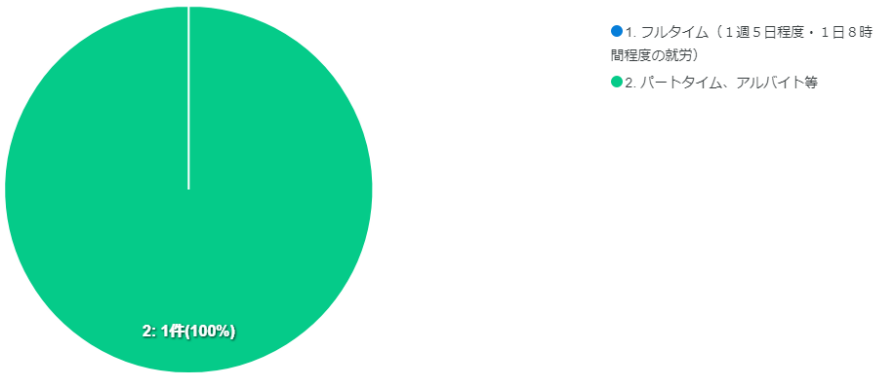

■子どもが病気やケガで学校に行けなかったことがあるか。

「あった」が 58%、「なかった」が 42%

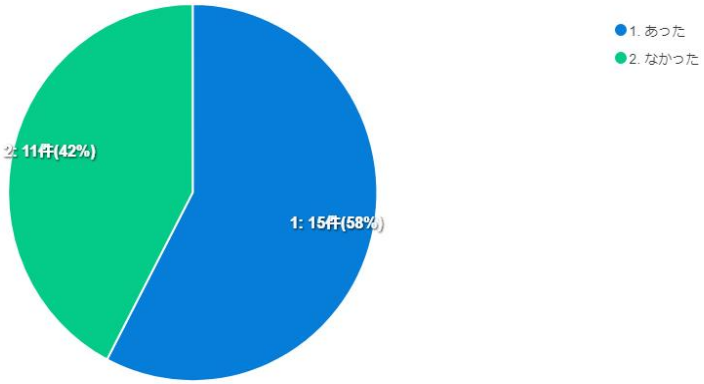

■子どもが病気やケガで休んだ時の対処方法について（当てはまるものすべて）

「父親が休んだ」が 53%、「母親が休んだ」が 93%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が 13%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 13%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が 27%となっています。

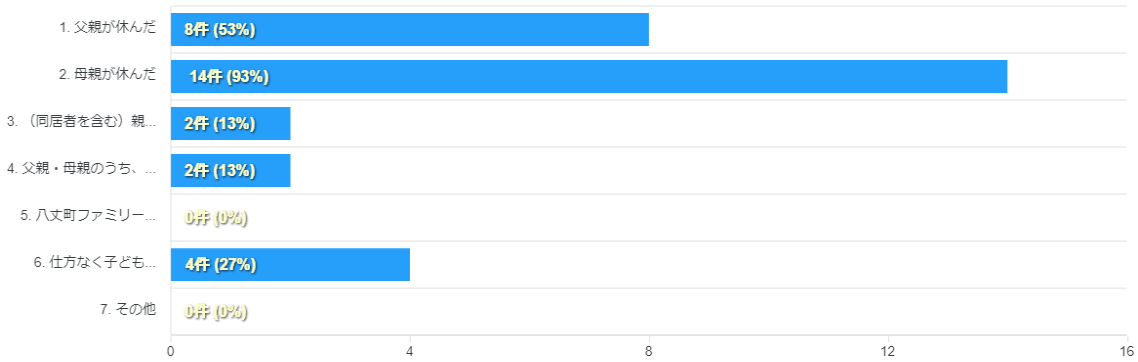

■できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいか。

「できれば仕事を休んで看たい」が 92%、「休んで看ることは非常に難しい」が 8%

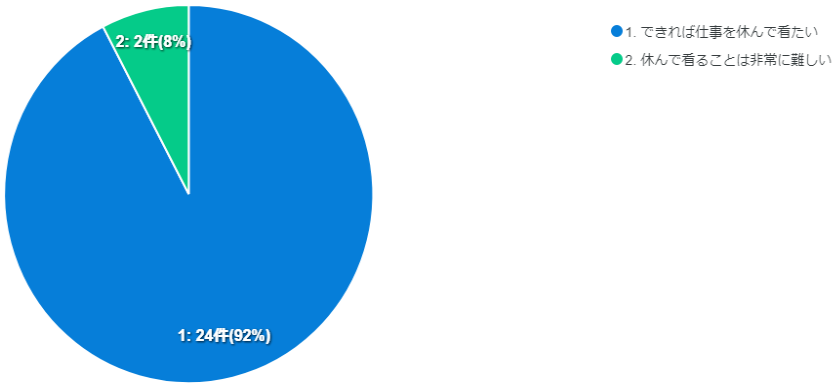

■仕事を休んで看ることは難しいと思う理由について

「子どもの看護理由に休みがとれない」が 50%、「その他」が 50%となっています。

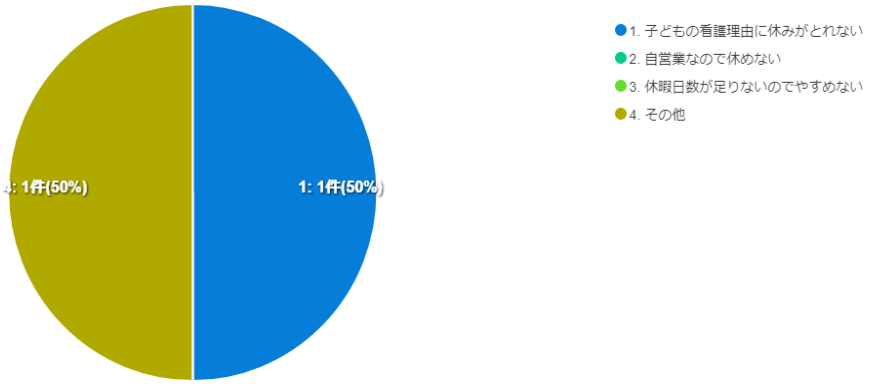

■事業で知っているもの、利用したことがあるもの（八丈町で未実施の事業含む）

「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」を知っている。

「はい」は 88%、「いいえ」は 12%となっています。

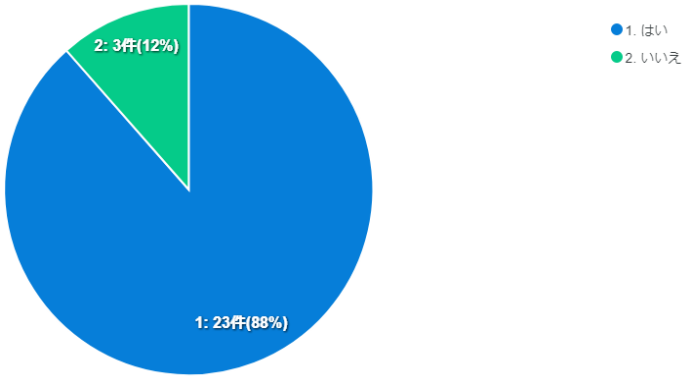

「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」を利用したことがある。

「はい」は 73%、「いいえ」は 27%となっています。

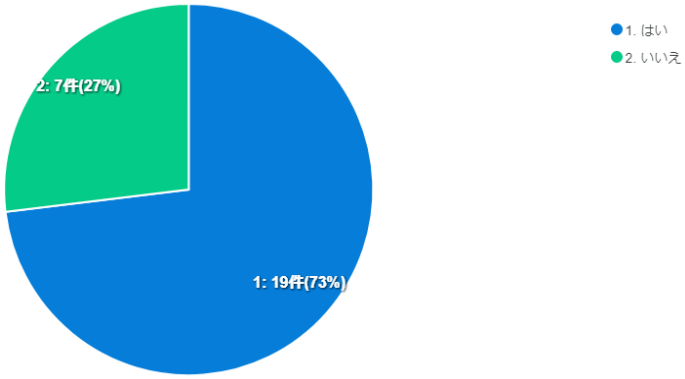

「②町役場（保健センター含む）」の情報・相談事業を知っている。

「はい」は 73%、「いいえ」は 27%となっています。

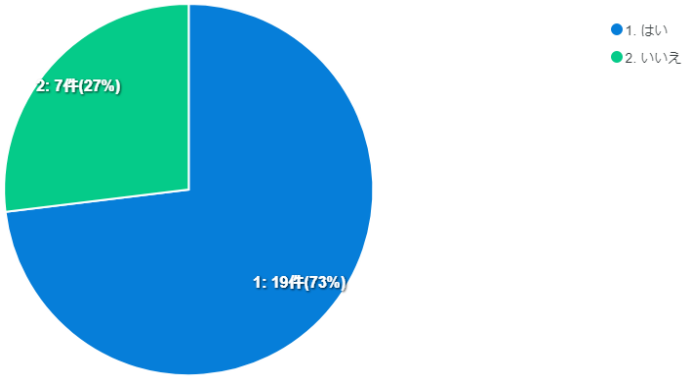

「②町役場（保健センター含む）」の情報・相談事業をこれまでに利用したことがある。
「はい」は 85%、「いいえ」は 15%となっています。

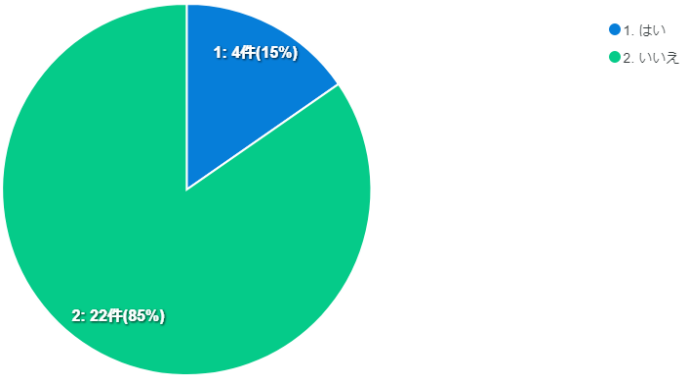

「③家庭教育に関する学級・講座」を知っている。
「はい」は 77%、「いいえ」は 23%となっています。

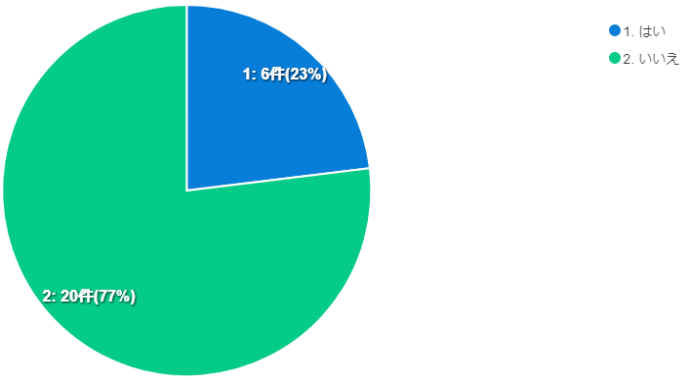

「③家庭教育に関する学級・講座」を利用したことがある。
「いいえ」が 100%となっています。

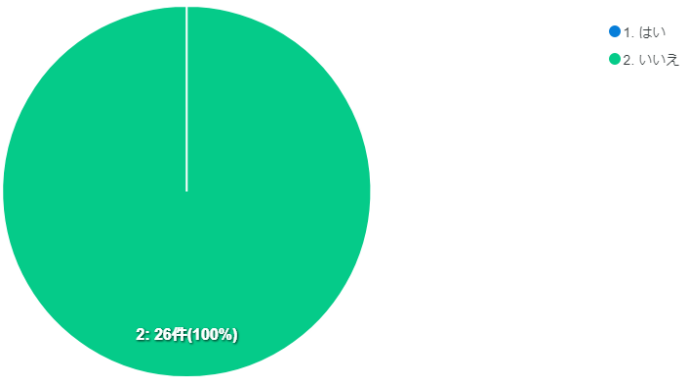

.

「④教育相談センター・教育相談室」を知っている。
「はい」が 62%、「いいえ」が 38%となっています。

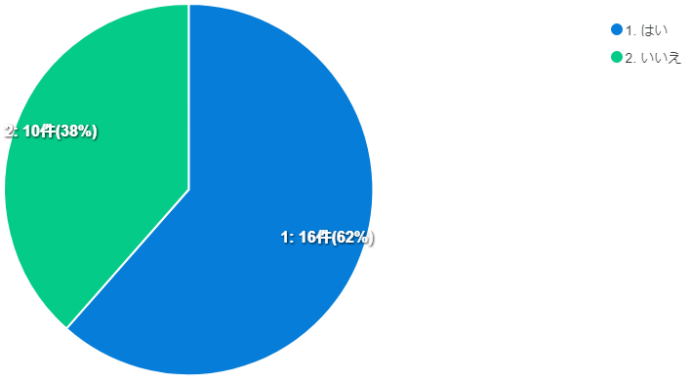

「④教育相談センター・教育相談室」を利用したことがある。
「はい」が 4%、「いいえ」が 96%となっています。

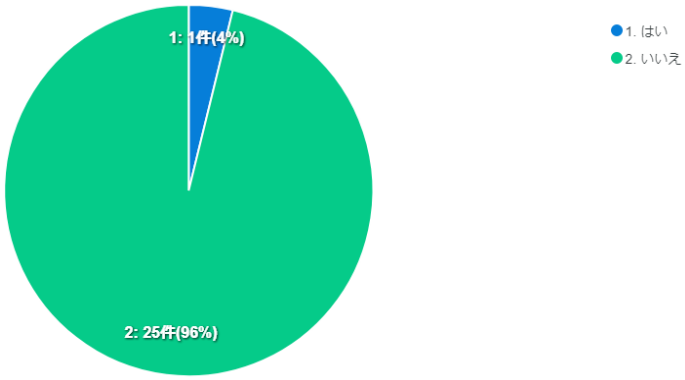

「⑤保育所の園庭開放・保育室等の開放（こどもひろば）」を知っている。
「はい」が 62%、「いいえ」が 38%となっています。

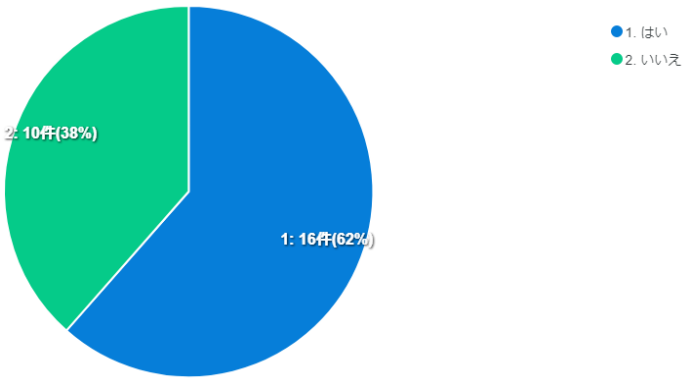

「⑤保育所の園庭開放・保育室等の開放（こどもひろば）」を利用したことがある。
「はい」が 38%、「いいえ」が 62%となっています。

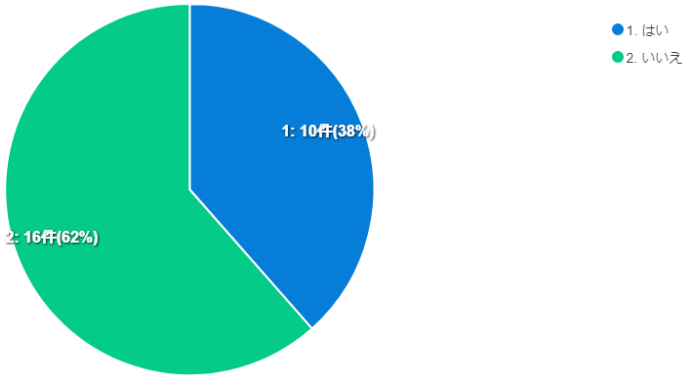

「⑥子ども家庭支援センター」を知っている。
「はい」は 92%、「いいえ」は 8%となっています。

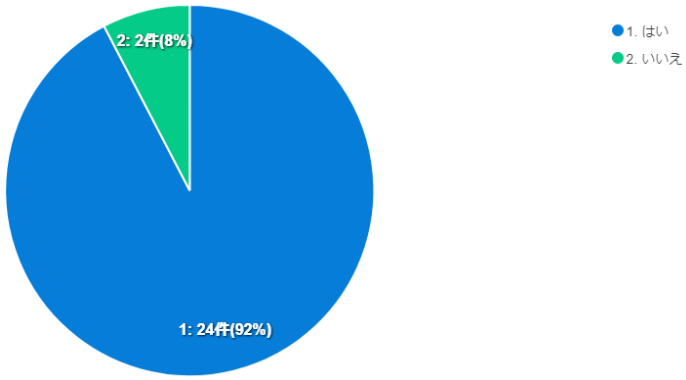

「⑥子ども家庭支援センター」を利用したことがある。
「はい」が 62%、「いいえ」が 38%となっています。

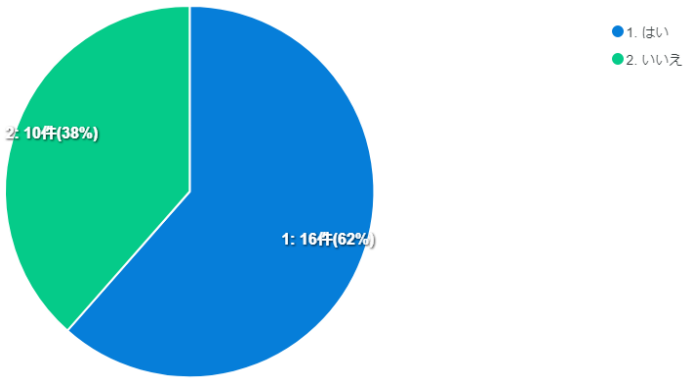

「⑦ファミリー・サポート・センター」を知っている。
「はい」が 81%、「いいえ」が 19%となっています。

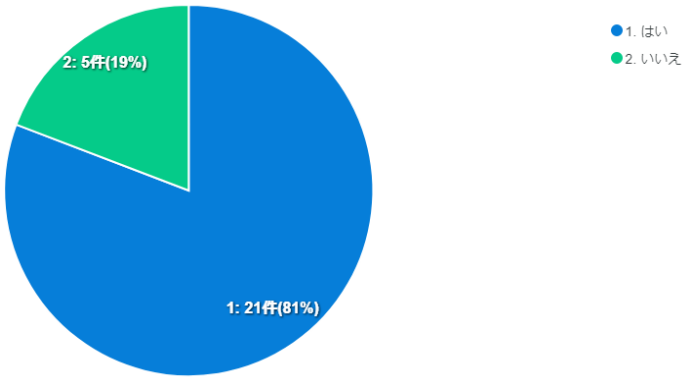

「⑦ファミリー・サポート・センター」を利用したことがある。
「はい」が 12%、「いいえ」が 88%となっています。

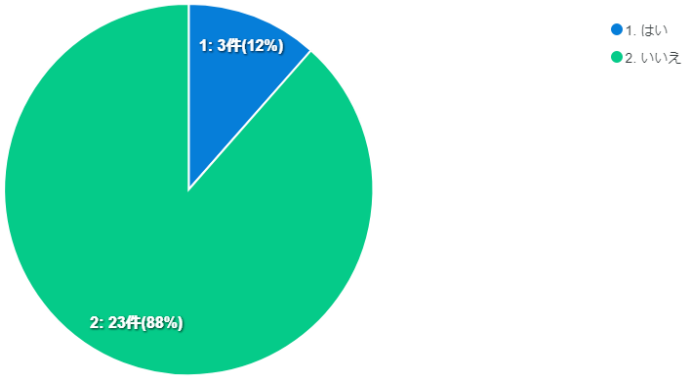

「⑧子育て支援情報誌」を知っている。
「はい」が 38%、「いいえ」が 62%となっています。

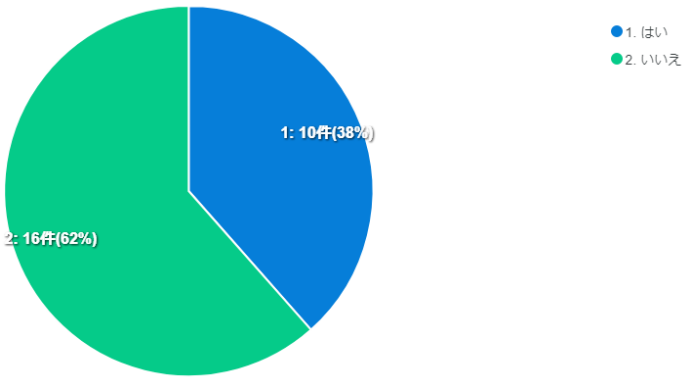

「⑧子育て支援情報誌」を利用したことがある。
「はい」が 15%、「いいえ」が 85%となっています。

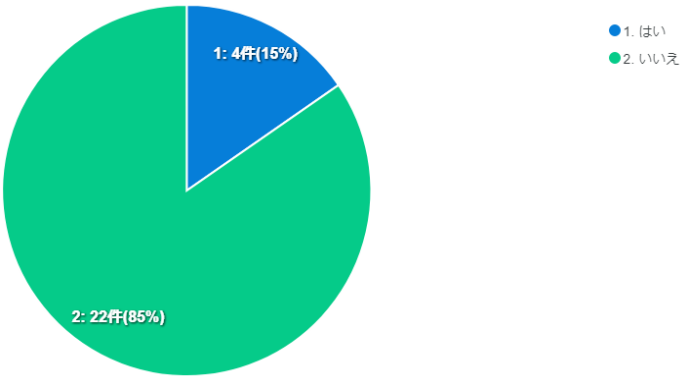

■平日の放課後の子どもの過ごし方について（14～16 時）
「学校にいた」が 4%、「小学校に併設の放課後こども教室（がじゅまる広場）」で過ごした」が 81%、「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごした」が 15%となっています。

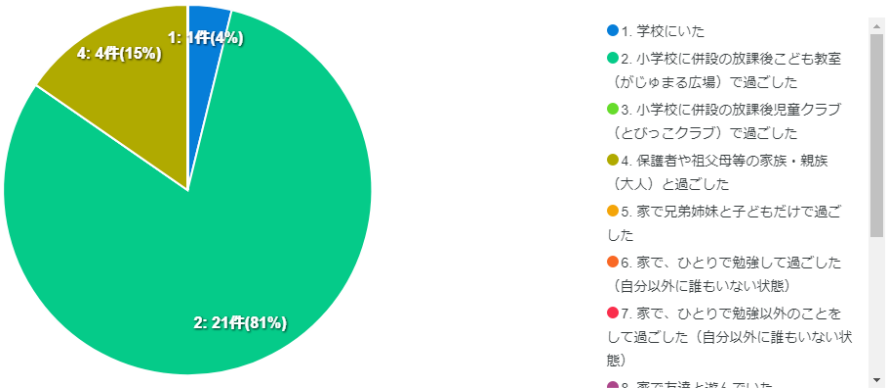

■平日の放課後の子どもの過ごし方について（16～18 時）

「小学校に併設の放課後児童クラブ（とびっこクラブ）で過ごした」が 4%、「保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごした」が 42%、「家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした」が 19%、「家で、ひとりで勉強して過ごした（自分以外誰もいない状態）」1 が 12%、家で、ひとりで勉強以外のことをして過ごした（自分以外誰もいない状態））が 8%、「友達の家にいた」が 4%、「部活動・クラブ活動・スポーツ少年団等（子ども会活動やスポーツ活動など）をしていた」が 4%、「学習塾や習い事に行っていた」が 4%、「その他」が 4%、となっています。

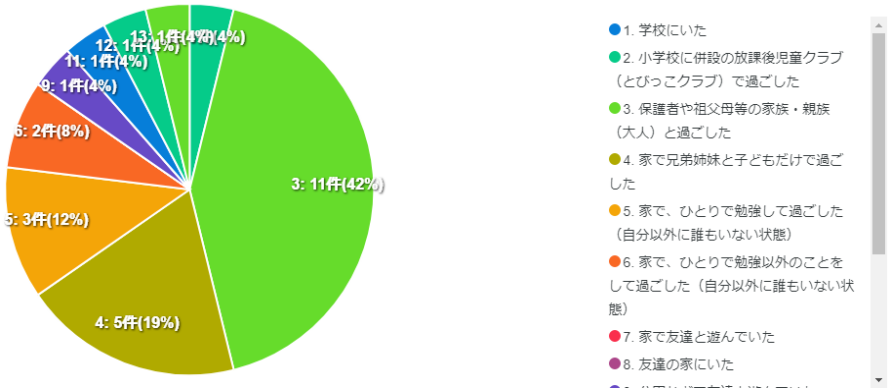

■平日の放課後の子どもの過ごし方について（18～20 時）

「保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごした」が 92%、「学習塾や習い事に行っていた」が 8%となっています。

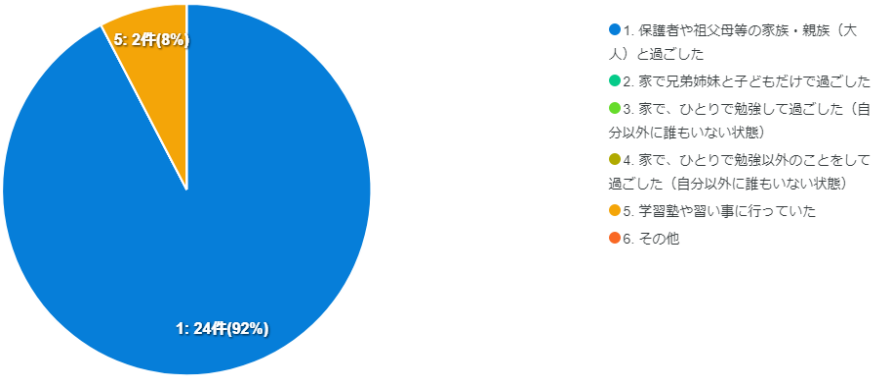

■子どもの放課後の時間をどのように過ごさせたいか

「自宅」が 38%、「祖父母や友人宅」が 4%、「習い事」が 42%、「放課後子ども教室」が 88%、「放課後児童クラブ」が 31%、「クラブ活動」が 15%、「その他（公園など）」が 19%となっています。

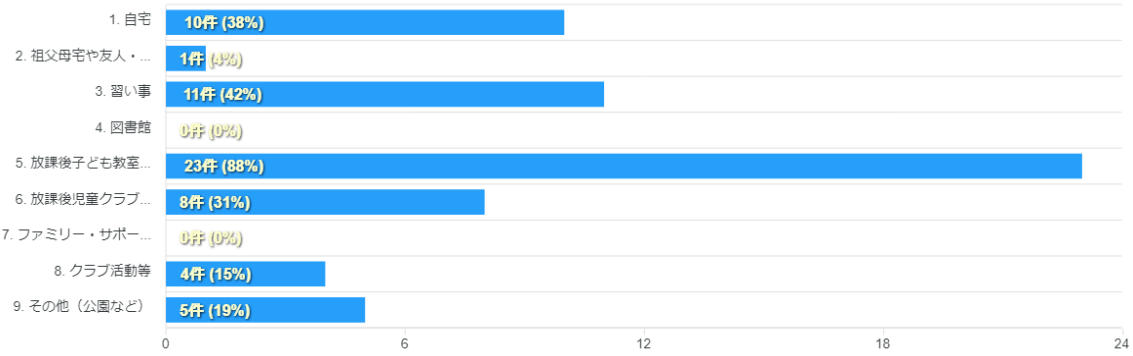

■子どもが小学校高学年になったら、放課後をどのように過ごさせたいか

「自宅」が 46%、「祖父母や友人宅」が 8%、「習い事」が 50%、「放課後子ども教室」が 81%、「放課後児童クラブ」が 23%、「クラブ活動」が 27%、「その他（公園など）」が 23%、「未回答」が 4%となっています。

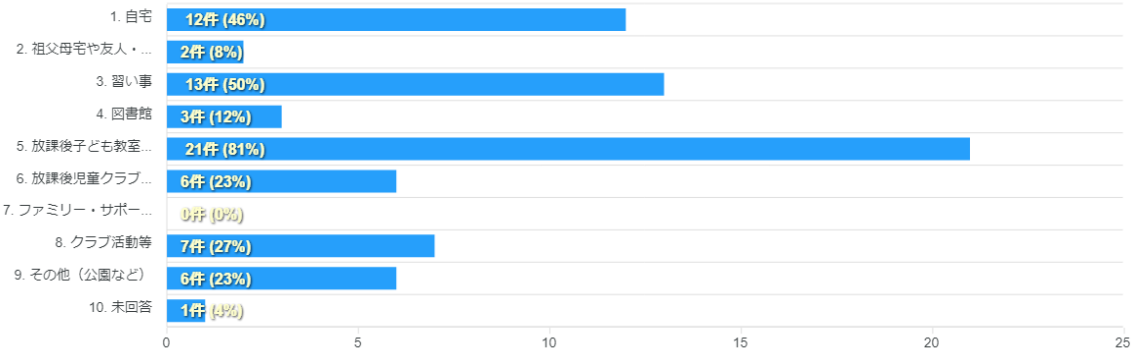

■子どもについて、土曜日の放課後児童クラブ（とびっこ）の利用希望の有無について
「高学年になっても利用したい」が 38%、「利用する必要はない」が 63%となっています。

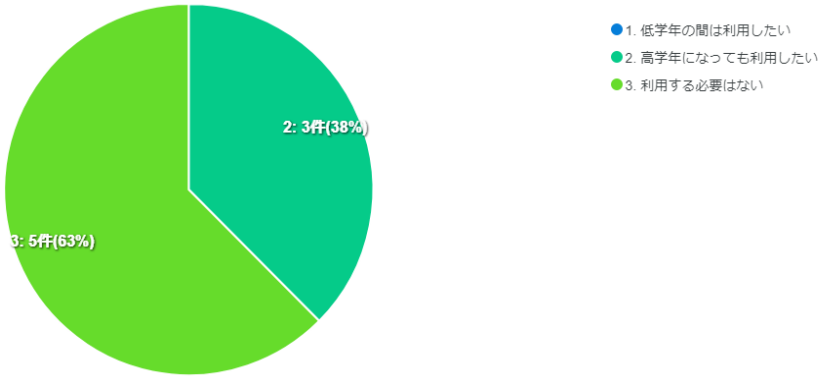

■子どもについて、夏休み・冬休みなどの長期の休業中の放課後児童クラブの利用希望の有無について「高学年になっても利用したい」が 100%となっています。

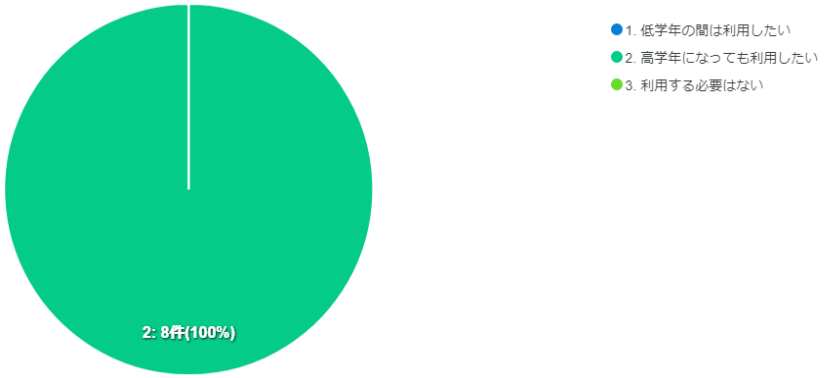

■八丈町における子育て環境や支援への満足度（1～5 段階のどこか）
「1」12%、「2」15%、「3」42%、「4」27%、「5」4%となっています。

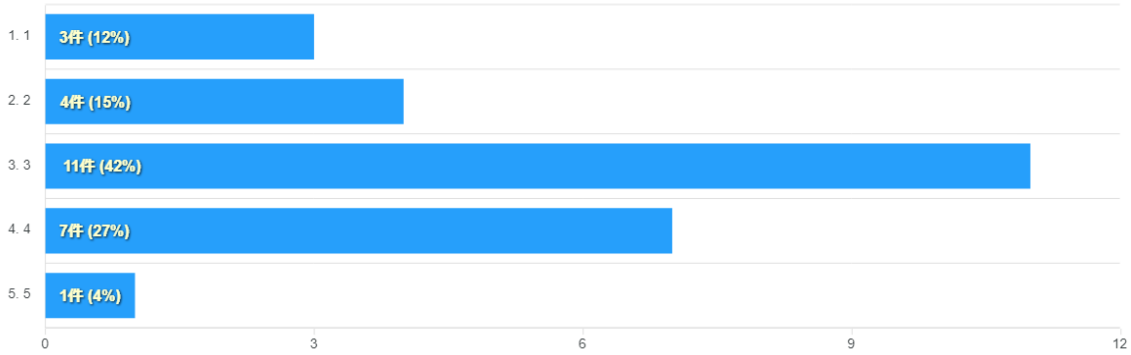

■八丈町の子育て環境充実のため、今後どのようなことが重要だと思うか（3つまで選択）

「子育てに関する相談体制の充実」が 12%、「情報提供の充実」が 15%、「親子・親同士の交流の場の充実」が 12%、家庭の教育力向上のための学習機会の充実が 31%、「母子の健康、子どもの発達支援のための健診や訪問等の充実」が 8%、「子どもの遊び場充実」が 58%、「放課後児童クラブ」が 19%、「児童虐待やいじめ等に対する対策の充実」が 23%、「保育料・授業料などの経済支援の充実」が 15%、「家庭で保育する世帯へのサポート支援の充実」が 12%、「一時預かりや子育て短期支援事業などの緊急的・一時預かり体制の充実」が 27%、「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」が 19%、「犯罪や事故から子どもを守るための取組の充実」が 12%、「その他」が 4%となっています。

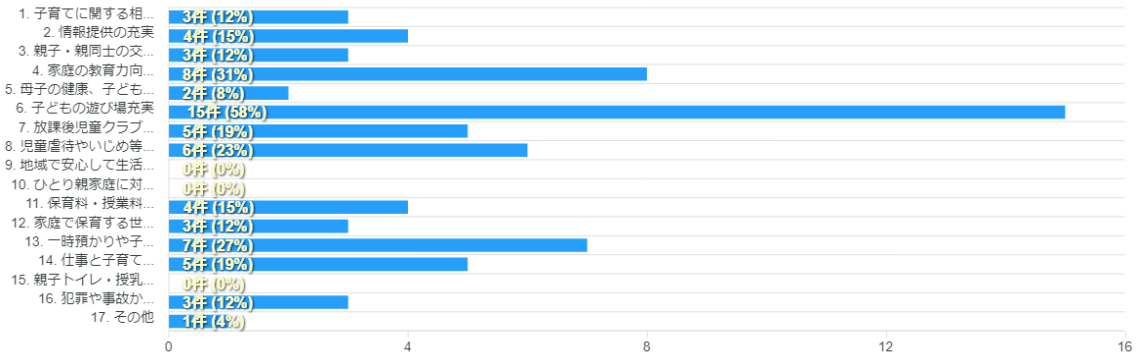

■子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいか（自由意見）。

1	坂上地区に雨の日に友達と過ごせる場所
2	保育園までは、すくすく相談で話を聞いてもらったり、心理相談に行ったり、発達検査を受けていました。サービス向上としては手厚いと思います。小学校に上がってからは、利用していません。校内のもめごとを聞くことはありませんが、まったくないわけでもないと思うのでふあんではあります。
3	コミュニケーションの場 子育てには親子ともども、たくさんの人との関わりが必要不可欠だが、コミュニケーション下手な親が増え、子育てにも影響が出ていると思う。
4	限られた保育園や学校しかないため、 それ以外の選択肢も今後必要である。 不登園や不登校、時々保育園や学校に行きたくない日にも親も子も気軽に集まれる安心できる居場所が必要。
5	高校、大学等、進学をする際に、学費だけでなく、生活費が高額であり、家計を圧迫する。子供をたくさん欲しいと思っても、金銭的に諦めなければいけない状況にあると思う。
6	・一時預かり ・健診や予防接種の案内

	・支援センターなど親子で行ける遊び場
7	○病児・病後児保育（小学生まで。親が休むしかなく、大変厳しい） ○とびっこクラブ（通常は土曜日休みだが、突発的な父母の仕事となった際、土曜日に利用できなかった。低学年の子ども1人を土曜日終日放置した。改善をのぞみます）
8	未就学児と保護者が集まれる遊び場、場所があればその中で相談しやすい
9	不安や心配を聞いてくれ、共感してくれる。前向きに考えられる提案をしてくれる。子育てから離れて自分の時間を持つ時間をくれる。

■最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して（自由意見）

1	雨天でも遊べる室内遊び場があればよい。雨天時でも野球やサッカーができる室内運動場がほしい。少ないと聞いているので保育士さん看護師さんの増員。島外で採用活動をするべき。その為の住居や引っ越し補助などの導入。教育から少し外れますが空き家の活用。島外からの移住もそうですが、坂下から坂上に引っ越したい人がいても住めなかったり貸してくれなかったりする。子育て世代が増えればと思っています。
2	今まで3つの自治体で子育てをしてきましたが、八丈町の多くの取組は素晴らしいと思います。特に、がじゅまる運営はありがたいです。これからも続けてほしいです。 一方、子供を大事にすることが最重要であるにも関わらず、家庭で放っておかれている義務教育期間の子供が一定数実在することに憂慮しています。親自身の教育力をつけるため、家庭に向けた魅力的な情報の発信の必要があると思います。寂しい思いや困った思いをする子供が次の世代でも繰り返されないように、今できることを考えたいです。 また、八丈町のタブレット貸与についてもメリットだけがあると思いません。ネット・ゲーム依存が疑われる子供が多い実態を把握したルール作りも必要だと思います。深夜の時間帯は使えないようにする等、子供を守るために大人ができることを考え、動いてほしいです。 よろしくお願いいたします。
3	現在子供が 3 人いますが経済的に余裕があれば子供はもっと欲しいと思っていました。 物価が高く頑張って働いても経済的に余裕がないのが悲しい。 子供はとにかくお金がかかりますので何か支援していただきたいです。
4	・病児保育室の開設 ・とびっこ利用の利便性の向上 　特に長期休暇中、高学年でも利用出来る仕組みや 　昼食の宅配弁当などのサービス ・予防接種の時間や曜日の拡大 ・通学路の整備 　木や雑草、苔などが生い茂っている所の整備
5	・アンケート配布や内容について QR コード配布からアンケートの回答が出来るまでに日にちがあり、回答結果に影響が出

	るので、配布したらすぐに回答できるようにするべき。 全体的にまとまりがなく読みにくいので、（◯の位置や入力の仕方など）回答するのが嫌になる。 内容（文章）もわかりにくく、回答しづらい。 以上の事も踏まえ、本当に意見を聞く気持ちがあるのか疑問に思う。改善が必要。 ・子育ての環境や支援について 室内で過ごせる施設があると良いと思う。子どもたちが体を動かせる場や勉強・読書などが出来るフリースペースなど。地域の方とも交流出来る場など。 ・別件ですが、今年度は夏休み（8 月）のとびっこが坂下のみでの開催でした。三原小の働く保護者が利用するとびっこが、全く保護者の助けになっておらず、救済措置もとられていなかったので、（小 1 の子が 1 人で毎日留守番をしていたとの話も聞いた）改善を求めます。
6	答えづらいアンケートです。例えば自営業の場合に答える選択肢がありません。 子育て環境等の意見は特にありません。
7	とびっこのお弁当購入が実現すれば大変助かります。
8	◎仕事と子育ての両立には休みやすい環境が必要である。子どもの看護や行事で年休が足りないという話をよく聞く。私自身もどうやっても足りず、苦渋の決断で体調不良の子を留守番させたり、行事の参加も見送ったりしたことが何度もある。子育て世代の労働者に対し、年休に振り回されないよう、休むことに罪悪感が感じないような制度に改善してもらいたい。 看護休暇は小学生にも必要である。 休みを取る側にも節度のある休暇の取り方を意識してもらう必要があるが、八丈町においては労働時間の改善というよりも企業側に対し、年休や人手不足などの改善を啓発し、休める環境を作るサポートをしていただきたい。 ◎現代は子どもを産んだあとは保育園やその他サービス任せ。体調不良でも預けたり、過剰な早朝・残留保育、一時預かりを利用したりするなどではなく、子どもを最優先した子育てができる家庭が増えることを切に願う。
9	病児保育があればいいのにと思います。
10	子供（小学生）が放課後に島の伝統文化に気軽に参加できる場が欲しい。例えば黄八丈に興味を持たせる為のきっかけとして、簡単な織物学習の場、八丈太鼓を気軽に叩ける場、島コトバで遊べる場、島の料理を学べる場等ができると伝統継承への近道だと考える。 外から呼ぶ事に注力するのではなく、今いる子供達にいかに伝統を楽しく伝えるか（大人が伝統を難しくしてしまっている）が大切なのではと考える。
11	問題に対して、人数が少ないからと取り合ってもらえない場合がある。声があがっていな

	いだけで、不便に思っている人はいるはず。発言者が 1 人だからと取り合わないのではなく、必要かどうかをしっかりと考えて判断して欲しい。

アンケート結果

放課後子ども教室　がじゅまる広場

八丈町教育委員会

令和６年１２月

1 アンケート概要

① 目的

放課後子供教室「がじゅまる広場」のさらなる充実を図ることを目指し、「現在の利用状況」・「満足度」・「運営についてのご意見・ご要望」等を把握する。

② 対象者

三根小学校、大賀郷小学校、三原小学校の全児童の保護者
令和６年１０月１日現在　在籍児童数：３２０名

③ 期間

文書配布：令和６年１０月１日（火）
回答締切：令和６年１０月３１日（木）
※期間後も回答されたものは集計をした。

④ 方法

アンケート回答二次元コードを印刷した文書を児童に配布し、保護者が WEB 上で回答する方法で実施。

⑤ 回答数・回答率

	回答数	児童数	全校児童数	回答率
三根小学校	20	26 名	162 名	16%
大賀郷小学校	20	27 名	112 名	24%
三原小学校	15	22 名	46 名	48%
合計	55	75 名	320 名	23%

⑥ アンケート用紙

別紙のとおり

2 アンケート結果

① 在籍人数

在籍しているお子さんの人数を教えて下さい。
（あてはまるもの１つに〇をしてください。その他の場合は人数もご記入ください。）

	1 名	2 名	3 名	その他	回答数	児童数
三根小学校	14 名	6 名	0 名	0 名	20	26 名
大賀郷小学校	11 名	9 名	0 名	0 名	20	29 名
三原小学校	9 名	5 名	1 名	0 名	15	20 名
合計	34 名	20 名	1 名	0 名	55	75 名

② 記入者

お子さんから見て、このアンケートを主にご記入された方はどなたですか。
（あてはまるもの１つに〇をしてください。）

	母親	父親	祖母	祖父	その他	合計
三根小学校	18 名	2 名	0 名	0 名	0 名	20 名
大賀郷小学校	18 名	2 名	0 名	0 名	0 名	20 名
三原小学校	15 名	0 名	0 名	0 名	0 名	15 名
合計	51 名	4 名	0 名	0 名	0 名	55 名

③ 利用状況

お子さんが「がじゅまる広場」に参加している頻度を教えてください。
（あてはまるもの１つに〇をしてください。）

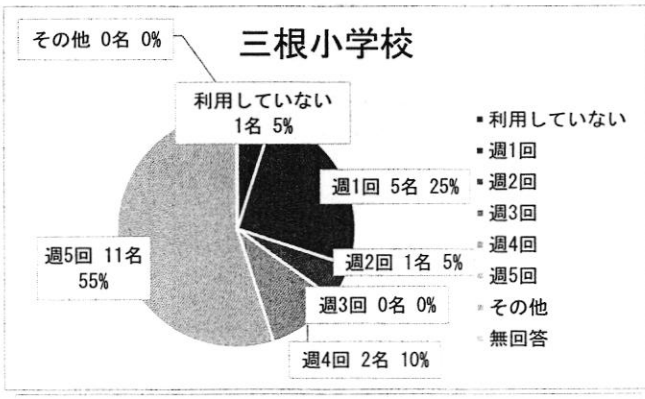

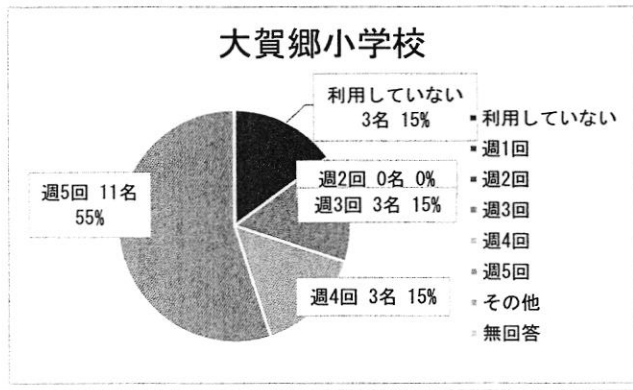

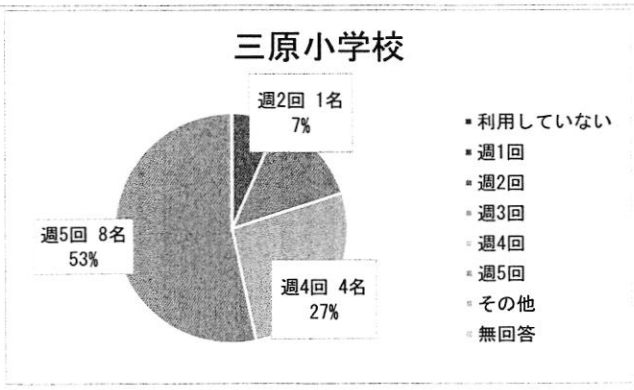

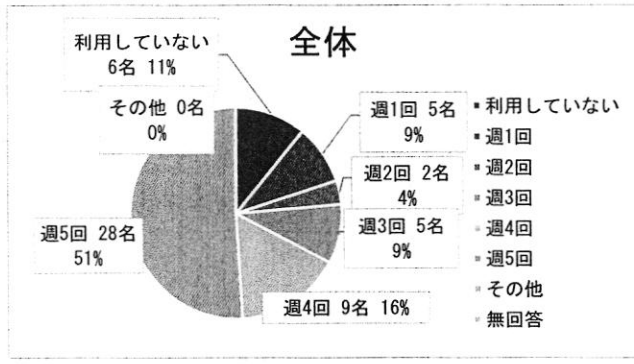

③ 保護者の事業満足度

保護者様にお伺いします。「がじゅまる広場」に対して、どのように感じていますか。（あてはまるもの<u>１つに○</u>をして理由をご記入ください。）

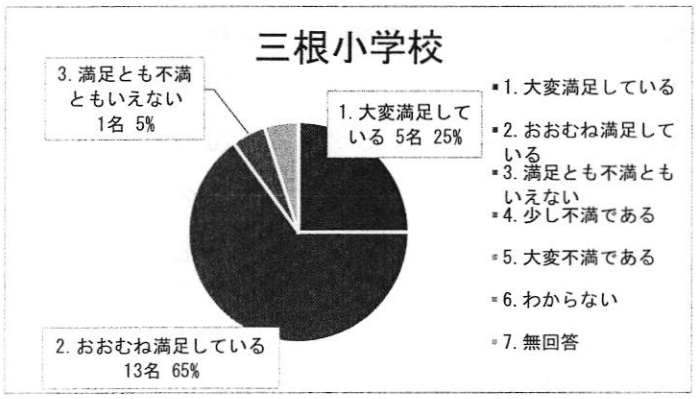

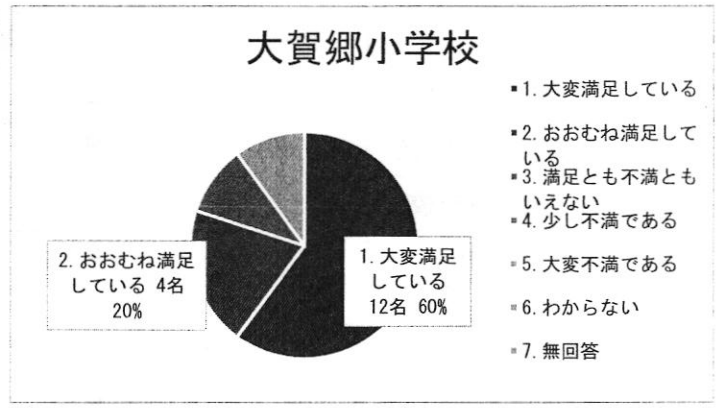

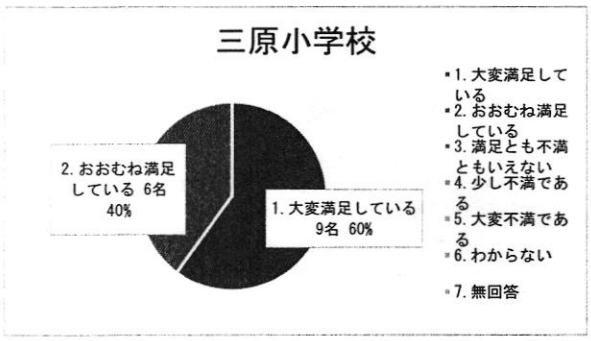

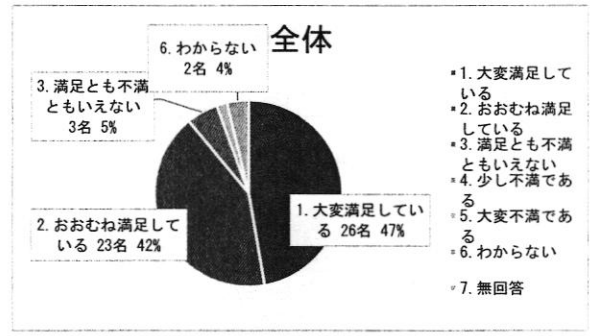

・三根小学校

1. 大変満足している

1	宿題をやって帰ってくる
2	長男は毎日参加していて満足してますが、次男はたまにしか参加していません。
3	共働きのため助かる。宿題をがじゅまるで終わらせることもある

2. おおむね満足している

1	ケガをしても連絡がないことが不満。
2	楽しそうに話をするから。
3	子供達が、学校がある日はほとんど行っている。
4	子どもたちが安心して遊べる場があることは高学年になっても有難いです
5	子を見守ってくださり、大変感謝しています。夏、冬、春の長期休暇も設置してもらえると嬉しいです。
6	預かっていただけてありがたいです。

5. 大変不満である

1	大人によって子供への声かけが違う　注意の仕方も違う

・大賀郷小学校

1. 大変満足している

1	本人が楽しいと話している。定期的にお知らせをいただけるので、どのような活動をしているか分かる。
2	活動の中で多くの体験をさせていただいているから。
3	子供ががじゅまるを利用したがるため
4	安心安全に見守っていただき、感謝しかありません。ありがとうございます。
5	共働きのため、放課後の子供の居場所が確保できて安心です。
6	学校終わりに公園以外で体を動かして遊べる場があるから。見守りスタッフが常駐しているから。
7	毎日たくさん遊ばせてもらってありがたいからです！

2. おおむね満足している

1	あたたかく見守ってもらっている
2	本人のペースで宿題、読書、外遊びが出来る。
3	指導員さんが少ない中よく見てくださってると思います。

3. 満足とも不満ともいえない

子どもに利用するように促すが、子どもたちは利用せずに帰宅してくるため。

・三原小学校

1. 大変満足している

1	子供が楽しく参加しているため
2	他学年のお友達と遊べる場になっているから
3	お友達と宿題をやってから遊ぶようになった。
4	異年齢児での交流が素晴らしい事。また、子供が楽しんでいる事。

2. おおむね満足している

1	中学生の上の子のときは利用していませんでしたが、今は同級生や上級生と関わったり、ともに下校できるというメリットもあるので、親としては安心できています。 上の子は別の小学校だったので、学校ごとに利用方針が異なるのかなと思います。
2	知っている方が指導員として入っているので安心です。
3	本人が好きな時に利用出来て、料金も無料であるため。

④ 児童の事業満足度

お子さんは「がじゅまる広場」での活動をどのように感じていますか。

（あてはまるもの<u>１つに○</u>をして理由をご記入ください。）

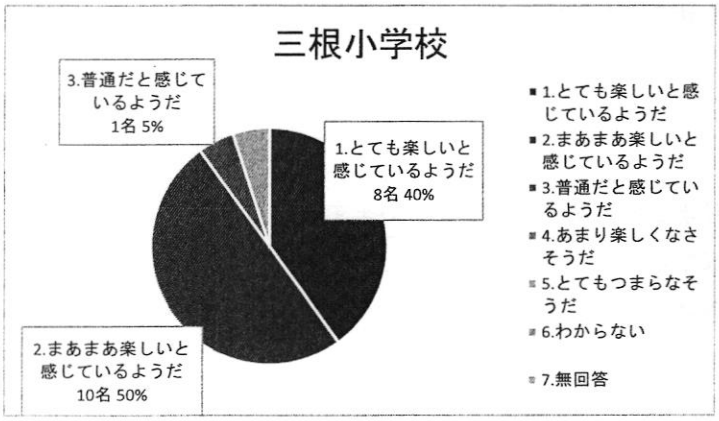

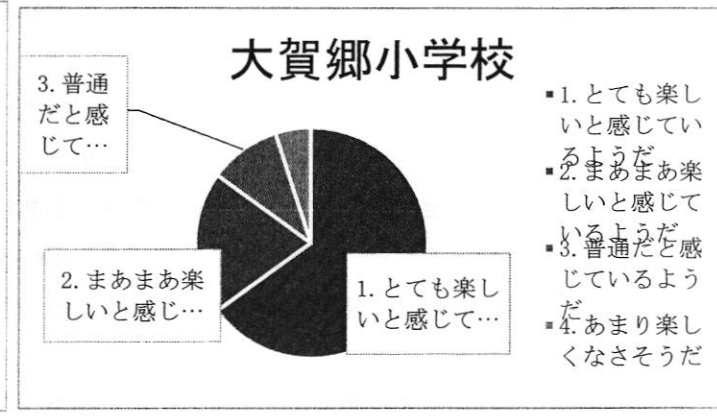

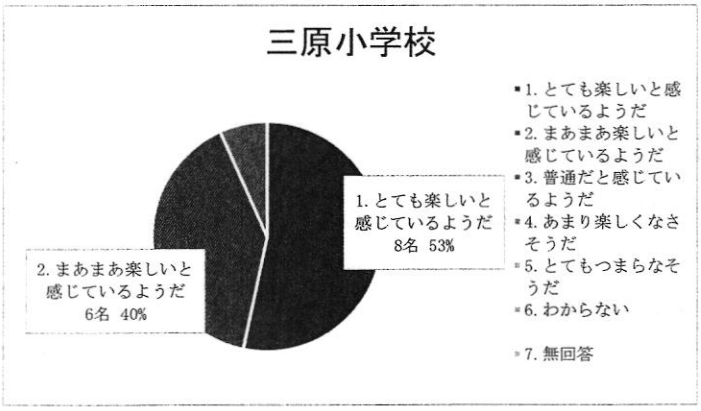

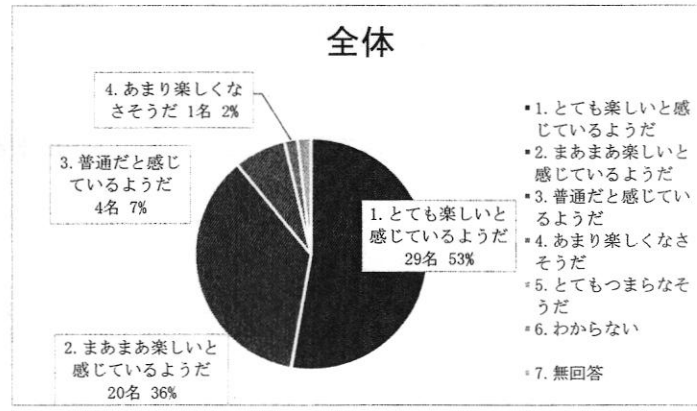

・三根小学校

1. とても楽しいと感じているようだ

1	質問 5―1 と同じ。行きたくないと言わない。
2	家ではなかなかできない工作や、友達との外遊びをたくさんできる。
3	お友達と色々なところで遊べるから。

2. まあまあ楽しいと感じているようだ

1	友達と遊べるところがある
2	自由に遊べるから
3	学校生活より仲間が勝手な様で（本人も同じく、だと思いますが）モメることが多いそうです
4	友達との遊び方によってのようです

5. とてもつまらなそうだ

何をしていいか分からないまま時間がすぎる

・大賀郷小学校

1. とても楽しいと感じているようだ

1	同級生や異学年の一緒に自分の興味のあることに取り組めることがとても楽しいようで、行くのを楽しみにしています。
2	いつも楽しそうにがじゅまる広場での出来事を伝えてくれるから。
3	友達がいて楽しい。工作をしている。スタッフもいい人と息子が言っています。
4	ウチに戻ってきたら、出来た事を話してくれる。
5	お友達と放課後遊べる、先生が遊んでくれるから。

2. まあまあ楽しいと感じているようだ

上の子は同級生が通っていないため少し寂しそう

4. あまり楽しくなさそうだ

同じ学年の友だちで参加している子がおらず、なかなか利用しづらい雰囲気と話している。

・三原小学校

1. とても楽しいと感じているようだ

1	特に理由はないそうです
2	行ける時は必ず行っているから
3	汗びっしょりかいて、とても充実した時間を過ごした事がわかる。
4	子どもの思いを尊重してもらえてるため

2. まあまあ楽しいと感じているようだ

1	学校でおもちゃで遊べるため
2	制作を持って帰ってくる
3	放課後、友達と過ごせるため。

3. 普通だと感じているようだ

楽しい時もあれば、そうでない時もあるとのことです

⑤ 指導員（スタッフ）の対応満足度

「がじゅまる広場」の指導員（スタッフ）の対応についてどのように感じていますか。（あてはまるもの<u>１つに○</u>をして理由をご記入ください。）

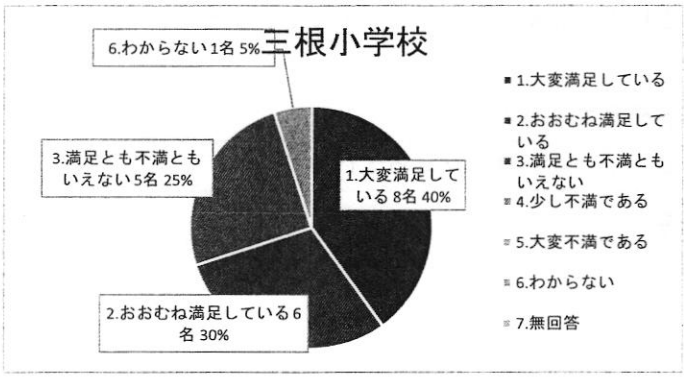

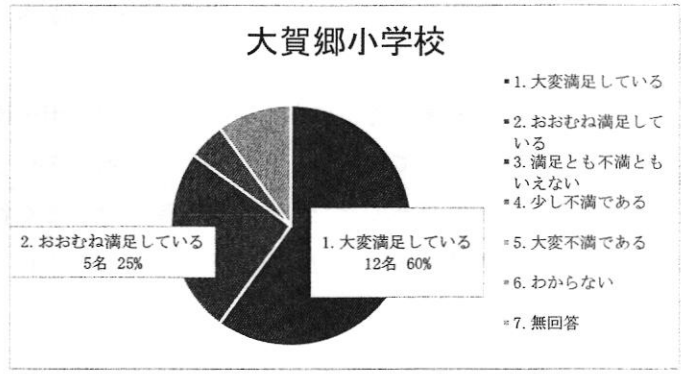

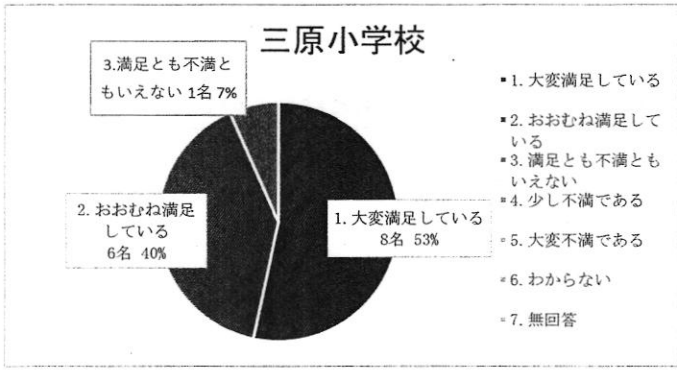

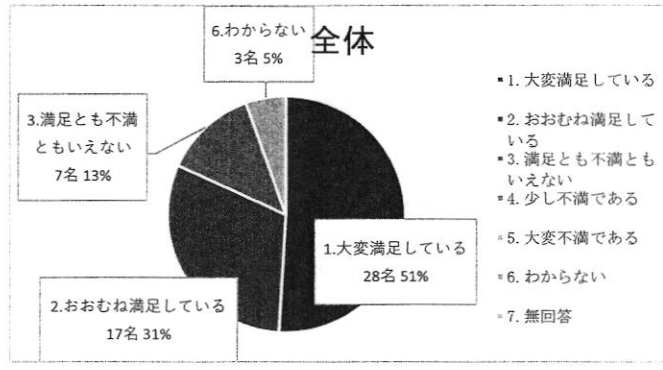

・三根小学校

1. 大変満足している

1	いつも見守りありがたいです
2	トラブルがあった時に、丁寧に対応してくれる。きちんと報告してくれる。トラブルになりそうな時に、情報をくれ、未然に防ごうとしてくれる。
3	質問、疑問等に丁寧に答えてくださるところ
4	子どもたちのことをとても良く見てくださっています。見える行動の部分だけでなく、内面にも寄り添ってくださっていて有難いです。子どもの友だち関係について相談させていただいたこともあります。
5	子の安全を確保しながら、子が楽しくすごせるような取組をしてくれている。
6	丁寧にみていただき、ありがたいとございます。

3. 満足とも不満ともいえない

1	安全見守りつつ子供とコミュニケーションをとってくれる指導員と、ただボーと一箇所に立っているようにみえる方との差がある為
2	実際にがじゅまるで指導しているところなど、保護者は見れないので、良いか悪いかわかりません。

6. わからない

1	人によって違う

・大賀郷小学校

1. 大変満足している

1	いつも温かく見守って頂いて感謝しています。
2	子の良いことろ、苦手なところを理解し接してくれているように感じます。
3	以前、子供ががじゅまるで怪我をしたときに連絡も含めて丁寧な対応をとってくれたから。
4	宿題を一緒にやってくれたり、遊び・話せ相手になってくれているから。

2. おおむね満足している

1	A さんがお迎えの時に子供の様子を伝えてくれます。他のスタッフは名前もわからない状態です。年配の人が多く、子供と遊ぶというより、みまもりの印象が強いです。若いスタッフは子供と遊ぶ上でも貴重です。A さんに正規職員と役職を与えてみてはいかがでしょうか。もっとがじゅまるとびっこの充実を期待しています。
2	あたたかく見守っていただいてい？
3	いつも親切に対応してくださるので

3. 満足とも不満ともいえない

1	一度も利用したことがないため。

・三原小学校

1. 大変満足している

1	活動中はわかりませんが、学校から出るときまで見守ってくれているのが頼もしいです
2	迎えに行ったりすると、子供達をちゃんと見守っていてくれるのが分かる
3	きめ細かく子供達を見守ってくれている

2. おおむね満足している

1	子供がそう言うので
2	怪我をした時に、直ぐにお電話してくださり、丁寧な説明を受けたことがある。子どもから不満を聞いたことがない。

3. 満足とも不満ともいえない

1	子どもたちの世界観を大切にして下さるのはとてもありがたい事だが、ただの安全見守りだけでは無く、人のしての善悪は大人の役割として気がついた時には教えてあげてほしい。

⑥　事業の必要度

「がじゅまる広場」の必要度についてお答えください。

（あてはまるもの<u>１つに○</u>をして理由をご記入ください。）

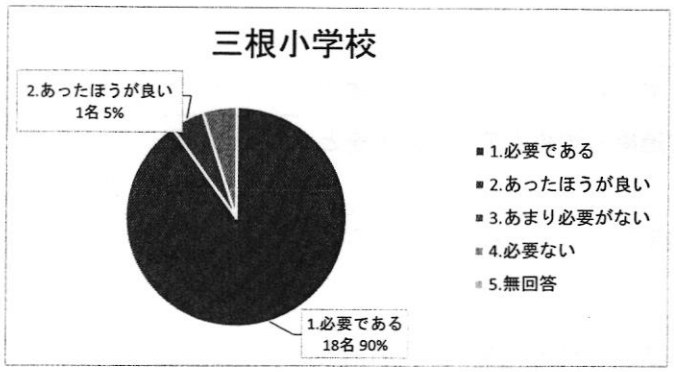

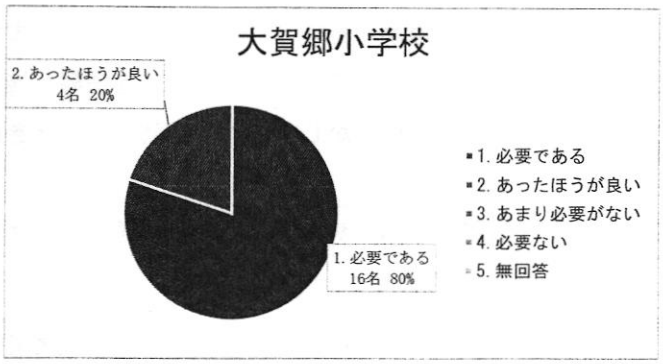

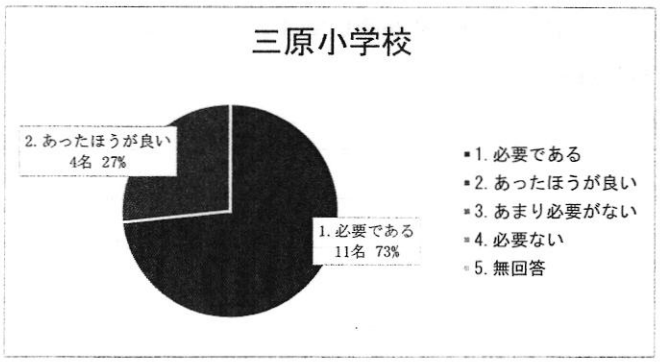

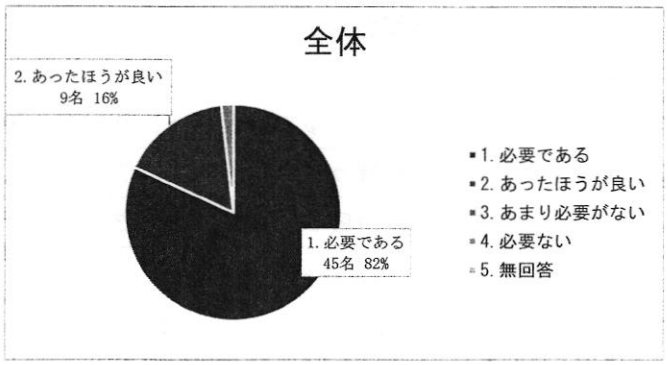

・三根小学校

1. 必要である

1	特に三根地区には公園が少なく、子どもたちの遊び場自体が少なく、貴重な安心して遊べる場所だから。仕事している身として、このような場があることがありがたい。
2	仕事の都合で、授業の終わりに仕事が終わらないことがある。そして、友だちや親以外の大人(指導員さん)との関わりが大切だと思う。
3	仕事をしているのでとても助かります。
4	共働きのため助かる。
5	子どもの学校生活の放課後にはがじゅまるがあったので、当たり前にあってほしい場所です。
6	学校（授業中)、家庭以外に子が友達と安全に楽しく過ごす場所が必要だから。
7	家が学校から遠く帰宅が難しいから。

4. 必要ない

1	家にいたほうが安心できるのかもしれないと思うから

・大賀郷小学校

1. 必要である

1	放課後の子どもの居場所として大切だと思います。

2	両親共働きです。一年生は下校も早く、一人で留守番や遊びに行かせる不安があるので、これからも継続していただきたいと思っております。
3	共働きをしなければならない家庭にとっては必須であると感じるから。
4	我が家は共働きなのでとびっこも利用しています。がじゅまるまではたくさん友達がいるようで息子も楽しいようです。
5	島内で遊べる場所が少ないため
6	とても助かっているからです
7	父母共、安心して仕事が出来る。
8	異学年との交流、普段遊ばない子との交流ができるから。安全に放課後に遊べる場所として必要と感じるから。
9	放課後の子供の居場所として
10	共働きのため、放課後子ども達の居場所があることで安心できるから。

・三原小学校

1. 必要である

1	子どもたちにとって、異年齢児が関わる事の出来る大切な場であると思う。 子どもたちの放課後の居場所として、無くてはならない存在だと思う。
2	仕事をしている保護者が多いので、低学年の間は特にがじゅまるの必要性を感じています
3	子供の居場所として。また、交流の場として。 がじゅまるがなくなれば、1人で家で留守番をする子が増えるのでは？
4	共働きの家族が多い中、放課後家で1人でお留守番するより、有意義だと思うから。

2. あったほうが良い

1	児童たちのふれあいの場はあるべきです。
2	学校の友達とのんびり遊んだり宿題ができる。習い事までの時間を過ごせる
3	我が子は比較的馴染んでいますが、馴染めない子もいると思います。強制ではなくその日、自分がどうするかを決められるのがメリットだと思います。
4	下校してから、子供だけで安全に遊べる場所が少なくなっているから

⑦　自由記載（ご意見・ご要望等）

八丈町の放課後子供教室「がじゅまる広場」に対してご意見・ご要望等、ご質問等がありましたら、ご記入ください。（自由記載）

・三根小学校

1	子どもによって対応が違うのは直した方がよい
2	がじゅまるでトラブルがあった時に担任や保護者に情報共有して欲しい。
3	これからも続けてほしい。
4	いつも見守って頂き、ご指導頂き、ありがとうございます。これからも利用していきたいです。
5	夏休みのイベント等ありがとうございます。今後もよろしくお願いします。
6	変わらず続いて欲しいです。
7	長期休暇中も開催してほしい。宿題・学習・読書の時間を設けてほしい。
8	とてもありがたいです。いつもありがとうございます。

・大賀郷小学校

1	工作や外遊びなど家庭では中々出来ない経験をさせて頂いて感謝しています。放課後の子ども達の居場所としてこれからも継続して欲しいと願っています。
2	とびっこについてですが→出席連絡等、連絡帳ではなく、フォーム等でやり取りできると双方楽に感じます。
3	がじゅまるはどのような用途で運営しているのかこのアンケートを受けるまで考えもしませんでした。とびっこも含めて充実した放課後を期待しています。
4	利用しやすい雰囲気づくりをお願いしたいです。利用したいと思えるプログラムを取り入れるなど。
5	部屋をもっと広くしてほしいです。
6	いつもありがとうございます。外遊びや玩具だけでなく、製作などもさせていただき、とても楽しく過ごさせていただき感謝しています。
7	とても楽しく通わせていただいております。空き箱の提供など、家庭でお手伝いできることがあれば、またアナウンスをしていただきたいです。

・三原小学校

1	質問８にもつながりますが、放課後子ども教室の活動内容がわかりにくいと感じます。顔は載せなくても良いので、広報かホームページで活動日を知りたいです。 また、指導員は足りているのかも気になります。上の子が進学する際、指導員がいないから（当時の段階で）がじゅまるは利用できないと言われていたこともあり、活動に無理がないのか心配になっています。
2	いつも大変助かっています

3	ほぼ毎日、楽しく参加させていただいています。子どもたちのために、毎日ありがとうございます。
4	いつもありがとうございます。基本は見守りということで対応していただいてますが、人としてダメなことをした時はきちんと注意してほしいです。
5	いつも子供達を温かく見守って下さって有難うございます。
6	いつも子供達をきめ細かく見守ってくださり、ありがとうございます。安心して預ける事が出来ています。
7	いつもありがとうございます。 指導員のみなさまには大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。 長期休みのとびっこは勤務時間によりどうしても送迎できない時があり、参加できなかったため、家で子どもたちだけで長期休みを過ごしました。 地震やその他、自然災害が起きた場合の不安が大きかったです。 今後は各地区でできることを願っております。

3 課題・制度の目標等

各教室コーディネーター、指導員の皆さんの努力で、子どもたち・保護者ともにおおむねポジティブな回答となっている。
出てきた課題については、各教室の指導員会議で共有し、その都度改善を図っている。また、アンケートに現れないであろう現場での日々の課題についても、始業前のミーティング等で共有し、その都度改善を図っている。